

案

香美町高齢者福祉計画 香美町介護保険事業計画

※ 基本目標5 持続可能な介護サービスの推進と確保（介護保険事業計画）（p39～93）については、国の制度改正を反映するため現在推計中です。
そのため介護保険給付費や介護保険料について空欄としていますが、ご理解をお願いします。

<令和6年度～令和8年度>

令和6年3月

香 美 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 計画の策定体制と進行管理	2
4 計画における持続可能な開発目標（SDGs）に対する考え方	2
5 日常生活圏域の設定	3

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 人口構造、高齢者のいる世帯の状況	4
2 医療の状況	6
3 要介護（要支援）認定者等の状況	8
4 認知症高齢者数の推計	9
5 現状と課題を踏まえた計画の見直しの方向性	10

第3章 計画の基本理念と体系

1 基本理念	11
2 基本目標	12
3 施策の体系図	14
4 成果指標	15

第4章 施策の展開

基本目標1	地域包括ケアシステムの推進	16
	1 地域全体で高齢者を見守り支える仕組みづくり	16
	2 包括的支援事業の推進強化	19
基本目標2	介護予防の推進と充実	24
	1 健康づくりから介護予防まで一体的な事業推進	24
	2 介護予防・重度化防止事業の推進と充実化	26
	3 高齢者生活支援サービスの充実	30

基本目標 3	生きがいづくりと社会参加の促進……………	32
	1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進……………	32
基本目標 4	認知症施策の推進……………	34
	1 認知症に関する理解促進と予防推進……………	34
	2 医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備……………	35
	3 認知症支援体制の充実……………	36
	4 認知症バリアフリーの推進……………	38
基本目標 5	持続可能な介護サービスの推進と確保（介護保険事業計画）……………	39
	1 要介護認定の状況……………	39
	2 第8期計画との比較及び在宅介護実態調査の概要……………	41
	3 介護保険サービスの計画的な整備……………	48
	4 適切な介護保険料と利用者負担……………	76
	5 介護保険制度の円滑な推進……………	84

関係資料編

1	用語集……………	95
2	香美町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱……………	101
3	香美町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿……………	104
4	香美町高齢者福祉計画策定に係る検討経過……………	105
5	香美町高齢者福祉計画策定に係る介護予防・日常生活圏域二一ズ調査報告書 ……	106

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

香美町では本計画期間中に迎える2025（令和7）年、高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口は年々減少し、介護を支える人材確保、地域の高齢者を支える支え手づくりがこれまで以上に課題となります。介護需要の高い85歳以上の人口が急増することが見込まれる2040（令和22）年に向け、介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生き方が尊重され、自立し安心した生活が送れるよう、住民、事業者等、多様な主体や機関が密接に連携し、高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の更なる推進・強化に向けて計画を策定する必要があります。

また、高齢者の生活形態、ニーズが多様化していく中、高齢者だけではなく、障害者・児童・生活困窮者等含む複合化・複雑化した問題へ支援するための体制づくりも求められています。

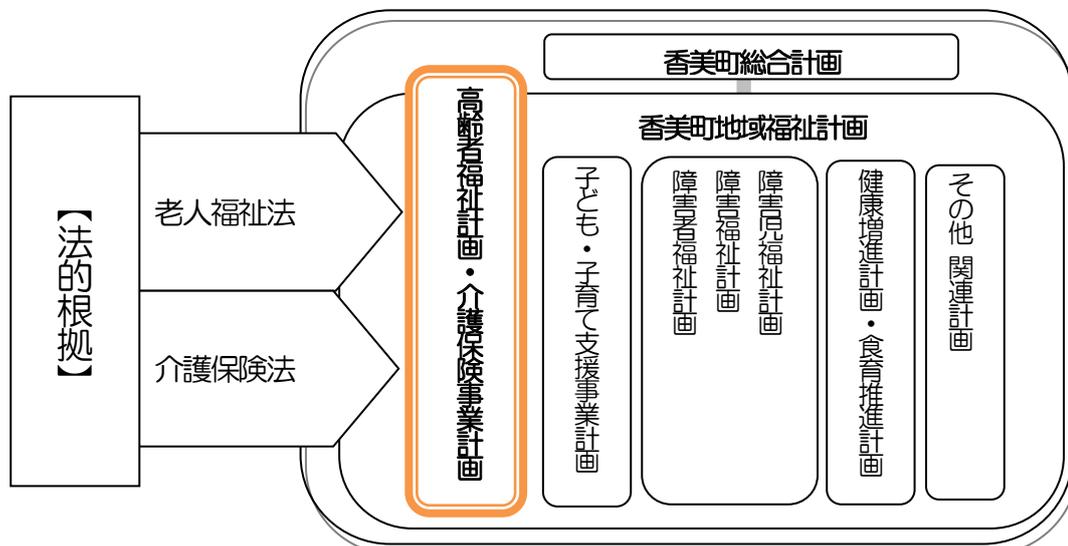
今後は、前期計画における基本目標を踏襲しつつ、国が示す方向性や中長期的な視点で本町の状況を踏まえた施策の展開を含む香美町らしい地域包括ケアシステムのもと、高齢になってもお互いに支え合い、生きがいをもって自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「**高齢者福祉計画**」及び介護保険法第117条に基づく「**介護保険事業計画**」を一体的にまとめた計画です。

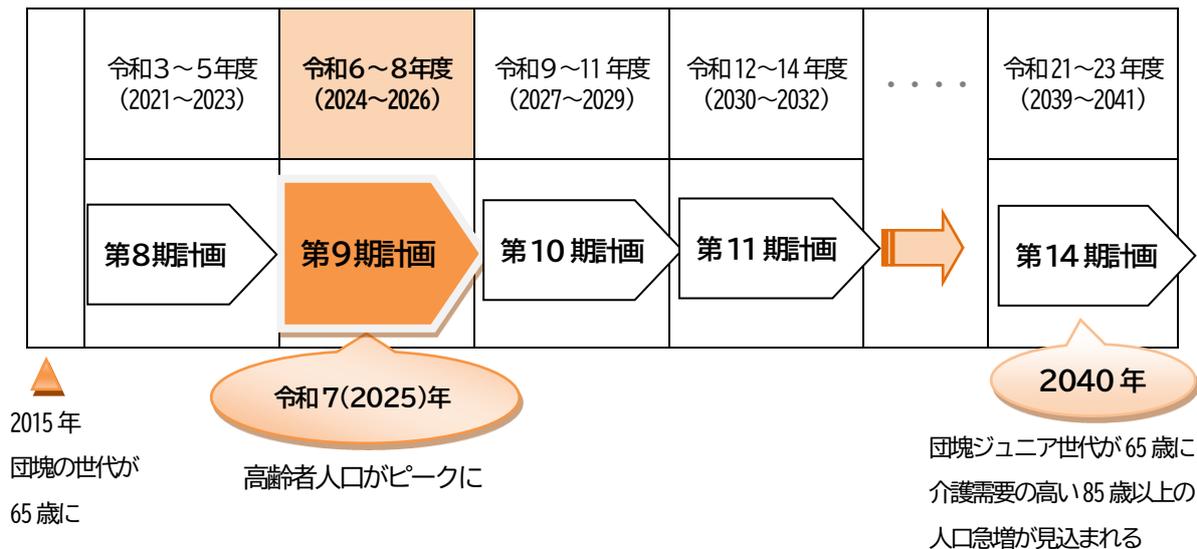
本計画は、「香美町総合計画」を最上位計画とし、香美町地域福祉計画の理念のもとに高齢者福祉及び介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置付けるものです。また、町の他の保健福祉関係の計画と調和させるとともに、兵庫県に関連する計画等と整合性をとりながら取り組んでいます。



(2) 計画の期間

高齢者福祉計画は介護保険事業計画と一体的に策定することとなっており、「介護保険法」第117条の規定に基づき、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間を計画期間とし、今回は第9期の計画を策定します。

第9期計画は、第8期計画の実績を踏まえつつ、介護需要が増大すると見込まれる2025年から2040年までの中長期的な人口動態・サービス・給付・保険料の水準も推計して示すこととします。



3 計画の策定体制と進行管理

本計画の策定にあたって、保健・医療・福祉関係の各種団体及び被保険者の代表を委員とする「香美町高齢者福祉計画策定委員会」（設置要綱・委員名簿・検討経過は、関係資料のとおり）を設置し、計画の内容等について議論していただきました。

また、本計画の基礎資料として活用するため、町内の高齢者の生活状況、社会参加、健康等についての「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したほか、パブリックコメント等により、町民の要望・意見を反映して策定しました。

計画の策定後は、その実効性を確保するため、毎年度「香美町高齢者福祉計画策定委員会」において、進捗状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な施策を講じる等適切な進行管理に努めます。

4 計画における持続可能な開発目標（SDGs）に対する考え方

2015（平成27）年国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs(エス・ディー・ジーズ)）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の開発目標です。

国は「SDGs実施指針改定版（2019（令和元）年12月20日）」を定めており、地方自治体には

「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

持続可能なまちづくりを進める本町においても、SDGsに掲げられている17の目標について、自治体の世界最大組織である都市・自治体連合（United Cities and Local Governments）が提唱する理念を基に、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を採り入れ、持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策に取り組んでいくものとしします。

●持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



(出典：国連開発計画)

5 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるような基盤整備を進めていくため、町全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなくて、身近な日常生活圏域ごとに地域の特性や地域ケア体制を生かして整備する「面の整備」が求められています。

香美町では、合併以前から旧町単位で一定の社会資源があり、行政全般の各種サービスが実施されています。また旧町毎に地域住民と関係機関等が連携して地域ケア体制が構築されていることから、第9期の介護保険事業計画においても、前期までの計画で定めた日常生活圏域を踏襲して、香住区、村岡区、小代区の3区に分けて圏域を設定し、サービスがバランスよく提供できるよう計画を進めていきます。

【生活圏域ごとの概況】

	香美町	香住区	村岡区	小代区
人 口	16,064 人	10,088 人	4,266 人	1,710 人
高齢者人口(65歳以上)	6,530 人	3,703 人	1,952 人	875 人
高齢化率	40.6 %	36.7 %	45.8 %	51.2 %
面 積	368.77 km ²	136.95 km ²	165.66 km ²	66.16 km ²

(令和2年国勢調査)

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 人口構造、高齢者のいる世帯の状況

(1) 人口構造

【現 状】

香美町	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口 A (人)	21,439	19,696	18,070	16,064
40 歳以上人口 B (人)	13,726	13,164	12,615	11,720
比率 B/A (%)	64.0	66.8	69.8	73.0
65 歳以上人口 C (人)	6,470	6,521	6,630	6,530
比率 C/A (%)	30.2	33.1	36.7	40.6
75 歳以上人口 D (人)	3,316	3,693	3,805	3,732
比率 D/A (%)	15.5	18.8	21.1	23.2

(国勢調査)

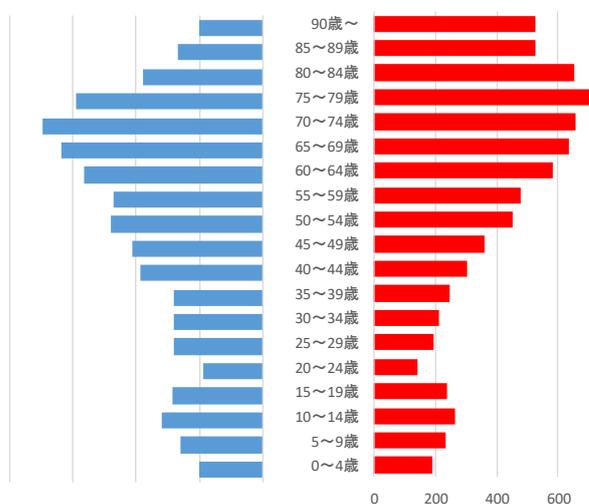
【推 計】

香美町	令和 7 年	令和 22 年
総人口 A (人)	15,087	11,399
40 歳以上人口 B (人)	11,000	8,364
比率 B/A (%)	72.9	73.4
65 歳以上人口 C (人)	6,486	5,353
比率 C/A (%)	43.0	47.0
75 歳以上人口 D (人)	3,857	3,594
比率 D/A (%)	25.6	31.5

「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

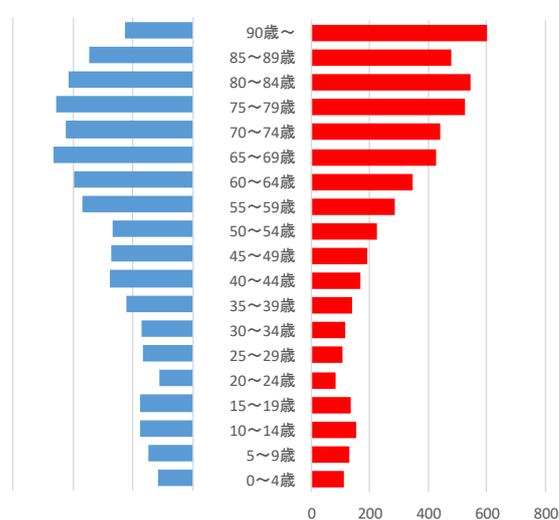
令和 7 年

■男 ■女



令和 22 年

■男 ■女



(ウ)

本町の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

総人口は、合併初年度の平成17年から令和2年の15年間で5,375人減少しており、令和5(2023)年9月時点で、高齢者(65歳以上)は6,611人、高齢化率は42.1%となっています。

平成30年3月に「国立社会保障・人口問題研究所(社人研)」より公表された本町の将来人口推計によると、令和22(2040)年には、総人口は11,399人にまで減少し、高齢化率は47.0%となり、およそ2人に1人は65歳以上の高齢者となると見込まれています。

人口ピラミッドからも、高齢者を支える人口の割合が極端に減少する見込みです。

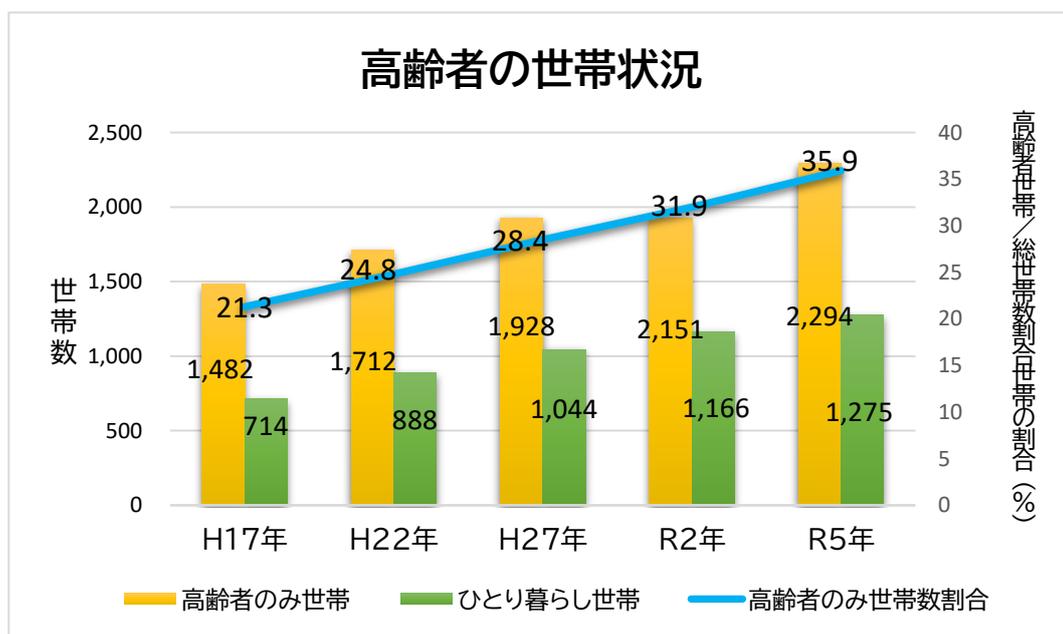
(2) 高齢者のいる世帯の状況

総人口の減少に伴い総世帯数も減少傾向にあり、令和5年には6,375世帯と、平成17年と比較して586世帯(8.4%)減少しています。

総世帯数が減少している一方で、ひとり暮らし高齢者世帯数は増加しており、令和5年には、総世帯数に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合は20%と高い割合を示しています。さらに高齢者のみ世帯は、総世帯数の35.9%を占めています。

香美町	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
総世帯数 A(世帯)	6,961	6,903	6,766	6,723	6,375
ひとり暮らし高齢者世帯数 B(世帯)	714	888	1,044	1,166	1,275
比率 B/A(%)	10.3	12.9	15.4	17.3	20.0
高齢者のみ世帯数 C(世帯)	1,482	1,712	1,928	2,151	2,294
比率 C/A(%)	21.3	24.8	28.4	31.9	35.9

※高齢者のみ世帯数にはひとり暮らし高齢者世帯数を含む(住民基本台帳2月1日現在)



2 医療の状況

(1) 生活習慣病における患者数の多い疾病

令和4年度の生活習慣病の疾病別千人当たりレセプト件数において、患者数が多い疾病は「高血圧症」です。次いで「筋・骨格」「糖尿病」「脂質異常症」「精神」の順に多くなっています。県・国比較においては、「高血圧症」「狭心症」「脳梗塞」「高尿酸血症」「脳出血」「心筋梗塞」が上回っています。

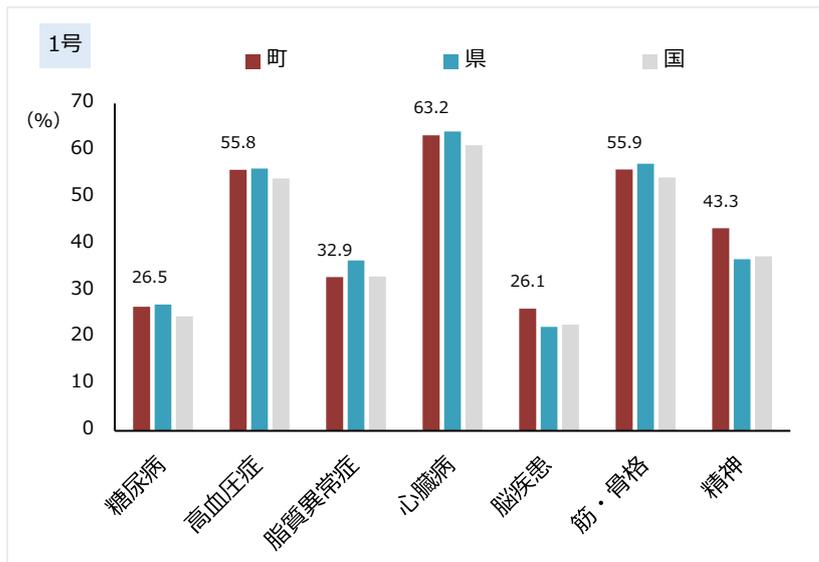
	千人当たりレセプト件数		
	町	県	国
高血圧症	934.2	928.2	894
筋・骨格	918.1	1029.5	944.9
糖尿病	651	696.6	663.1
脂質異常症	471.2	650.9	587.1
精神	375.6	505.9	530.7
がん	306.4	348.6	324.1
狭心症	65.3	64.8	64.2
脳梗塞	54.2	51.2	50.8
高尿酸血症	29.7	15.5	16.8
脂肪肝	12.1	18.3	16.2
動脈硬化症	7.6	8.9	7.8
脳出血	7.1	6.3	6
心筋梗塞	6.8	5.6	4.9
その他	4,748.9	5,332.8	4,880

【出典】KDB 帳票 S23_006-疾病別医療費分析（生活習慣病） 令和4年度 累計

(2) 要介護（要支援）認定者有病状況

要介護または要支援の認定者の有病率において、第1号被保険者では「心臓病」が最も高く、次いで「筋・骨格」、「高血圧症」でした。第2号被保険者では「筋・骨格」が最も高く、次いで「糖尿病」、「心臓病」でした。

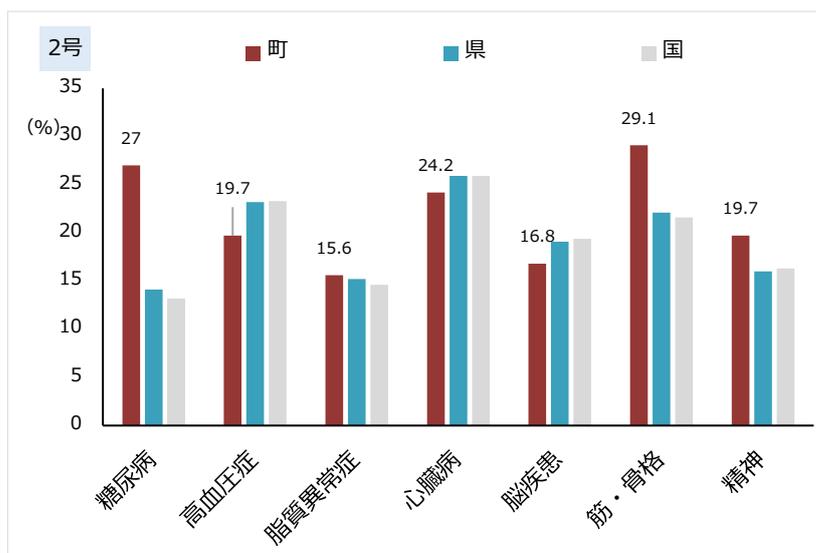
■ 第1号被保険者 有病状況 N数=1,309人



令和4年度

糖尿病	26.5%
高血圧症	55.8%
脂質異常症	32.9%
心臓病	63.2%
脳疾患	26.1%
筋・骨格	55.9%
精神	43.3%

■ 第2号被保険者 有病状況 N数=20人



令和4年度

糖尿病	27.0%
高血圧症	19.7%
脂質異常症	15.6%
心臓病	24.2%
脳疾患	16.8%
筋・骨格	29.1%
精神	19.7%

【出典】KDB 帳票 S25_006-
医療・介護の突合（有病状況）
令和4年度累計

3 要介護（要支援）認定者等の状況

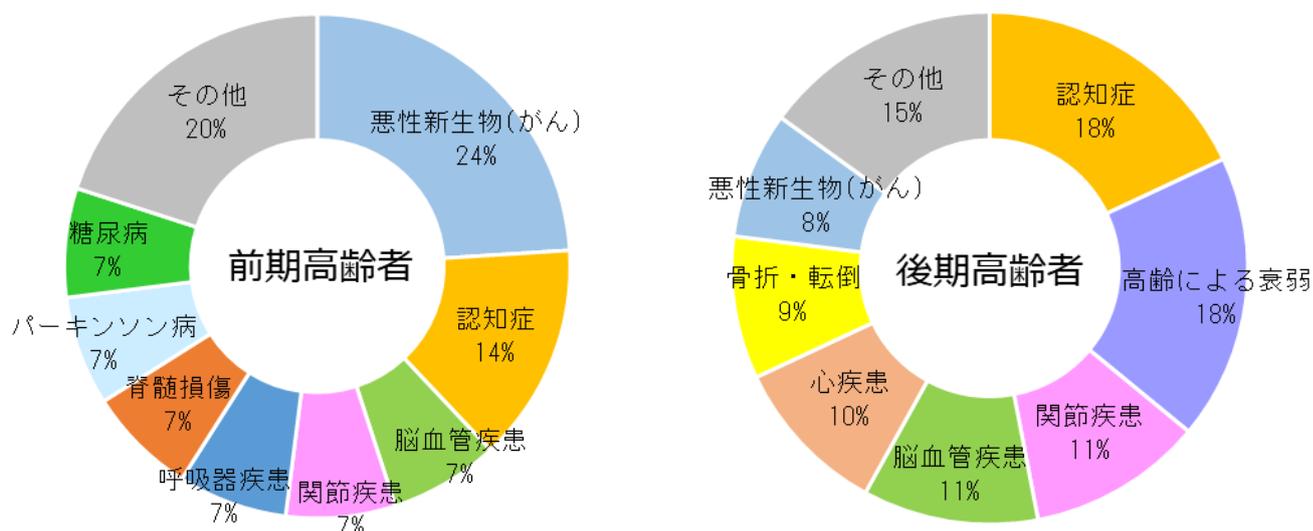
(1) 介護保険認定申請における原因疾患割合

介護保険認定者数は年齢とともに増加しています。健康増進事業や介護予防事業を行っていくにあたり、何が原因で介護保険の申請に至っているのか、認定申請者のうち新規に申請を行った方を対象に、主治医意見書を基に認定を受けられる原因の疾患を調査しました。

結果は、40～64歳の2号被保険者や65～74歳までの前期高齢者では悪性新生物（がん）が原因で申請を受けている方が多く、75歳以上の後期高齢者では認知症や高齢による衰弱、関節疾患等、年齢とともに起こりうる疾患で認定を受けている方が多くなっています。

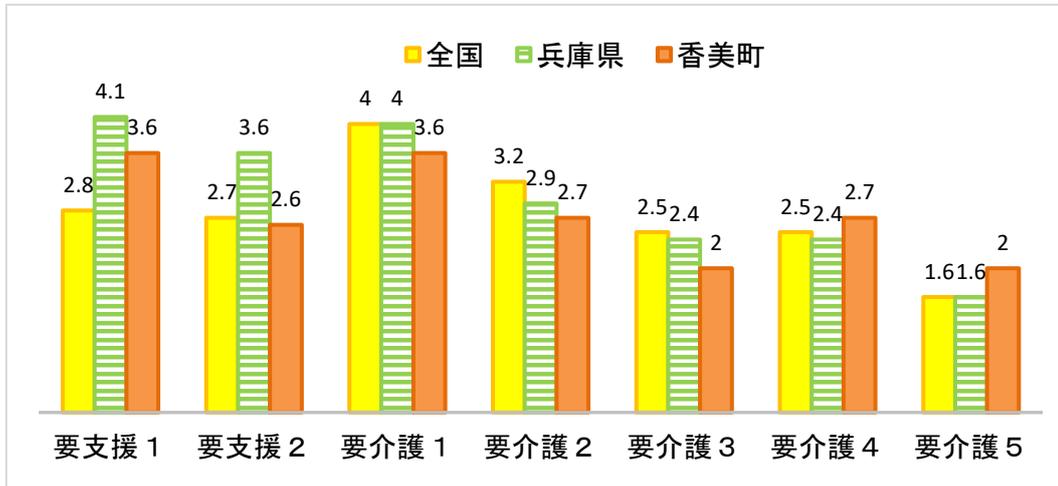
年齢層	1位	2位	3位
40～64歳 件数割合	悪性新生物 4件 80.0%	脳血管疾患 1件 20.0%	
65～74歳 件数割合	悪性新生物 7件 24.1%	認知症 4件 13.8%	・脳血管疾患 各2件 ・関節疾患 6.9% ・呼吸器疾患 ・脊髄損傷 ・パーキンソン病 ・糖尿病
75歳以上 件数割合	認知症 37件 18.1%	高齢による衰弱 37件 18.1%	関節疾患 23件 11.3%

【介護保険認定申請（新規申請）・主治医意見書より（令和4年度認定者）】



(2) 要介護（要支援）認定者割合

認定者の割合は、全国及び県と比べて、要支援2～要介護3で低く、要介護4、5で高くなっています。それは、全国及び県と比べ、認定者の年齢層が高いため、重度の要介護4、5が高い結果になっていると考えられます。



※認定率：当該地域の要支援・要介護認定率=当該地域の要支援・要介護認定者数(第1号被保険者分) ÷ 当該地域の第1号被保険者数

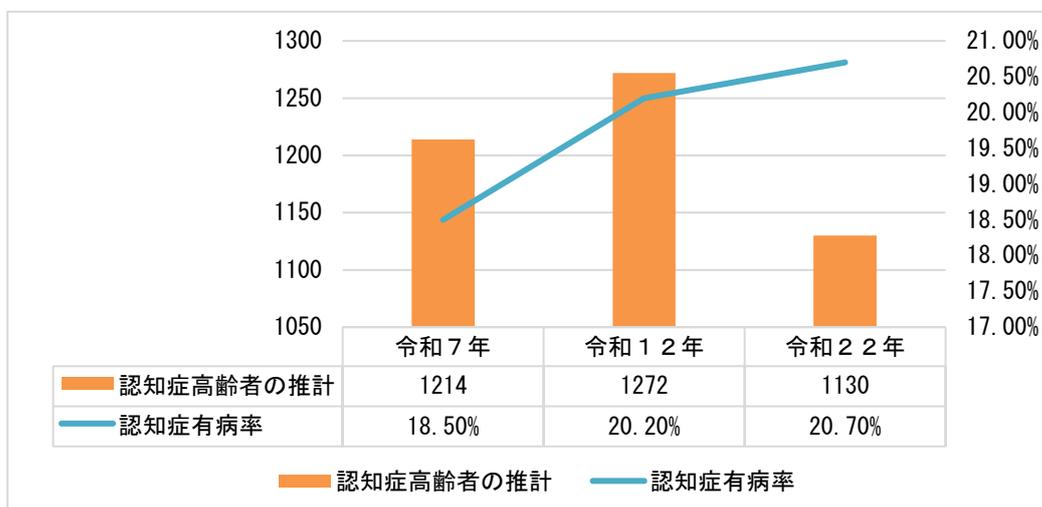
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
香美町認定者数(人)	240	170	236	181	134	178	132

厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報
地域包括ケア「見える化」システム(令和5年8月時点)

4 認知症高齢者数の推計

本町における認知症高齢者を推計すると、65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者の数は令和12年ごろまでは増加し続け、その後は減少に転じると推計されます。

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年厚生労働科学研究費補助金特別研究九州大学 二宮教授)を元に、各年齢層の認知症有病率が平成24(2012)年以降一定と仮定した場合の有病率で推計。



5 現状と課題を踏まえた計画の見直しの方向性

●介護予防・フレイル予防対策の推進

本町では急激に高齢者化が進んでおり、要介護認定者数も増加することが予想されています。生産年齢人口割合が減少する中、地域の活力を維持し、高齢者が地域の一員として支え合いながら元気に暮らすことのできる地域づくりのため、介護予防・フレイル対策を推進していく必要があります。

●介護予防・健康づくり施策の普及

介護申請における原因疾患や有病状況について、75歳以上になると認知症や高齢による衰弱等年齢とともに起こりうる疾患が多くみられることから、特にその手前の年代である前期高齢者を対象に、介護予防の意識啓発や認知症の正しい知識の普及啓発、相談窓口である地域包括支援センター窓口・事業の周知等を進めることが重要だと考えられます。

●認知症施策の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加している中、認知症高齢者も増加しています。認知症の相談体制の充実、住民主体や民間団体等幅広く連携した見守りや生活支援サービスの充実等、地域で認知症の人を支える施策を推進していく必要があります。

●地域包括ケアシステムの強化

高齢者の多くは、人生の最期を迎える場所として住み慣れた香美町を希望しています。認知症になったり、医療や介護が必要な状態になっても、本人が望む暮らしに沿えるよう、在宅医療と介護の連携、生活支援等がより一層重要になってきます。そのため、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを強化する必要があります。

●介護サービス基盤の維持強化

支援を必要とする高齢者の増加に伴い、本計画期間だけではなく中長期的な支援ニーズの見通しを踏まえた持続可能な介護サービス基盤の確保が必要になります。高齢者はもちろん、その家族の暮らしも支えるため、家族介護者のレスパイトに繋がる居宅サービスや入居待機者の削減に向けた施設サービスを整備し、介護サービス基盤の維持強化に向けた取組みが必要です。併せて、介護現場で続く慢性的な人材不足の解消や介護職の業務負担の軽減を図る必要があります。

第3章 計画の基本理念と体系

1 基本理念

みんなで支えあい自分らしく安心して暮らせるまちづくり

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では「すべての高齢者の自分らしい暮らしをみんなで支え合うまちづくり」を基本理念とし、その基本理念を実現するために「地域包括ケアシステム」を構築しました。

今期の第9期計画においては、基本理念を「みんなで支えあい自分らしく安心して暮らせるまちづくり」とし、前計画期間に構築した「地域包括ケアシステム」の更なる強化及び拡充により新たな基本理念を達成することを目標として各種施策に取り組みます。

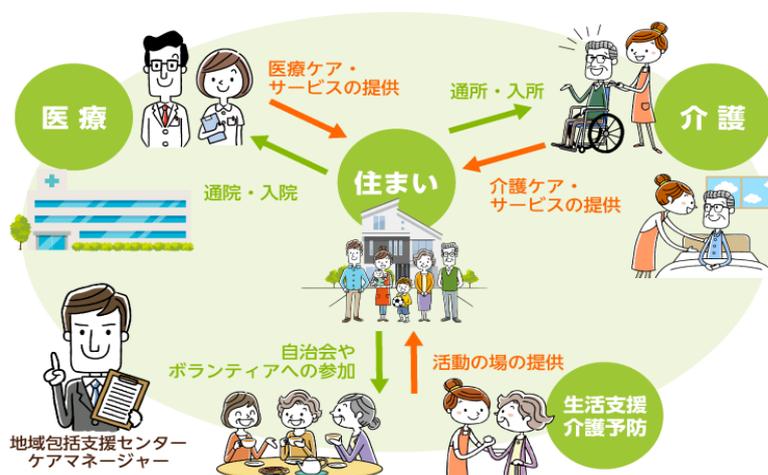
具体的には「介護予防施策」、「認知症施策」及び「在宅医療・介護連携」の強化により、高齢者の方が安心して自分らしい暮らしを望む限り続けることができる地域社会を推進すること、また、これに加えて、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じることができるような仕組みである「包括的な支援体制」の整備に取り組むことにより、基本理念の実現を目指します。

地域包括ケアシステムとは

重度な要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制です。

香美町として、元気なときも療養や介護が必要になったときも、住み慣れた地域で高齢者の希望に沿った日常生活・社会生活である自分らしい暮らしが継続できるよう保健・医療・福祉の多職種が互いに連携して、日常的な支え合い活動とも協働しながら、サービス、ケア、支援を進めていく必要があります。

地域包括ケアシステムのイメージ



2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標のうち、次の3つを重点目標として位置付け、取り組みます。

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

重点

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する香美町らしい地域包括ケアシステムをさらに推進していくため、地域包括支援センターを中心とした機能強化を図っていきます。

高齢者を見守り支える仕組みづくりとして、地域福祉を推進する各主体の役割と連携について相互確認し、高齢者とともに地域での見守り活動に取り組み、災害や感染症を含めた緊急時の対応に備えられるような施策を進めていきます。

また、複雑化・複合化した地域住民の抱える課題の解決のため、香美町の既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ医療・介護等の連携体制の強化、地域ケア会議等を通して地域課題の情報共有を行い、多職種の専門職で連携した支援体制の整備に努め、適切な支援につないでいきます。

基本目標2 介護予防の推進と充実

重点

高齢者が壮年期から健康づくりの意識を持ち、介護予防の取り組みにつながるよう、健康増進事業と介護予防事業の一体的な事業推進を実施します。元気な高齢者を中心とした地域の高齢者が地域社会の担い手としての現在の機能を維持し、より支え合えるよう、元気体操サークル等の住民主体による介護予防・社会参加の場の継続・新規拡充の支援を引き続き推進し、協働して虚弱な高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを目指します。

また、地域リハビリテーション事業等専門職の活用及びデータに基づく効果的な事業実施に努め、各地域の高齢者や要支援者等のニーズ、地域資源を把握し、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実化に向けて検討していきます。高齢者の在宅生活を支えるため、移動手段や配食サービス体制の確保についても継続して取り組みを進めます。

基本目標3 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢になっても元気でいきいき暮らし続けることができるよう、高齢者自らも社会を支える一員として、社会参加しやすい環境づくりと生きがいづくりを促進します。

そのために、高齢者福祉施設の設置・運営を行い、高齢者のニーズを捉えながら、フレイル予防やレクリエーションの講座・教室等を展開していきます。

また、老人クラブにおける社会奉仕活動や地域の見守り活動への支援を継続するとともに、シルバー人材センター等高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして社会参加できるよう、就労や地域活動、ボランティア等の機会の提供やきっかけづくりに努めていきます。

基本目標4 認知症施策の推進

重点

認知症高齢者の割合が5人に1人となると予測される中、たとえ認知症になっても、尊厳と希望をもって住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を町全体に広げ、認知症の人やその家族を支える環境づくりを進めます。

そのために、予防段階から認知症ケアパスの普及、相談先の周知徹底を図り、初期集中チーム等医療機関と連携しながら早期発見、早期診断の取組みを実施します。

また、認知症の人が地域での生活を継続できるよう、認知症の人の医療的ケア・介護サービスの充実を図るとともに、家族介護者の身体的・精神的負担軽減のための支援の充実、地域で認知症の人を支える仕組みづくりに努めます。

基本目標5 持続可能な介護サービスの推進と確保

少子高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化等、介護に対するニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化等、介護を支えてきた家族をめぐる状況は変化し、介護人材の確保が重大な課題となっています。

介護が必要な状態になった時に安心してサービスを受けられるよう、持続可能なサービス基盤の整備を進めるとともに、介護人材の確保や質の向上に関する取組み等、介護保険制度の適正な運営に努めます。

そのために、介護保険の基本理念に基づき、高齢者の自己決定や「自分らしさ」を尊重しつつ、自立支援と重度化防止の考え方を徹底するとともに、介護職員確保、養成のための様々な対策を進めるとともに、介護職員等の業務負担を軽減し介護サービスの質を担保するため、介護業務の効率化、介護現場の生産性の向上の推進等を支援していきます。

3 施策の体系図

基本理念を実現するための基本目標に基づき、各施策を展開します。



4 成果指標

第8期高齢者福祉計画の成果指標について、令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主体的健康感と主体的幸福度の2項目の結果は、基準値程度であり、目標とするKPIの数値まで至りませんでした。また、数値目標に関連する項目として、運動器機能の低下について、前回調査と比較するとリスクありの割合が10%以上減少しているのに対し、経済的状況については「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合は1.6%増という結果になりました。

これらの結果を受け、第9期高齢者福祉計画の成果指標として、第8期に引き続き、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果より、主体的健康感と主体的幸福度について指標を定めます。各計画施策を推進していくことで高齢者の健康と幸福度の維持・向上を目指します。

各計画施策の数値目標は、第4章 施策の展開に事業毎に記載しています。

数値目標	基準値 (第8期計画結果)	KPI (重要業績評価指標)
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果より「健康状態」が「とてもよい」と回答した人、「まあよい」と回答した人の割合を維持する。	71.7%	71.7%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果より「幸福度」の平均点の増を目指す。	6.9点	8.0点

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

1 地域全体で高齢者を見守り支える仕組みづくり

現状

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の割合が増加する中、高齢者が安心して在宅生活ができるよう地域住民、事業所等との連携を進め、地域全体で行う日常の見守り体制づくりとともに機器等を活用した緊急時対応や定期的な安否確認ができる事業普及に取り組んでいます。

また、災害時や感染症等に備えて、地域住民、介護事業所、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）等と連携し、支援体制づくりに努めています。

主な施策・事業

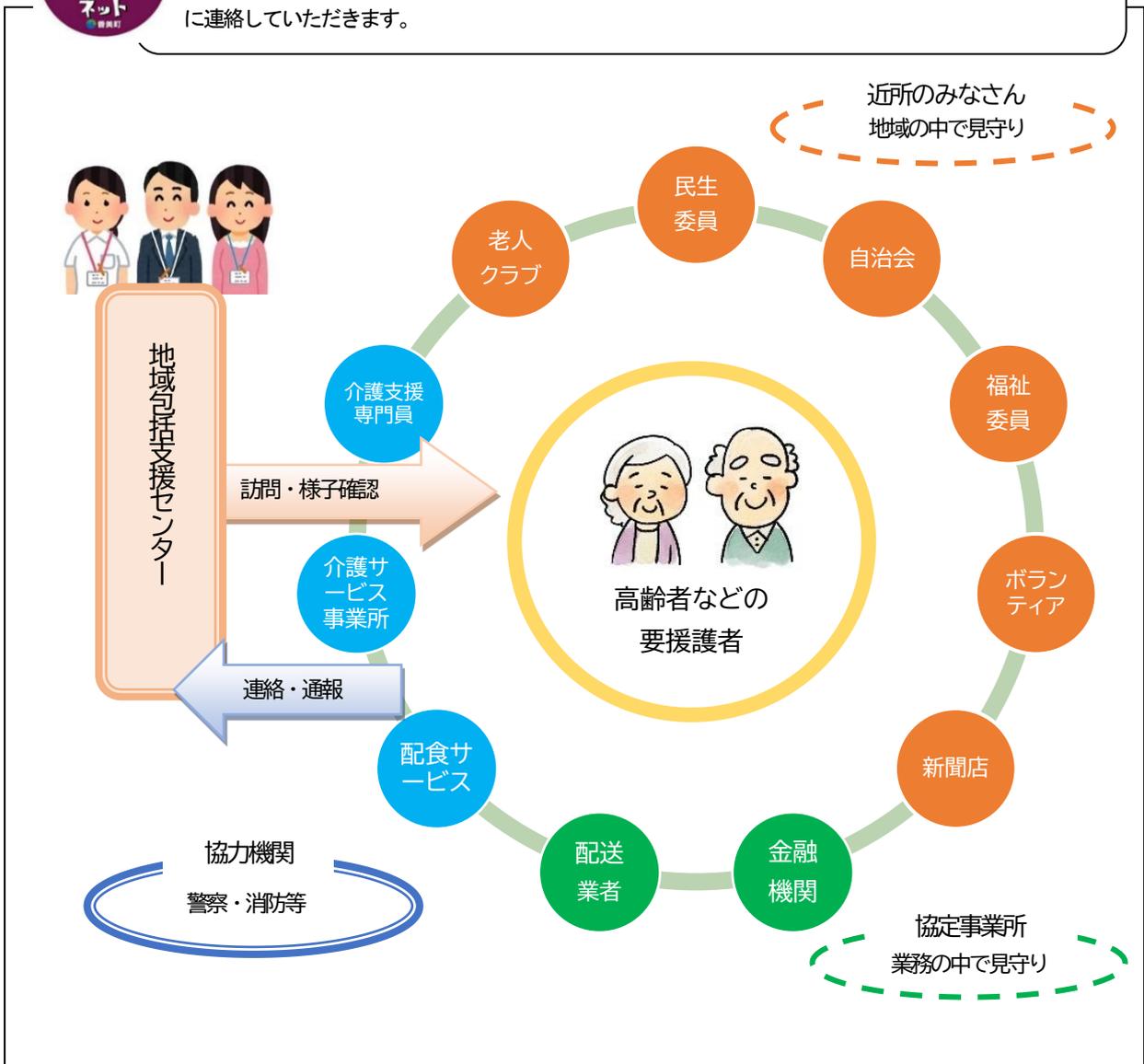
施策・事業		取組内容と課題
高齢者等見守りネットワーク事業 （にこにこ香美ネット）	拡 充	地域住民、事業所等の関係機関が協力し、自宅内で倒れている可能性があるなど、何かしらの変化や異変を感じた際に地域包括支援センターへと連絡を入れていただくことにより、地域全体で、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等へのさりげない見守りを行う事業です。地域包括支援センターへの連絡内容は認知症関連が多いことから、地域住民の認知症等に関する理解促進と連絡しやすい体制づくりが課題です。 また、協定を締結している事業所等に「にこにこかえるネットワーク」（香美町認知症高齢者SOSネットワーク）に登録された方の平常時の見守りや、行方不明時の発見協力を依頼しています。
避難行動要支援者への支援	継 続	自治会における災害時の備えや平常時の見守り活動に役立てることを目的に、避難に支援が必要な方等の情報を難行要支援者名簿として自治会等へ提供しています。毎年度の名簿の更新とともに、要援護者の円滑な避難に繋がるよう地域の支援者を増やす取組みを進めています。 また、災害時における一般避難所での避難生活が困難な要援護者のための「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成と併せて、特別養護老人ホームなど7事業者（11施設）と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、災害時に備えています。
緊急通報システム事業	継 続	ひとり暮らし高齢者等の急病等、緊急時等の対応を迅速かつ適切に行うため、ボタンひとつで通報センターに連絡することができる「緊急通報装置」を高齢者宅に設置（貸与）しているほか、通話による相談対応機能や定期的なお伺い電話など、機能の充実に取り組んでいます。 課題として、緊急通報装置の普及に地域差があること、装置を設置する際の協力員の確保などが挙げられます。

災害・感染症対策に係る体制整備	拡充	各介護事業所等が策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認し、災害の種類別により避難に要する時間や避難経路の確認とともに、各事業所が作成する業務継続計画（BCP）の作成や見直しについて支援しています。 福祉避難所を設置する際には、要援護者の数に対して、適切な設置数を確保し、関係機関と連携して適切な運営に努めています。
災害に対する備え		
感染症に対する備え		



高齢者等見守りネットワーク事業【ここいこ香美ネット】図

地域住民、地域の協定事業所等で高齢者等を見守り、異変がおきたときなどに、地域包括支援センターに連絡していただきます。



今後の方向性（取組方針）

○高齢者等見守りネットワーク事業は、認知症高齢者や高齢者のみ世帯への見守りをさらに推進するとともに、本事業が今後も継続していくことができる仕組みとなるよう、協定事業所や住民を対象とした研修会を実施します。また、概ね近隣の事業所等には協定いただいておりますが、認知症高齢者等の見守り体制をさらに充実させるため、協定事業所を増やす働きかけを引き続き行います。

○避難行動要支援者名簿は、手あげ方式による対象者の選定により作成しているため、自治会等により登録状況に差があり、対象者となりうる住民の中に登録できていない要支援者がいる可能性がある状況となっています。引き続き、従来の手あげ方式に加え、町が主体となり対象者を選定し、情報提供に係る同意を得ることで、対象となりうる未登録者の減少に努めます。

○「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、香美町社会福祉協議会、関係事業所及び自治会等と協力し、福祉避難所の開設訓練を実施することで災害に備えることと併せて、福祉専門職が自治会等をはじめとした地域と協働して、避難のための個別避難計画を作成する取組みへの支援を進めます。その他、関係機関が一層協力を深め、地域住民の「防災リテラシー」向上を目指します。

○今後も、ひとり暮らし高齢者世帯が増加することが見込まれる中、急病等の緊急時にも安心して在宅生活が続けられるよう、ひとり暮らし高齢者世帯の約4割程度に緊急通報システムの設置を目指し、事業の普及啓発を行います。

目標値

○高齢者等見守りネットワーク事業（にこにこ香美ネット）

(実績)

内容／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
協定事業所・団体数	55 事業所	56 事業所	55 事業所

(目標)

内容／年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協定事業所・団体数	56 事業所	57 事業所	58 事業所

○緊急通報システム事業

(実績)

内容／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
設置人数	240 人	246 人	257 人

(目標)

内容／年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置人数	280 人	305 人	330 人

2 包括的支援事業の推進強化

現状

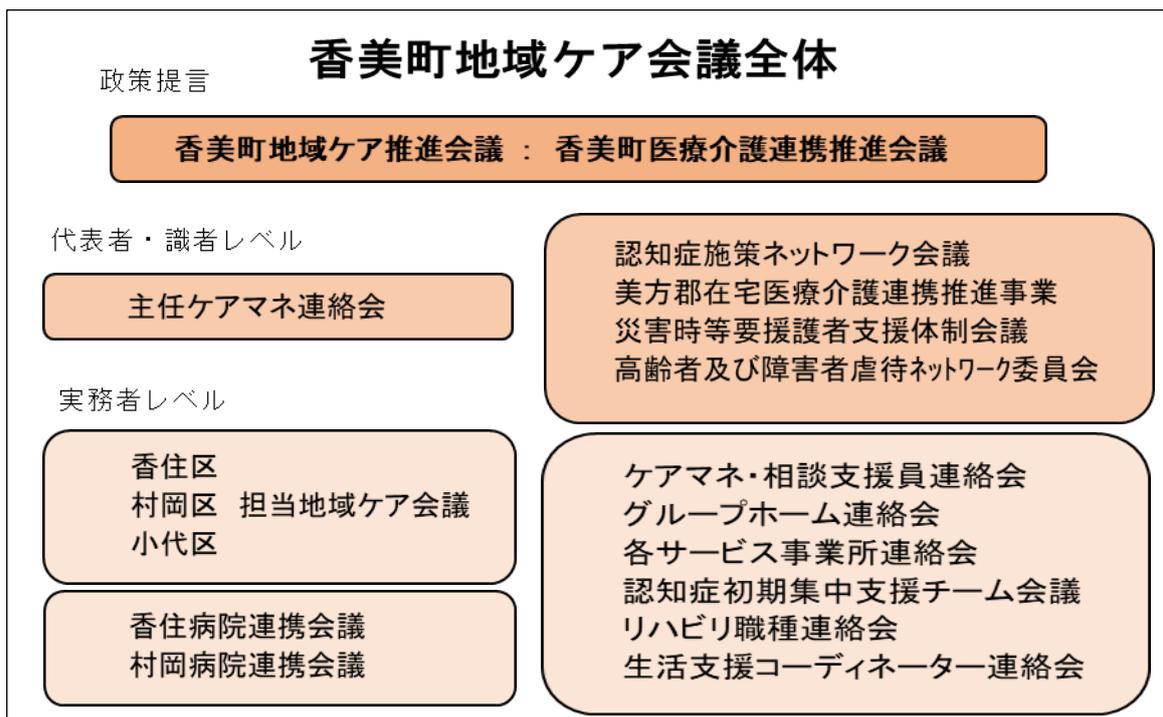
地域包括ケアシステムを推進するため、相談体制の整備、地域ケア会議等とおした関係機関で地域課題等の共有や、医療機関と介護の専門職等多職種連携など、地域包括支援センターを中心に機能強化を図り、適切な支援に向けた事業を進めてきました。

地域共生社会の実現のために社会福祉法等の関係法令が改正されたことを踏まえ、包括的な支援体制の構築をはじめとした社会基盤の整備と合わせ、今後は、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進、地域共生社会の実現に向けた地域づくり等に一体的に取り組むことが必要です。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
地域包括支援センターの体制強化	拡充	<p>地域包括支援センターを設置し、配置が義務付けられた3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）に加え、理学療法士、介護支援専門員など福祉・医療の専門職や事務職員を配置し、専門性を活かしながら事業推進に向けた体制強化を図っています。</p> <p>しかしながら、高齢者に関する様々な状況に対応するために地域包括支援センターが担う役割は年々増加しており、業務量及び業務内容に応じた適切な人材確保が難しい状況にあります。</p>
包括的総合相談支援事業	拡充	<p>包括的総合相談支援事業は、生活圏域ごとにワンストップサービスで対応できる体制の確保を図りながら、窓口に来ることが難しい要介護者及びひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の住民の実態把握を行うとともに、個々の状況に応じた適切なサービス提供に向け、関係機関と連携しながら、幅広く多様な相談に対応できるよう努めています。</p>
権利擁護事業	拡充	<p>権利擁護事業では、高齢者虐待や成年後見制度、消費者生活相談の相談対応を行っているほか、虐待の早期発見、相談・支援体制の充実、相談通報窓口の周知等を行い、虐待相談等への迅速かつ適切な対応、会議体の設置による関係機関との連携協力体制の構築等を推進しています。</p> <p>その他、認知症高齢者等が成年後見制度を利用する際の専門的な相談対応や利用支援を行っていますが、認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や成年後見制度の相談等、権利擁護関連の相談は増加傾向にあることから、迅速に対応できる体制整備が必要となっています。</p>
介護予防ケアマネジメント事業	継続	<p>要支援認定者、総合事業対象者のアセスメントを行い、利用者本人をはじめとした家族の意向を把握し、専門的な視点でサービスを検討しながら、自立支援や介護予防につながる介護予防ケアプランを作成しています。</p> <p>ケアプランにおいては、福祉用具等のサービス調整も従来型に含まれるため、従来型から総合事業分への移行が進まないことが課題となっています。</p>
ケアマネジメント事業 (包括的・継続的ケアマネジメント事業)	継続	<p>①関係機関との連携体制構築支援、②介護支援専門員同士のネットワーク構築支援、③介護支援専門員の実践力向上支援を行っています。</p> <p>関係機関との連携体制構築支援では、連携に係る介護支援専門員のニーズ把握、情報提供、意見交換等の場を設定するとともに、情報共有のためのルールづくり等を行っています。介護支援専門員の実践力向上支援では、実践力の向上に係る介護支援専門員のニーズ把握をした上で、行政や介護支援専門員の職能団体等と協働し、必要な研修、事例検討会、ケアプランの振り返り等の場を設定しています。</p>

在宅医療・介護連携の推進	重点	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域における医療・介護の多職種がお互いに連携し、日常的な支え合い活動とも協働しながら医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進をはじめとした国が定める8項目に取り組んでいます。</p> <p>身体状況等に応じ、適切な介護・医療のサービスを選択でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けることができるよう、住民向け、特に虚弱高齢者や要介護者、その家族等の支援者に対するACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及が課題となっています。</p>
地域ケア会議の充実	継続	<p>地域ケア推進会議の下に、日常生活圏域部会や専門部会を配置し、①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・支援開発機能、⑤政策形成機能が発揮されるよう役割を担うとともに、それぞれの機能を体系づけ、抽出された地域課題の解決、地域の共生化に向けた協議を進めています。</p> <p>個別課題解決に向けた検討の中で、一つの世帯で高齢、障害、生活困窮など「複合的な問題」や、ひきこもり、ゴミ屋敷の問題といった「制度のはざまにある問題」など、分野ごとの相談体制では対応が困難なケースが増加しており、包括的・重層的な支援体制が求められています。</p>
生活支援体制整備事業の充実	拡充	<p>生活圏域ごとに生活支援コーディネーターが活動しているほか、いきいきサロンや元気体操サークル等「通いの場」活動の広報等での紹介、情報交換ができる交流会を開催することで地域の活動団体の運営支援を行い、介護予防や地域づくりに取り組んでいます。</p>
包括的・重層的な支援体制の整備	新規	<p>地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、既存の分野別の支援体制では十分な対応が困難になっている状況を受け、国においては社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設され、分野横断的な取組みによる包括的な相談支援や社会参加の支援、地域づくりに向けた支援等を推進していくことが求められています。</p> <p>こうした政策動向も踏まえながら、今まで取り組んできた身近な地域での支援や課題解決に取り組む体制づくりから、包括的・重層的な支援体制の再構築に向けた相談窓口等の連携強化に努めます。</p>



重点的取組

○在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護の必要性は年々高まっており、行政や地域の医療機関、介護事業者等との連携が一層重要となります。

地域の医療機関と介護事業者、介護支援専門員等との連携体制を構築し、本人の意思決定を尊重できるよう支援を行いながら、身体状況に応じた医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用でき、緊急時においても本人の意思が尊重される仕組みづくりに取り組みます。

特に看取りについて、日ごろから本人や家族が話し合うことができる環境づくりを推進するため、ACP に関する周知・啓発を目的とした住民向け講演会、出前講座等に取り組みます。その中でも、虚弱高齢者や要介護者、その家族等の支援者に対する ACP 普及のため、介護支援専門員、医療機関、介護事業所等と連携し、ACP ノート等の発行・利用を推進するほか、介護支援専門員向けの ACP 研修等に取り組みます。

目標値

【目標①】

介護支援専門員を対象とした看取りに関するアンケート結果から「看取りの意向を確認していない、できなかった」割合を算出し、前回調査の割合より増加することを目指します。

- ・本人意向：40%
- ・家族意向：20%

前回調査実績 関わりの段階で意思表示ができない方を除いた全者の割合

本人意向：30.1% (75名 / 249名)

家族意向：14.8% (37名 / 249名)

【目標②】

介護支援専門員を対象とした看取りに関するアンケート結果から「在宅看取り(最終末期の入院も含む)のうち、最後の入院に要した日数」の割合を算出し、日数が減少することを目指します。

- ・最終末期平均在院日数：10日 (前回調査より、10パーセント減じた日数)

前回調査実績 最終末期平均在院日数：11.2日

今後の方向性 (取組方針)

○地域包括支援センターでは、高齢者やその家族、民生委員等からの総合相談に対する支援を行い、医療機関や介護事業所等と連携し、高齢者やその家族等の地域住民に対する適切な支援につなぐことができるよう、人員体制の拡充を図りながら、関係機関との協働による重層的な相談体制の整備に向け、新しい包括的支援体制の構築を推進します。

○高齢者が尊厳をもって安心して生活できるよう、高齢者虐待の防止や権利擁護を推進するほか、高齢者虐待等に対する支援体制を整備するため、令和5年度に設立した「香美町高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会」での協議を通じ、成年後見制度の普及啓発等の推進を目的とした成年後見制度中核機関の設置運用について検討します。

○介護予防ケアマネジメントについては、従来型サービスから総合事業への移行を進めるため、引き続き介護支援専門員連絡会等で自立支援の認識の共有を図り、高齢者の自立支援を重視した研修やケース検討会等を開催し、介護支援専門員のスキルアップに取り組むほか、介護支援専門員からの相談対応や、制度や施策に関する情報提供などを行い、介護支援専門員相互の情報交換やネットワークづくりに取り組み、円滑な業務の実施を支援します。

○地域ケア個別会議で抽出された地域課題について、一つの世帯で高齢、障害、生活困窮など「複合的な問題」や、ひきこもり、ゴミ屋敷の問題といった「制度のはざまにある問題」など、分野ごとの相談体制では対応が困難なケ

ースが増加しており、それらに対応できるよう各部会のつながりを意識しながら地域課題の政策形成を目指します。

○ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加する中、生活支援サービス等の支援ニーズに応える多様な担い手の育成や、地域人材の発掘、地域で支え合う仕組みづくりを更に進めることが求められています。地域の実態に合わせ、生活支援コーディネーターを中心にモデル地区から地域の支援ニーズと地域ボランティアのマッチング等のコーディネートを進め、全町的に地域ボランティアの発掘・育成を広げるとともに、地域の支援ニーズとマッチングできる仕組みづくりに取り組みます。

○包括的・重層的な支援体制の整備については、これまで進めてきた分野別の取組みの専門性を活かしつつ、相談支援窓口の連携強化や住民主体の地域における支援体制づくり、多様な支援や施策の相互連携等に取り組みます。

重層的支援体制整備事業相談・支援体制（イメージ）



目標値

○介護予防ケアマネジメント事業

(実績)

内容／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
ケアマネ連絡会	10回	9回	10回
主任ケアマネ連絡会	9回	9回	10回

(目標)

内容／年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアマネ連絡会	10回	10回	10回
主任ケアマネ連絡会	10回	10回	10回

○在宅医療・介護連携の推進

(実績)

内容／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
町内の連携事業	6回	6回	6回
郡内の連携事業	8回	9回	8回
但馬圏域連携事業	2回	2回	1回

(目標)

内容／年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町内の連携事業	8回	8回	8回
郡内の連携事業	10回	10回	10回
但馬圏域連携事業	2回	2回	2回

○地域ケア会議の充実

(実績)

内容／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域ケア会議	3回	3回	3回
主任ケアマネ連絡会	9回	9回	10回
日常生活圏域部会	11回	18回	24回
専門部会	34回	36回	38回

(目標)

内容／年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議	3回	3回	3回
主任ケアマネ連絡会	10回	10回	10回
日常生活圏域部会	24回	24回	24回
専門部会	57回	57回	57回

基本目標2 介護予防の推進と充実

1 健康づくりから介護予防まで一体的な事業推進

現状

健康的な生活を継続するため、壮年期から「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」等の健康増進法に基づいた保健事業を実施し、疾病の早期発見や重症化予防に取り組んでいます。

元気体操サークル、いきいきサロンをはじめとした通いの場や町ぐるみ健診等を活用し、運動・口腔・栄養・社会参加の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を通じ、身近な場所で健康づくりに参加できるよう支援しているほか、後期高齢者の質問票を活用し、フレイル状態を早期に把握し、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防を促進しています。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
健康増進事業	継続	<p>集団健康教育では、地域の各団体と連携し、生活習慣病予防等健康に関する正しい知識の普及に取り組み、健康ポイント事業では若年層からの運動の習慣化を目指し、啓発を推進しています。</p> <p>健康相談では、心身の健康に関する個別の相談に応じ、専門職等が健康教室や健康診査と併せて実施する等多様なニーズに対応して必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を支援しています。</p> <p>健康診査では、各種健康診査の他、必要な人に対し、生活習慣改善の指導、医療受診につないでいます。</p> <p>訪問指導では、療養上の保健指導が必要な人及びその家族等に対して訪問を行い、心身の状況や生活習慣、生活環境等を総合的に把握し、疾病の予防や心身の機能低下の防止、良好な療養生活づくりとその維持を図っています。</p> <p>健康について関心が低い人等への検診勧奨や保健事業の普及が課題となっています。</p>
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		
後期高齢者の状況把握	継続	後期高齢者質問票による健康状況の把握と合わせ、KDBシステムを活用し、後期高齢者質問票の経年比較や地域の健康課題を分析し、関係機関と情報共有しています。
個別的支援（ハイリスクアプローチ）	継続	かかりつけ医と連携を図り、低栄養、口腔機能低下リスク該当者等に対して、専門職が3～6か月間の継続的な訪問指導を行っています。また、健診未受診及び医療状況が把握できない健康状態不明者に対し、生活習慣改善の促し、必要な医療や健診、介護サービス等へつないでいます。
通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）	拡充	フレイル予防を目的に、住民ニーズや地域分析により元気体操サークル及び老人会等との関わりづくりのほか、町ぐるみ総合健診当日に個別指導の機会を持ち、健康相談や健康教育を行っています。

今後の方向性（取組方針）

○高齢者が自分自身の健康状態を把握し、壮年期から健康づくりに関心が持てるよう、検診の受診勧奨や健康教育、健康診査後の保健指導や医療機関の受診結果の把握など、フォローアップ体制をより一層強化します。

また、健康について関心が低い人等への保健事業や介護予防事業の普及に関して、関係機関と連携して対象者を把握し、疾病や介護予防につながるよう、保健・医療・福祉サービス等との調整を図ります。

○日ごろから、健康づくりから介護予防まで一体的に取り組んでいただくことが重要であるため、身近な地域の通いの場である元気体操サークル、老人クラブ等の住民が主体となる取り組みを維持しながら、地域の通いの場等での専門職に相談できる体制づくりやフレイル予防の普及啓発を進めます。

また、口腔機能の低下は食事の偏りによる低栄養等から全身の健康に影響すること、食事や会話に支障があると、対人関係に困難を感じ社会性の低下につながることから、歯科医師と連携を図り、オーラルフレイル予防の指導等も継続して行っていきます。

目標値

○通いの場等へのフレイル予防の普及啓発

「フレイル予防」の普及啓発に関する質問項目に関して、前回アンケート結果より「フレイルを知っている人」、「健康づくりの取り組みを行っている人」の割合の増加を目指します。

R4年度実施「フレイル予防アンケート」：「フレイルを知っている人」は50.6%

「健康づくりの取り組みを行っている人」は91.1%

（対象：通いの場等の事業参加者）

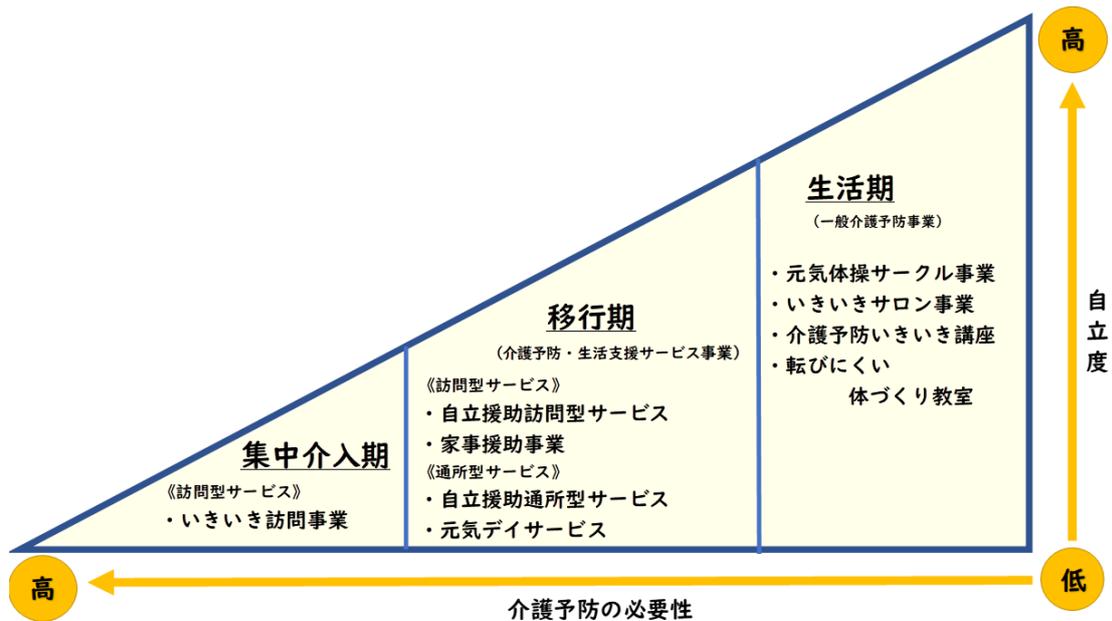
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
フレイル認知度の向上	65%	70%	80%
健康づくりの取り組みの向上	95%	95%	95%

2 介護予防・重度化防止事業の推進と充実化

現状

介護予防・日常生活総合事業（総合事業）には、65歳以上のすべての方が利用することができる「一般介護予防事業」、要支援者の方や要支援者になるおそれのある方が利用することができる「介護予防・生活支援サービス事業」があり、要支援・要介護状態となることの予防や重度化防止を目指して、日常生活の自立に向けた支援を行っています。

（下図：香美町総合事業体系図のとおり）



主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
一般介護予防事業		
元気体操サークル事業	重点	地域の公民館等で、週に1回の体操を中心とした住民主体の介護予防活動です。町で作成し配布している運動の手順を解説した冊子やDVDをもとに、グループリーダーが中心となって教室を開催し、運動機会の提供のみならず、体力測定や健康講話など、参加者個人の運動機能評価も実施しています。
いきいきサロン事業(地域住民グループ支援事業)	継続	概ね65歳以上の高齢者等を対象として、各地域のボランティア等を中心として、地域の公民館等において、レクリエーションやお茶会等の活動を行うことで、高齢者の閉じこもり、寝たきり、認知症等を予防し、社会参加の促進を目指しています。活動支援として補助金を交付し、月1回以上の開催を呼びかけています。
介護予防いきいき講座	継続	介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、老人会やいきいきサロンなどの65歳以上の方が所属する団体を対象として、専門職が健康教育や健康相談を実施しています。
転びにくい体づくり教室	継続	転倒予防を目的に自立した高齢者を対象として、筋力トレーニングやストレッチ等の体づくり教室を実施しています。

地域リハビリテーション活動支援事業	継続	<p>介護予防活動の推進やケアマネジメントカアップのための事例検討会、地域ケア会議やサービス担当者会議において、地域におけるリハビリ専門職と連携し、自立支援に向けた取組みを推進しています。</p> <p>通所サービスや訪問サービスに定期的に専門職が関与することで、①生活の場におけるアセスメント及びモニタリングの実施による生活機能向上のために必要な環境調整や個別機能訓練の提案 ②介護職等への助言などを実施し、自立支援に向けた取組みを推進していきます。</p> <p>また、通所サービスにおいて認知症の方への効果的な機能訓練（4DAS）への提案、助言等取組みを推進しています。</p> <p>※リハビリ専門職・・・理学療法士（PT）・作業療法士（OT） 言語聴覚士（ST）</p>
介護予防・生活支援サービス事業		
訪問型サービス	継続	<p>従来の予防給付の訪問介護に相当する「自立援助訪問型サービス」、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供する「家事援助事業（緩和した基準によるサービス）」、リハビリ専門職による生活機能や運動機能の改善に向けた支援を行う「いきいき訪問事業（短期集中予防サービス）」を実施しています。</p> <p>従来の予防給付に相当するサービスは減少していますが、微増している「家事援助事業」は、サービスの担い手となるシルバー人材センター会員の人材確保が難しい状況にあります。</p>
通所型サービス	重点	<p>従来の介護予防給付の通所介護に相当するデイサービスで機能訓練や入浴、食事等の支援を提供する「自立援助通所型サービス」と、運動を中心とした介護予防教室「元気デイサービス（緩和した基準によるサービス）」を実施しています。</p> <p>「元気デイサービス事業」では軽度認知症利用者の利用しやすい仕組みづくりなど、サービス対象者への利用促進が必要となっています。</p>

地域リハビリテーション活動支援事業

通所介護巡回訪問研修

- ・利用者の状況に合わせた活動内容を提案したり、生活に即した目標設定や運動の実施方法などを職員に助言する。
- ・利用者と一緒に目標の設定したり、一定期間が経過した後の評価等を含め、リハビリ的視点を助言する。

訪問

- ・ケアマネジャーからの依頼で福祉用具、住宅改修、リハ内容について検討するため同行訪問をする。
- ・訪問サービスに同行し、利用者の心身状況や生活環境を踏まえた支援の方法を介護者等に助言する。

介護予防教室

- ・住民向けの介護予防教室や介護予防サポーター養成講座などの企画等

リハビリ専門職

認知症初期集中支援チーム

- ・チームの一員として、認知症の人や認知症が疑われる人の自宅を訪問して、アセスメント、支援方針の検討や受診の支援などを行う。

地域ケア会議、サービス担当者会議など

- ・適切なアセスメント、生活に即したきめ細かな目標設定について助言したり、自立に向けたプロセスのイメージを共有したりする。
- ・社会参加の場の創設など、高齢者が活動、参加しやすい地域づくりに参画する。

重点的取組

○元気体操サークル事業

体操をきっかけに、高齢者を中心に地域住民が気軽に集える場となっており、老人クラブの代表や転びにくい体づくり教室の参加者がリーダー・世話役となり実施箇所が増加しています。

引き続き、元気体操サークルを維持・継続していくために必要となる支援と新規立ち上げ支援を実施するとともに、通いの場に参加できない個人でも介護予防ができるようスマートフォンによる健康アプリ等の利用を推奨するほか、地域の公民館等だけでなく、介護保険事業所や商店などで元気体操サークルを実施するなど、地域の新たな拠点づくりを進めます。

○元気デイサービス事業

専門職の関与・評価を導入した事業内容の見直しを実施し、軽度認知症を含む要支援認定者に効果的な事業実施に努めます。サービス終了後は地域の「元気体操サークル事業」へつなげ、切れ目ない介護予防事業を目指します。

目標値

○通いの場「元気体操サークル事業」等に要支援認定者の約10%が参加し、介護予防が必要な虚弱高齢者や要支援認定者の参加を促し、介護保険事業所などでの活動実施を目指していきます。

(実績)

令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
実施箇所数	参加実人数	実施箇所数	参加実人数	実施箇所数	参加実人数
67箇所	731人	78箇所	885人	80箇所	900人

(目標)

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
実施箇所数	参加実人数	実施箇所数	参加実人数	実施箇所数	参加実人数
85箇所	900人	90箇所	1,050人	95箇所	1,200人

今後の方向性(取組方針)

○元気な高齢者を中心とした地域の高齢者が自らの健康増進や介護予防に取組み、地域社会の担い手としての現在の機能を維持し、より充実するため、一般介護予防事業を通じ、住民主体による地域における介護予防の場の継続・新規拡充の支援を推進し、地域住民と行政の協働による虚弱な高齢者を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

○介護予防・生活支援サービス事業については、事業の見直しを実施し、多様な主体によるサービスづくりに向けて取り組みを進めます。「家事援助事業」ではシルバー人材センターと協働し、スタッフ養成研修会の内容の充実、効果的な事業や研修会の周知方法を検討し、担い手の確保に取り組みます。

また、「いきいき訪問事業」については、要支援者の方、要支援者になるおそれのある方が唯一受けられるリハビリのサービスとして予測量を上回る利用実績があり、今後も利用者の増加が見込まれるため、サービス提供体制の維持確保に努めます。

○地域リハビリテーション事業等専門職の関与やデータに基づく課題分析、適切な指標による事業評価・検証等を実施し、より一層効果的な事業の推進に取り組みます。

目標値

〇いきいきサロン事業

(実績)

令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数
12,008人	1,158回	14,470人	1,316回	14,500人	1,350回

(目標)

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数	参加延人数	開催回数
15,000人	1,400回	15,500人	1,450回	16,000人	1,500回

〇訪問型サービス事業

(実績)

<延人数>

内容/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立援助訪問型サービス	5,038人	4,255人	5,400人
家事援助事業	653人	650人	600人
いきいき訪問事業	—	555人	700人

(目標)

<延人数>

内容/年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立援助訪問型サービス	5,500人	6,000人	6,500人
家事援助事業	700人	800人	900人
いきいき訪問事業	900人	900人	900人

〇通所型サービス事業

(実績)

<延人数>

内容/年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立援助通所型サービス	7,298人	7,090人	7,800人
元気デイサービス事業	1,211人	1,376人	1,500人

(目標)

<延人数>

内容/年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立援助通所型サービス	8,500人	8,500人	8,500人
元気デイサービス事業	1,600人	1,800人	2,000人

3 高齢者生活支援サービスの充実

現状

在宅高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう利用しやすい移動手段の確保に取り組んでいるほか、外出支援サービスをはじめとした介護保険外サービスを提供しています。また、従来から実施している各事業を基本に、変化する高齢者の生活状況や多様化するニーズに応えながら事業の維持・充実に努めています。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
外出支援サービス事業	拡充	<p>高齢者等の自立と社会参加を促すため、車いす又はストレッチャー対応型の車両により町内の自宅や医療機関等と町内外の医療機関等との間の送迎を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：日常的に車いす等を使用する必要がある概ね65歳以上の人 公共交通機関の利用が困難な人 家族等による送迎が困難な人 <p>近年は利用者が減少傾向にあります。</p>
高齢者等介護タクシー利用給付事業	拡充	<p>医療機関の受診及び福祉施設の入退所に係る交通手段を確保するため、町指定の介護タクシーを利用した際の利用料金の一部を助成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：日常的に車いす等を使用する必要がある概ね65歳以上の人 公共交通機関の利用が困難な人 家族等による送迎が困難な人 <p>外出支援サービス事業の利用者の減少に伴い、近年の利用者は増加傾向にあります。</p>
配食サービス事業	継続	<p>食事の調理が困難な高齢者に対して、週に6日、安否確認も兼ねた手渡しの夕食の配達を行い、「食」を通じて健康で自立した生活を送れるようサービスを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：概ね65歳以上の高齢者又は高齢者世帯の人 身体に障害があり調理が困難な人 知的・精神障害があり調理等が困難な人 <ul style="list-style-type: none"> 利用料 主食・副食 700円/食（課税世帯）、600円/食（非課税世帯） 副食のみ 600円/食（課税世帯）、500円/食（非課税世帯） 安否確認：健康状態に変化のある場合に関係機関へ連絡します。 <p>近年利用者は微減傾向にありますが、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加する中、調理や買い物が高齢者が増加することが見込まれます。</p>
人生いきいき住宅助成事業（高齢者等住宅改造助成事業）	継続	<p>住み慣れた住宅で安心して自立した生活を過ごすことができるように、既存住宅の改造に要する経費の一部を助成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：要介護・要支援認定者、身体障害者手帳等所持者のいる世帯 利用限度額：介護保険の住宅改修費等の支給額（1対象者あたり20万円）を含め100万円 負担額：世帯の課税状況に応じて自己負担あり
介護用品支給事業	継続	<p>在宅高齢者等を介護している家族に対して、年額10万円の範囲内で介護用品を支給し、経済的負担の軽減を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：要介護4、5の状態にある在宅高齢者を介護している町村税非課税世帯の家族等 内容：紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋等の介護用品を支給

今後の方向性（取組方針）

○公共交通機関の利用が難しく、外出が困難な在宅高齢者にとって、通院時等における移動手段の確保と利用しやすさは重要であるため、ニーズが高い高齢者等介護タクシー利用給付事業の利用条件等について、外出支援サービス事業との調整を図りながら拡充を行うとともに、サービス提供体制についても維持確保に努めます。

○高齢者等の在宅生活を支援するため、引き続き、配食サービス事業を通じた安否確認を兼ねた食の支援を行います。現在の事業体制では今後のサービス提供が困難となることが見込まれるため、宅配食業者や町内の飲食店業者との連携の検討など、新たなサービス担い手の発掘を行い、事業を維持することができる実施体制を整備します。

目標値

○外出支援サービス事業

(実績)

令和3年度		令和4年度		令和5年度（見込）	
利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数
358回	72人	280回	56人	280回	55人

(目標)

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数
260回	50人	210回	40人	160回	30人

○高齢者等介護タクシー利用給付事業

(実績) 令和3～5年度は新型コロナウイルスワクチン接種時利用の追加給付分を含む

令和3年度		令和4年度		令和5年度（見込）	
利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数
1,193回	170人	980回	152人	960回	150人

(目標)

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数	利用延回数	利用実人数
880回	150人	900回	155人	920回	160人

基本目標3 生きがいつくりと社会参加の促進

1 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進

現状

元気な高齢者の生きがいつくりの場として、高齢者福祉施設の設定・運営を行い、生きがい活動支援通所事業で講座や教室等の実施、老人クラブにおける社会奉仕活動や地域の見守り活動への支援を実施しています。また、シルバー人材センター等と協働し、高齢者の就労や地域活動等の機会の提供等に取り組んでいます。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
老人クラブ活動の促進	継続	自治会を基盤とした高齢者等で構成する自主的な団体で、自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動とボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。 香美町老人クラブ連合会は、老人クラブ及び兵庫県老人クラブ連合会と連携を図りながら、交流の輪を広げ、全町的な幅広い社会参加活動促進のための事業を行っています。生きがいつくりや社会参加を促進する上でその役割は大きいものの、近年クラブの会員数が減少傾向にあります。
シルバー人材センター	継続	シルバー人材センターの基本理念である「自主、自立、共働、共助」のもと、高齢者の就業機会確保のために、就業に関する情報提供、就業相談、職業紹介及び講習会等の事業を行っています。
生涯学習活動を推進する機会の提供	継続	趣味や生涯学習、文化活動などに取り組みたいと考える高齢者に、高齢者大学等各種団体等と連携を図り、公民館等を通して、気軽に参加できる学習活動や多様な生涯学習の機会を提供できるよう周知や案内を実施しています。
生きがい活動支援通所事業	拡充	高齢者の健康づくりや生きがいつくり活動を支援するため、高齢者福祉施設を設定・運営し、健康についての講座や体操、レクリエーション、趣味活動等の場や講座を送迎付きで提供しています。 ・対象者：概ね65歳以上の在宅高齢者 ・開催場所：香住高齢者ふれあい交流館、小代高齢者生活支援センター等

【社会参加を促進する本町の高齢者福祉施設】

施設名	設置	概要
香美町 村岡老人福祉センター	平成3年4月	地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設です。
香美町 小代高齢者生活支援センター「いこいの里」	平成12年4月	高齢者の健康増進、介護予防、生きがいつくり等の事業実施を目的として整備した施設です。

香美町香住高齢者 ふれあい交流館	平成12年11月	高齢者等がふれあい、交流し、健康増進をするとともに精神的な安寧を推進していくことにより生きがいを創造し、促進を図ることを目的とする施設です。
香美町 香住区中央公民館	昭和60年10月	地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するための施設です。
香美町 村岡区中央公民館	昭和48年10月	

今後の方向性（取組方針）

○老人クラブ活動は、生きがいづくりや社会参加を促進する上でその役割は大きいことから、今後も引き続き、国県補助事業を受けられる単位老人クラブ（会員数30人以上）に満たない小規模老人クラブに対して、町単独で補助金を交付することにより、規模が小さくても継続しやすい環境を整えることで老人クラブの活動を支援します。

○高齢者をいきいきと充実して過ごせるよう習字や編み物、唱歌など、多様な生きがい講座のほか、筋力の維持や健康増進のため、体操講座やノルディックウォーキング講座等を引き続き実施します。

また、現行の講座に加え、生涯学習活動として実施する事業とお互いの利点を活かしかつあえる効率的な事業とするため、高齢者のニーズを聞きながら、地域に通いの場がない高齢者が通うことができる介護予防を目的とした体操教室の新設や、利用人数が少ない傾向にある男性向けの講座内容の充実等を検討するなど、フレイル予防に特化した講座の推進に努めます。

○元気な高齢者の豊富な知識や経験を地域で活かせるよう、生きがい通所事業利用者等に就労や地域活動、ボランティア等の周知等を実施し、地域活動、ボランティア等に参加する機会の提供やきっかけづくりに取り組みます。

目標値

○地域での活動について、月1回以上参加している人の割合の増加を目指します。

地域での活動	月1回以上参加している割合 (%)
①ボランティアのグループ	5.5
②スポーツ関係のグループやクラブ	12.1
③趣味関係のグループ	14.3
④学習・教養サークル	4.5
⑤介護予防のための通いの場	19.0
⑥老人クラブ	11.2
⑦町内会・自治会	5.7
⑧収入のある仕事	21.2

(R4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より)

基本目標4 認知症施策の推進

1 認知症に関する理解促進と予防推進

現状

認知症基本法が定める共生社会を実現するため、地域包括支援センターが担う認知症相談センターとしての相談支援体制の充実を図るとともに、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発に努めることで、たとえ認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりに努めています。

また、早期の段階から状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、認知症本人の声を活かした本人や家族に対する支援、地域で認知症の人を支える仕組みの構築に取り組んでいます。

その他、全世代が認知症を我が事としてとらえ、理解を深めるため、住民向けに認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を実施しています。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
認知症に関する住民理解の促進	拡 充	「認知症地域支援推進員」を中心に、タブレットを使用した認知機能チェックによる個別相談や「認知症サポーター養成講座」として、元気体操サークル、ボランティア団体や趣味活動のグループ等へ認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を呼びかけ、各団体の特性を活かした支援活動につなげています。また、認知症の人の困りごとを支援できる「チーム・オレンジ」の養成にも取り組んでいます。 その他、認知症の方の支援につなげるため、認知症の症状に応じて、いつ、どこで、どのようなサービスが利用できるかをわかりやすくまとめた「オレンジロード香美」（認知症ケアパス）を配布し、認知症の方の支援につなげます。
認知症予防の推進	継 続	「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことが認知症予防であるという観点に基づき、地域での出前講座や介護予防の場等で認知症予防に資する可能性のある活動を推進しています。

今後の方向性（取組方針）

○認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族への支援を行う仕組みである「チーム・オレンジ」をモデル実施から本格実施へ移行し、町全域で事業展開をしながら、認知症の有無に関わらず、誰もが活躍でき支えあいのできる地域づくりを推進します。

○認知症の初期の段階から重度の人まで、認知症の症状に応じた切れ目ないサポートを受けることができるよう、「オレンジロード香美」のさらなる普及を図ります。

目標値

○チーム・オレンジ設置数

内容／年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数	7チーム	10チーム	13チーム

2 医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

現状

香美町オレンジ連携シートを活用し、認知症疾患医療センター、医療機関、介護保険サービス事業所等と連携し、認知症初期段階からの連携を図っています。

また、認知症の人とその家族の意向を取り入れながら「本人が望む生活」を支援しています。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
認知症初期集中支援チーム事業	拡充	認知症初期集中支援チーム員が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、早期診断・早期対応による支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートしています。 また、かかりつけ医等とも連携しながら、必要な医療・介護サービスへつなぎ、在宅生活を継続するための支援方針を検討しています。
もの忘れ相談事業	継続	本人や家族等の身近な人がもの忘れ等に気づき、初期の段階から本人や家族の様々な不安や対応方法等の相談ができる場として、もの忘れ相談所を毎月開設しています。 併せて、個別訪問等で認知症評価表を積極的に活用し、認知症の疑いがある人の早期発見に向けて取組んでいるほか、必要に応じて、医療機関へ情報提供を行っています。

今後の方向性（取組方針）

○認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知機能の低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、相談窓口の一層の周知を図り、もの忘れ相談事業等相談体制の充実を図ります。

○認知症の人に対して適切な支援が行えるよう、認知症初期集中支援チーム員の質の向上に努め、切れ目なく医療機関や介護サービス、地域資源につなぐ取組みを推進します。

目標値

○認知症に関する相談窓口の周知・啓発

早期発見・早期対応につなげるため、認知症の相談窓口を知っている方の割合の増加を目指します。

内容／年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度（目標値）
認知症の相談窓口を知っている方の割合	42.9%	41.3%	45.0%

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）

3 認知症支援体制の充実

現状

認知症の人とその家族等に対する支援を行うことを目的に、「手しごとの会」（認知症介護教室や認知症の人と家族の一体的支援事業）をモデル的に実施しています。

また、介護保険事業所においても認知症機能訓練のサービス提供ができるよう、「4DAS」事業を実施しています。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
認知症機能訓練（4DAS）の実施	継続	介護保険事業所等を対象に年4回実施しています。介護保険事業所の認知症介護従事者が、軽度から中度の認知症の人に早期の機能訓練（4DAS）や行動・心理症状（BPSD）の予防に取り組み、認知症の特性を踏まえた支援を提供することで、自立した日常生活・社会生活を継続できるように支援しています。
認知症の人と家族の一体的支援事業「手しごとの会」	重点	認知症の人が自信を失ったり諦めがちになることなく、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、自分らしく暮らし続ける支援の展開を目指し、趣味活動をきっかけとした居場所づくりとして「手しごとの会」を実施しています。 また、本人だけではなく、家族も一緒に参加することで、認知症の人とその家族がより良い関係性を保ちながら在宅生活を継続できるよう、本人と家族の支援に取り組んでいます。
認知症の人の意思決定の支援及び権利擁護の保護	継続	認知症等で成年後見制度の利用が必要な方への対応や高齢者虐待の防止、消費者被害の防止を図っています。高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らせるため、専門的・継続的な視点から、権利擁護のために必要な支援を行います。
認知症介護教室	継続	認知症の人の介護者支援として、認知症介護の方法を学ぶ機会・交流の機会となる「らく楽介護教室」を年4回開催し、介護者の負担軽減や知識・技術の習得を図る取り組みを実施しています。 また、町内のデイサービス事業所と協力し、利用者の家族等を対象とした認知症介護教室にも取り組んでいます。
認知症カフェへの支援	継続	香美町社会福祉協議会主体の認知症カフェ「えんがわ」（香住区）、むらおかこぶし園主体の認知症カフェ「たんぼぼ」（村岡区）で、認知症の人やその家族が地域住民や専門職等と出会え、家族の介護負担の軽減や同じ思いを話し合える場となるよう、認知症カフェの運営支援を行っているほか、安心して過ごせる居場所づくりを推進し、認知症の人と家族等が孤立することがないように支援しています。

重点的取組

○認知症の人と家族の一体的支援事業「手しごとの会」

認知症と診断された後に、今までの生活が送れなくなるのではなく、これまで通りの本人らしい暮らしを続けることができるということを、本人や家族等が理解することが大切です。

そのため、認知症の早期段階から本人・家族を一体的に支援する体制を構築し、趣味活動等をきっかけとした居場所づくりの充実を目指します。

目標値

○趣味活動等をきっかけとした居場所づくり「手しごとの会」

実施箇所数の増設、開催回数増加を目指します。

(実績)

令和5年度（見込）	
実施箇所数	開催回数
1箇所	12回

(目標)

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
実施箇所数	開催回数	実施箇所数	開催回数	実施箇所数	開催回数
2箇所	24回	3箇所	36回	3箇所	36回

今後の方向性（取組方針）

○認知症ケアの質の向上に向け、認知症機能訓練（4DAS）を実施する介護保険事業所等の増加に取り組んでいきます。また、介護保険事業所利用者の在宅生活の延伸をめざし、介護保険事業所の認知症介護従事者が介護認知症機能訓練の受講を推進します。

○家族介護者の負担軽減のために、認知症の人やその家族が気軽に集え、相談等できる場である認知症介護教室、認知症カフェ等の家族介護者支援も引き続き実施していきます。

目標値

○認知症機能訓練（4DAS）の実施

(実績)

令和3年度		令和4年度		令和5年度（見込）	
実施事業所数	研修回数	実施事業所数	研修回数	実施事業所数	研修回数
3事業所	4回	4事業所	4回	5事業所	4回

(目標)

令和6年度		令和7年度		令和8年度	
実施事業所数	研修回数	実施事業所数	研修回数	実施事業所数	研修回数
6事業所	4回	7事業所	4回	8事業所	4回

4 認知症バリアフリーの推進

現状

にこにこかえるネットワーク（香美町認知症SOSネットワーク）の新規登録が伸び悩んでいます。引き続き、更なる登録促進を行い、地域の方が地域で安心して住み慣れた地域に住み続けることができるまちづくりが必要となっています。

主な施策・事業

施策・事業		取組内容と課題
認知症施策ネットワーク会議	継続	認知症にかかる医療・介護の連携や地域の支援体制の目指すべき方向性を検討し、明確にした上で、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症本人・家族の声を聞きながらよりよい支援につないでいます。 なお、明らかになった地域資源の現状をもとに、不足する社会資源については、地域ケア会議で検討していきます。
にこにこかえるネットワーク（香美町認知症SOSネットワーク）	拡充	認知症サポーター、自治会、民生委員、事業所や商店等（協力機関等）による地域ぐるみで認知症の人を見守る事前登録による見守りと、認知症が原因で行方不明になる人の早期発見に向けたネットワークを広く周知します。 また、実際に行方不明になった際の対応が適切かつ早急に実施できるよう、美方警察署と連携し、連絡訓練を実施しています。

今後の方向性（取組方針）

○認知症の人と関わる中で、生活のしづらさに耳を傾け、生活の中にある障壁（バリア）に気づき改善できるよう、認知症施策ネットワーク会議等で認知症とともに暮らす人の在り方を話し合い、施策反映に努めます。

○にこにこかえるネットワーク（香美町認知症SOSネットワーク）のより一層の周知を図り、備えとして活用できるよう登録促進を図ります。また、認知症の初期段階から、認知症の人と家族を支援していく体制を構築し、本人と家族の意向を反映した社会参加の場を提供していきます。

目標値

○要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方の在宅率

目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	55.2%	55.6%	56.0%

基本目標5 持続可能な介護サービスの推進と確保(介護保険事業計画)

1 要介護認定の状況

(1) 被保険者数及び要介護認定者数の推移

令和2年から令和5年までの各年10月1日現在の被保険者数及び要介護認定者数は、次のとおりです。次項の要介護度別の認定者数を見ると、要支援1・要支援2及び要介護1の軽度者が、認定者数全体の約半数を占めています。

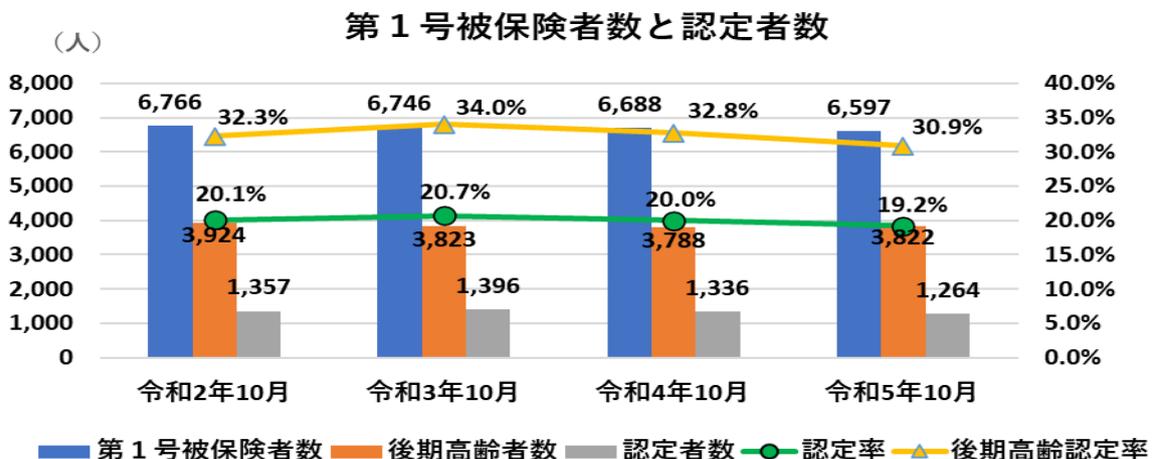
① 被保険者数と認定者数

	令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
第1号被保険者数	6,766人	6,746人	6,688人	6,597人
認定者数	1,357人	1,396人	1,336人	1,264人
認定率	20.1%	20.7%	20.0%	19.2%
後期高齢者数	3,924人	3,823人	3,788人	3,822人
後期高齢認定者数	1,268人	1,301人	1,241人	1,181人
後期高齢認定率	32.3%	34.0%	32.8%	30.9%
第2号被保険者数	5,300人	5,150人	4,992人	4,884人
認定者数	20人	18人	19人	20人
認定率	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%

※第1号被保険者数は65歳以上の人口

※第2号被保険者数は40歳以上65歳未満の人口

※資料：介護保険事業状況報告(各年9月月報)、住民基本台帳

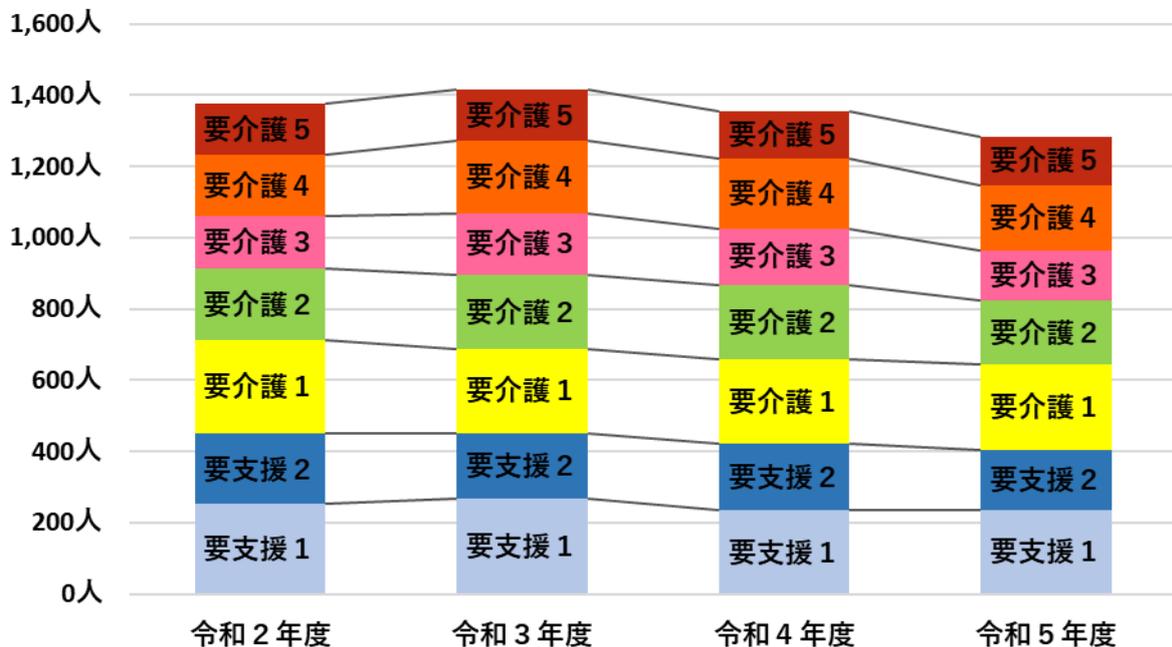


② 認定者数(要介護度別)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	252人(18.3%)	267人(18.9%)	235人(17.3%)	236人(18.4%)
要支援2	197人(14.3%)	185人(13.1%)	186人(13.7%)	168人(13.1%)
要介護1	264人(19.2%)	236人(16.7%)	237人(17.5%)	240人(18.7%)
要介護2	201人(14.6%)	208人(14.7%)	209人(15.4%)	180人(14.0%)
要介護3	147人(10.7%)	173人(12.2%)	159人(11.7%)	138人(10.7%)
要介護4	172人(12.5%)	203人(14.4%)	195人(14.4%)	185人(14.4%)
要介護5	144人(10.5%)	142人(10.0%)	134人(9.9%)	137人(10.7%)
合計	1,377人	1,414人	1,355人	1,284人

※資料：介護保険事業状況報告(各年9月月報)

要介護度別認定者数



2 第8期計画との比較及び在宅介護実態調査の概要

(1) 認定者の計画値と実績値の比較

要介護(要支援)認定者数と認定率について、令和3年度は計画値を上回りましたが、令和4年度は計画値を下回っています。

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	実績値/ 計画値	計画値	実績値	実績値/ 計画値
第1号被保険者数(人)	6,735	6,746	100.2%	6,702	6,688	99.8%
要介護(要支援)認定者数(人)	1,370	1,396	101.9%	1,377	1,336	97.0%
要介護(要支援)認定率(%)	20.3	20.7	102.0%	20.5	20.0	97.6%

(2) 介護サービス給付費の計画値と実績値の比較

給付費については、令和3年度の在宅サービスが計画値を上回りましたが、それ以外の各サービス区分において計画値を下回り、給付費全体では数%下回っています。

令和3年度の在宅サービスが計画値を上回った要因としては、訪問介護(110.9%)、通所介護(105.8%)、地域密着型通所介護(108.3%)、短期入所生活介護(111.4%)等のサービス利用増となっています。

令和4年度の総給付費が計画値を下回った要因としては、介護老人保健施設(87.8%)、通所介護(91.8%)、短期入所生活介護(86.9%)等のサービス利用減となっています。

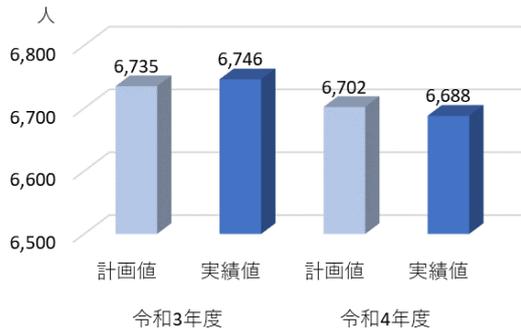
(千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	実績値/ 計画値	計画値	実績値	実績値/ 計画値
総給付費	2,069,218	2,049,513	99.0%	2,095,283	1,974,476	94.2%
施設サービス	987,818	922,017	93.3%	988,368	950,784	96.2%
居住系サービス	261,532	259,926	99.4%	265,570	239,459	90.2%
在宅サービス	819,868	867,570	105.8%	841,345	784,233	93.2%
第1号被保険者 1人あたり給付費	307.2	303.8	98.9%	312.6	295.2	94.4%

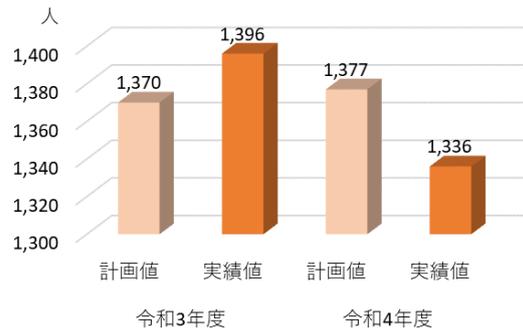
(千円)

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	実績値/ 計画値	計画値	実績値	実績値/ 計画値
施設サービス	介護老人福祉施設	707,532	685,659	96.9%	707,925	719,382	101.6%
	介護老人保健施設	233,119	205,520	88.2%	233,249	204,888	87.8%
	介護療養型医療施設	8,584	0	0.0%	8,589	0	0.0%
	介護医療院	38,583	30,838	79.9%	38,605	26,514	68.7%
	小計	987,818	922,017	93.3%	988,368	950,784	96.2%
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	61,993	65,376	105.5%	65,921	59,688	90.5%
	認知症対応型共同生活介護	199,539	194,550	97.5%	199,649	179,771	90.0%
	小計	261,532	259,926	99.4%	265,570	239,459	90.2%
在宅サービス	訪問介護	79,263	87,883	110.9%	81,134	80,519	99.2%
	訪問入浴介護	1,682	1,056	62.8%	1,683	1,035	61.5%
	訪問看護	60,465	60,372	99.8%	62,153	57,391	92.3%
	訪問リハビリテーション	0	16	-	0	19	-
	居宅療養管理指導	11,794	14,680	124.5%	12,215	12,547	102.7%
	通所介護	173,875	184,042	105.8%	177,263	162,647	91.8%
	地域密着型通所介護	113,301	122,744	108.3%	116,042	118,310	102.0%
	通所リハビリテーション	18,000	6,137	34.1%	18,447	2,431	13.2%
	短期入所生活介護	135,123	150,553	111.4%	137,690	119,716	86.9%
	短期入所療養介護(老健)	27,775	26,014	93.7%	28,864	23,820	82.5%
	福祉用具貸与	63,451	71,189	112.2%	63,597	70,927	111.5%
	特定福祉用具販売	2,920	2,619	89.7%	2,920	2,450	83.9%
	住宅改修	7,784	7,793	100.1%	7,784	5,789	74.4%
	認知症対応型通所介護	3,840	3,251	84.7%	3,842	2,256	58.7%
	小規模多機能型居宅介護	28,114	30,164	107.3%	34,784	31,300	90.0%
	介護予防支援・居宅介護支援	92,481	99,057	107.1%	92,927	93,076	100.2%
	小計	819,868	867,570	105.8%	841,345	784,233	93.2%

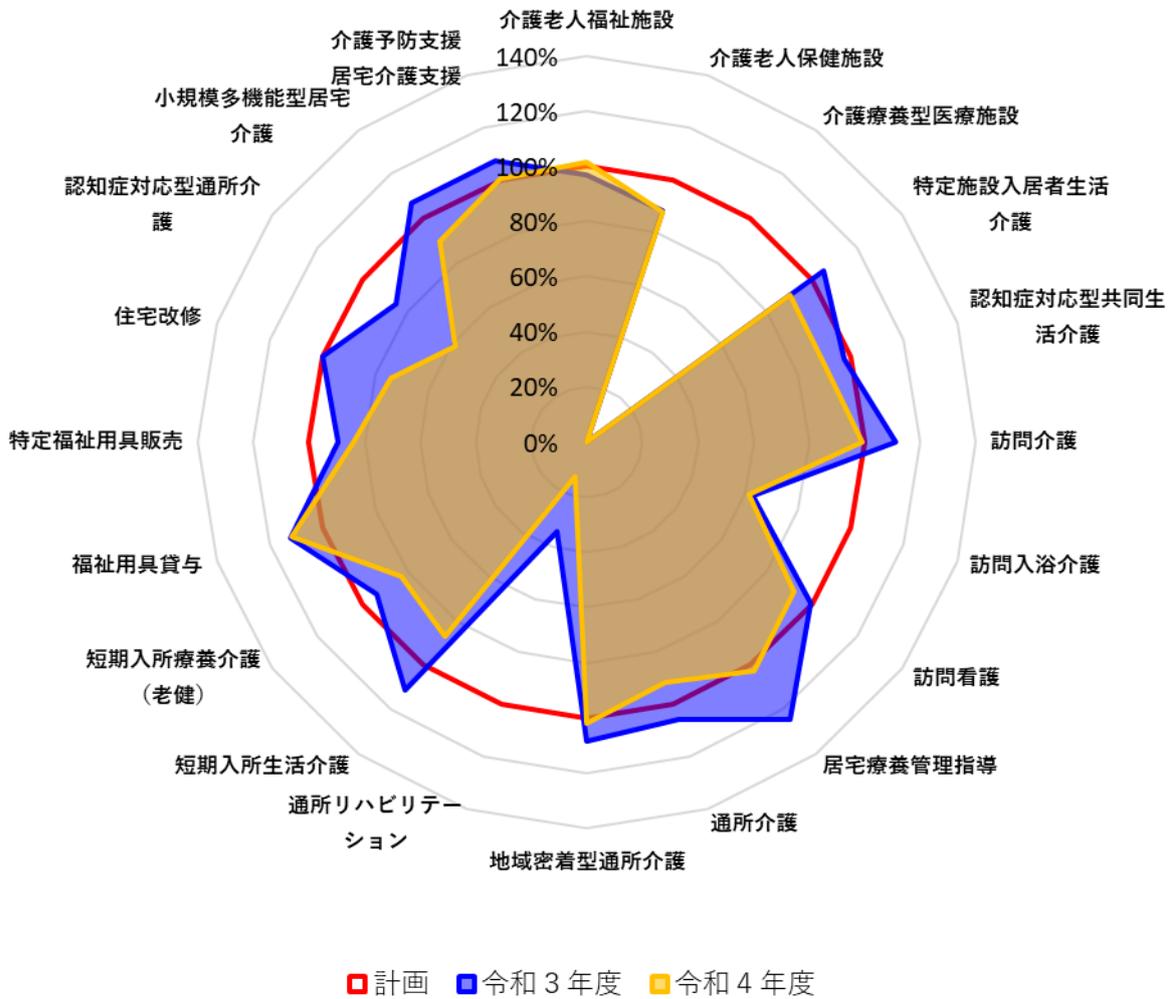
計画値との比較(第1号被保険者数)



計画値との比較(認定者数)



計画値との比較(介護サービス給付費)



(3) 在宅介護実態調査の概要

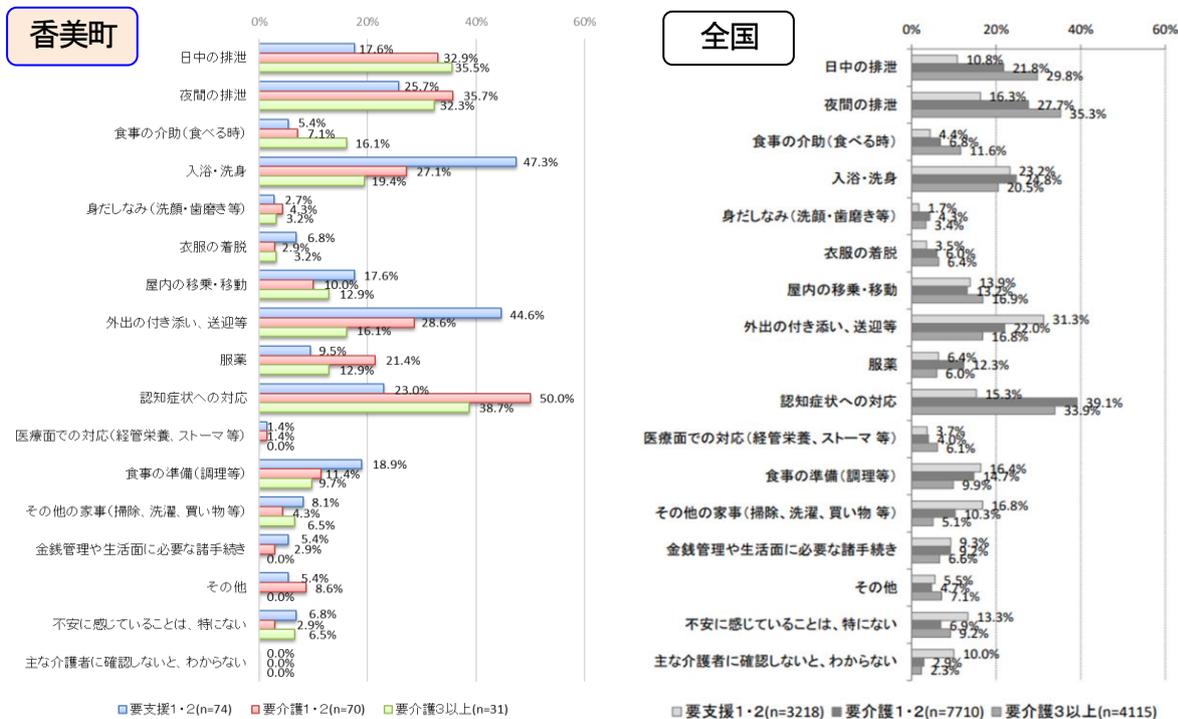
調査対象	要介護・要支援認定を受けている方のうち、在宅で生活をしている方				
調査票数	400票	回収票数	236票	回収率	59.0%
調査方法	郵送(接続方式 ※回答と認定調査時の情報をリンクさせる方式)				
調査実施期間	令和4年10月~令和4年11月				

① 主な介護者が不安を感じる介護

【主な介護者が不安を感じる介護は「排泄」「入浴・洗身」「外出支援」「認知症状への対応」】

- 介護不安の側面から見た場合の、在宅限界点に影響を与える要素としては、要支援1~2の場合「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」、要介護1以上の場合「日中・夜間の排泄」「認知症状への対応」が上位となっています。
- 要介護度が軽度の方の「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」、要介護度が中重度の方の「日中・夜間の排泄」「認知症状への対応」に対する介護不安をいかに軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るためのポイントになると考えられます。
- 従って、《要介護者の在宅生活の継続》の達成に向けては、「日中・夜間の排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」の4点に係る介護者不安の軽減を目標として地域の関係者で共有し、具体的な取組みに繋げていくことが1つの方法として考えられます。

【介護度別・介護者が不安を感じる介護】



(全国データ出典) 令和5年度在宅介護実態調査結果の分析に関する調査研究事業(人口5万人未満集計結果)

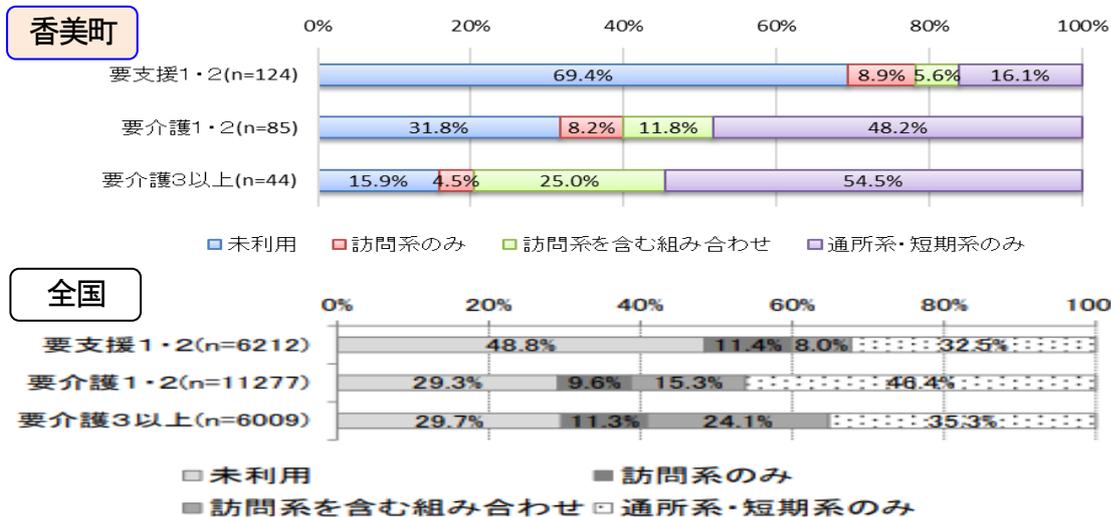
② 施設等への入所・入居の検討状況 その1

【介護者の在宅生活を支える「通所系・短期系」と

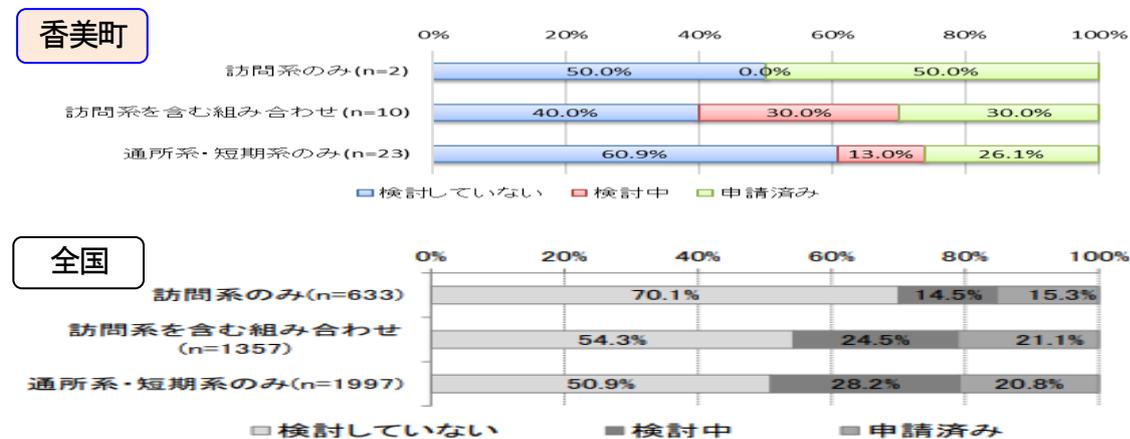
施設等の検討・申請割合を抑える「訪問系】

- 要介護度とサービス利用の組み合わせについては、要介護度の重度化に伴い、「訪問系を含む組み合わせ」の利用が高まる傾向が見られました。
- サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況については、「検討していない」の割合について「通所系・短期系のみ」が「訪問系を含む組み合わせ」を上回り、全国的な傾向とは異なる結果となっています。しかしながら、潜在的には香美町においても全国と同様の傾向にあると考えられるため、訪問系サービスを充実させることが「施設を検討していない」割合を高めることに繋がることを念頭に置く必要があると考えます。

【介護度別・サービス利用の組み合わせ】



【サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況 (要介護3以上)】



③ 施設等への入所・入居の検討状況 その2

【「通所系・短期系」と「訪問系」サービスを効果的に組み合わせて利用していくことが必要】

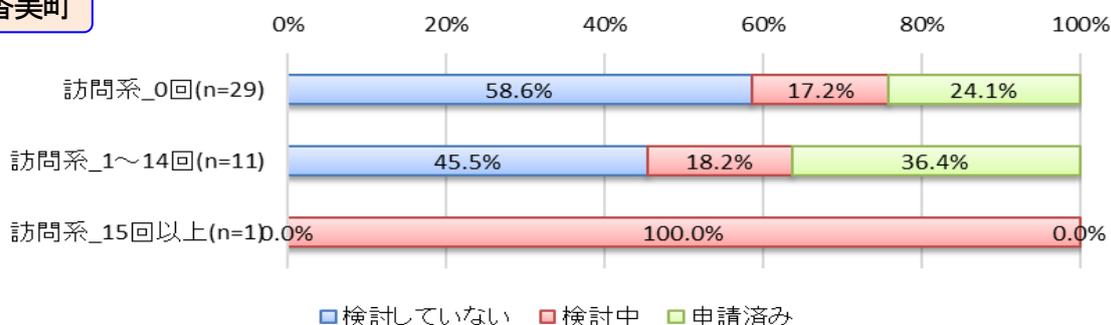
○ サービスの利用回数と施設等検討の状況のうち訪問系サービスにおいては、全国的な傾向とは異なり利用増加とともに「施設等を検討していない」との回答が少なくなる結果となりました。また、通所系サービスを頻回に利用しているほど「施設等を検討していない」との回答が多くなる傾向が見られる一方で、短期系サービスでは、訪問系サービスと同様に利用増加とともに「施設等を検討していない」との回答が少なくなる結果となりました。

○ 調査サンプル数が少ないことに留意する必要がありますが、通所系サービスについては介護者の負担を軽減するレスパイト機能としての役割が他の自治体と比較して大きいと考えられ、短期系サービスについては適度な利用による介護者の負担軽減効果はありますが、利用頻度が一定以上の場合には介護者の身体的負担状況がすでに厳しいものとなっていることが表れていると考えられます。

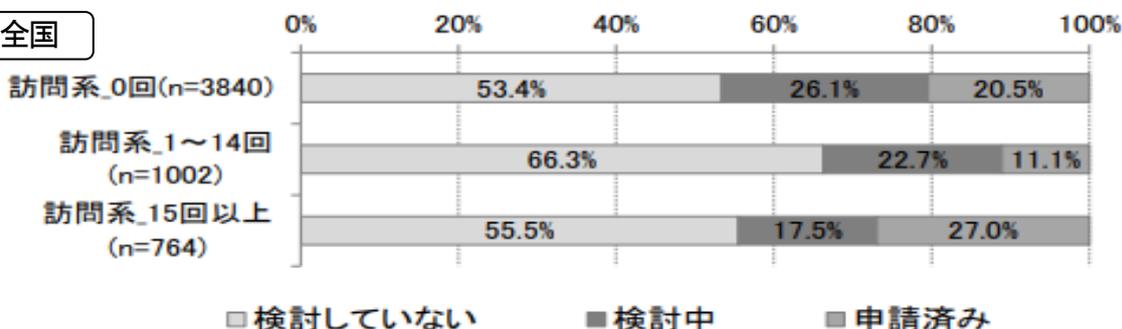
○ 介護者の負担を軽減するレスパイト機能を持つ通所系・短期系サービスと訪問系サービスをうまく組み合わせて利用していくことが、在宅限界点の向上に寄与すると考えられます。

【サービス利用回数と施設等検討の状況（訪問系、要介護3以上）】

香美町

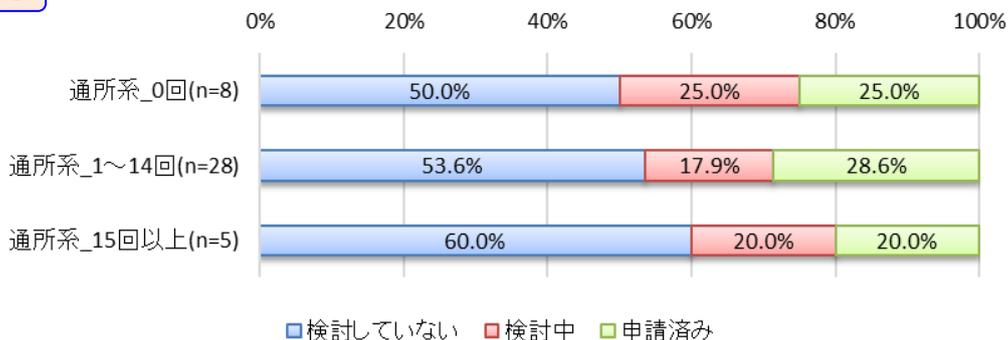


全国

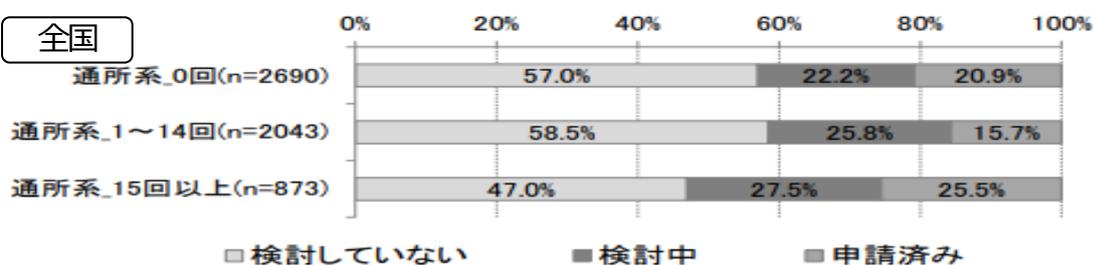


【サービス利用回数と施設等検討の状況(通所系、要介護3以上)】

香美町

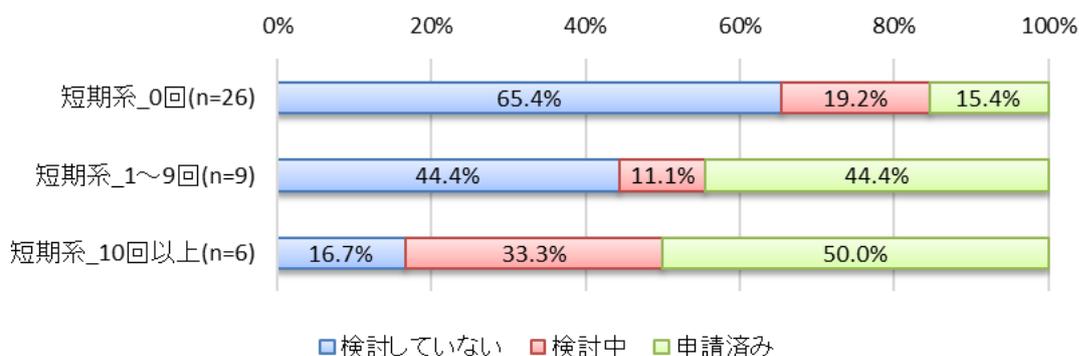


全国

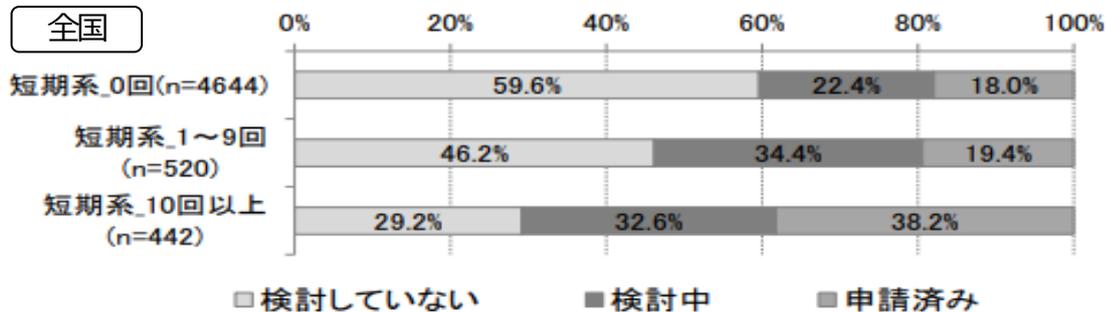


【サービス利用回数と施設等検討の状況(短期系、要介護3以上)】

香美町



全国



3 介護保険サービスの計画的な整備

(1) サービス見込量の推計手順

第9期介護保険事業計画におけるサービス見込量は、厚生労働省提供の地域包括ケア「見える化」システムを用い、香美町の認定者数・サービス利用者数・給付費等の実績と今後の施設等整備計画を勘案し、下記の手順により推計しています。

1. 被保険者数の推計

人口推計から高齢者（65歳以上）人口の将来動向を把握し、将来の被保険者数を推計します。



2. 要支援・要介護認定者の推計

現状における性別・年齢別人口に占める要介護（要支援）者数の比率をもとに、将来の高齢者人口から認定者数を推計します。



3. 施設・居住系サービス利用者（入所者）の見込

施設・居住系サービスの給付実績及び当該施設の整備予定数を踏まえ、入所者数を見込みます。



4. 居宅サービス受給者数の見込

推計した認定者数から施設・居住系サービス利用者（入所者）を除いた「標準的居宅サービス等受給対象者」に受給率を乗じて、各年度の介護度別受給者数を推計します。

※受給者数…施設等に入所していない要介護認定者で、何らかの居宅サービスを利用すると思われる人数



5. 居宅サービス利用者数・利用見込量の推計

推計した各年度の介護度別受給者数に、サービス別の利用率を乗じ、当該サービスの年度別、要介護度別利用者数を推計し、利用者1人あたりの利用回数を見込み、将来のサービス別の供給量を推計します。

※利用者数…実際にサービスを利用する人数



6. 介護（介護予防）給付等費の推計

サービス別供給量に居宅系サービスには1回（日）あたり、施設・居住系サービスには1か月あたりの給付費をそれぞれ乗じて総給付費を算定します。

(2) 高齢者人口等の推計

① 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

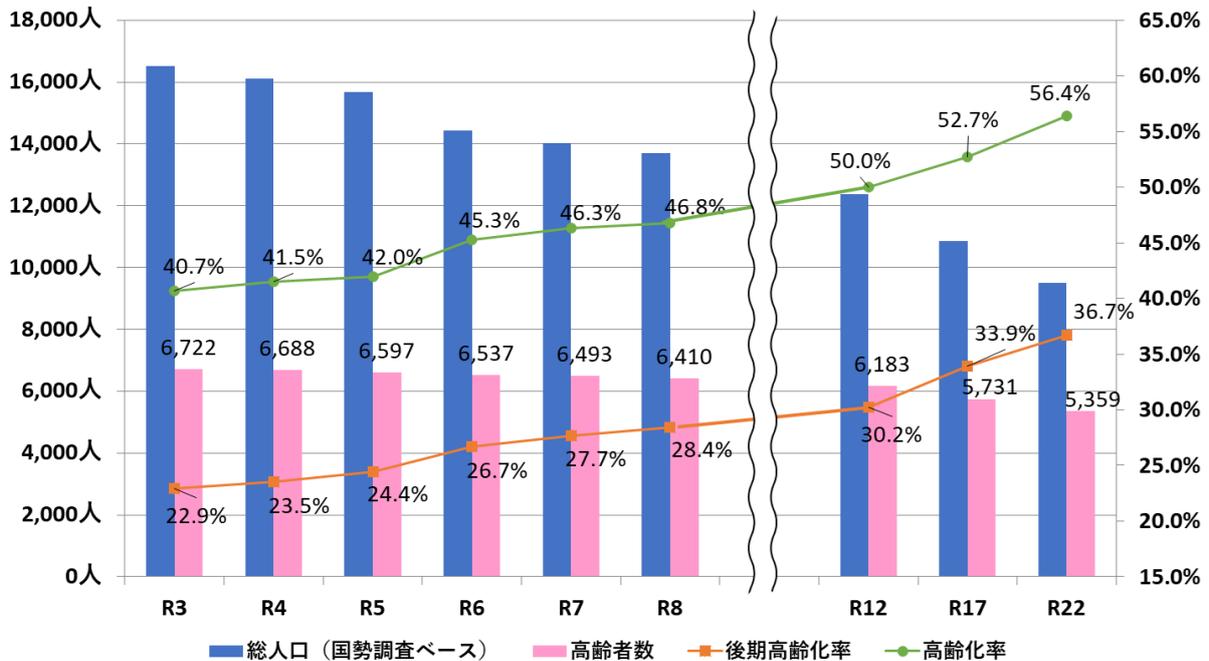
高齢者人口は、計画期間である令和8年度までの香美町の高齢者人口と、中長期的な推計として令和12年から令和22年の高齢者人口について、厚生労働省から提供された推計人口(注1)を使用しました。

注1 国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(令和5年)をもとに、推計人口と第1号被保険者数との乖離を補正した推計値(令和4年度の推計人口と第1号被保険者数が一致するように補正係数を算出し、これを各年の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口に乗じることにより算出したものです。総人口については国勢調査人口がベースとなっているため、住民基本台帳人口とは差異があります。高齢化率についても同様です)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	15,690人	14,434人	14,027人	13,697人	12,375人	10,870人	9,495人
40~65歳未満	4,884人	4,611人	4,467人	4,331人	3,785人	3,201人	2,499人
高齢者数 (第1号被保険者数)	6,597人	6,537人	6,493人	6,410人	6,183人	5,731人	5,359人
前期高齢者	2,775人	2,689人	2,614人	2,524人	2,445人	2,044人	1,875人
後期高齢者	3,822人	3,848人	3,879人	3,886人	3,738人	3,687人	3,484人
後期高齢化率	24.4%	26.7%	27.7%	28.4%	30.2%	33.9%	36.7%
高齢化率	42.0%	45.3%	46.3%	46.8%	50.0%	52.7%	56.4%

※各年度10月1日現在の推計人口(令和5年度のみ介護保険事業状況報告(9月月報)、住民基本台帳)

人口・高齢者数・高齢化率の推計(各年9月末時点)

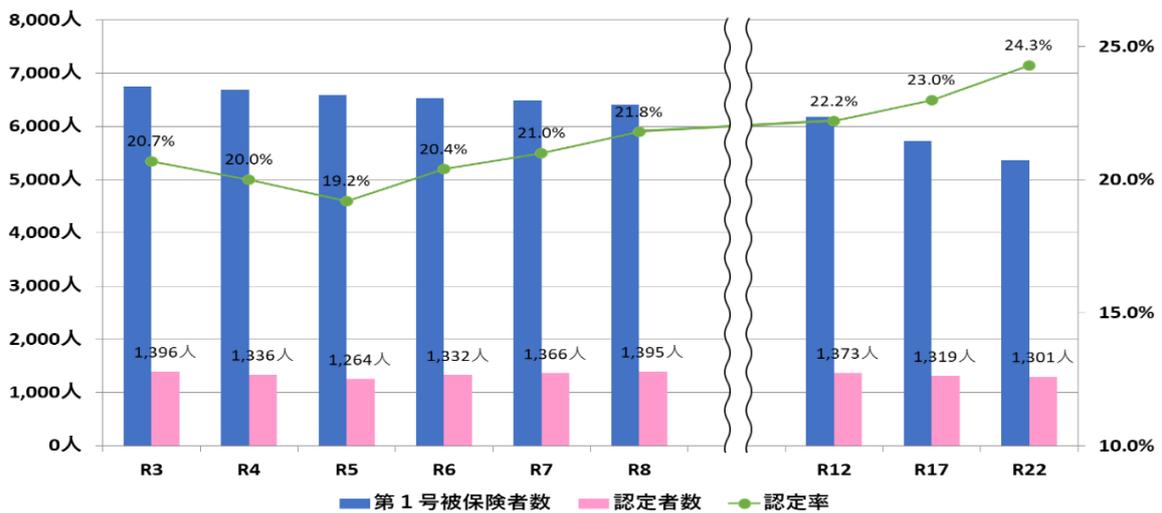


② 認定者数の推計

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
第1号被保険者数	6,597人	6,537人	6,493人	6,410人	6,183人	5,731人	5,359人
認定者数	1,264人	1,332人	1,366人	1,395人	1,373人	1,319人	1,301人
認定率	19.2%	20.4%	21.0%	21.8%	22.2%	23.0%	24.3%
第2号被保険者数	4,884人	4,611人	4,467人	4,331人	3,785人	3,201人	2,499人
認定者数	20人	20人	20人	20人	15人	14人	14人
認定率	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.6%
認定者数の合計	1,284人	1,352人	1,386人	1,415人	1,388人	1,333人	1,315人

※各年度10月1日現在の推計認定者数

第1号被保険者数と認定者数の推計(各年9月末時点)



要介護度別認定者数(全被保険者、推計値含む)



③ 要介護度別認定者数の推計

香美町の認定者数は令和3年度から令和5年度にかけて減少傾向となっていますが、後期高齢者数は依然多く、令和6年以降は増加傾向に転じる見込となっています。

今後、高齢者数は減少傾向にあるものの後期高齢者の割合が増加すること、また、ひとり暮らし高齢者や日中独居の高齢者が増加すると思われることから、中重度認定者数へは増加要因が働くと推測しています。

(人)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和6年度	第1号被保険者	251	174	249	186	141	191	140	1,332
	前期高齢者	23	9	13	6	8	12	14	85
	後期高齢者	228	165	236	180	133	179	126	1,247
	第2号被保険者	3	1	3	4	2	4	3	20
	総数	254	175	252	190	143	195	143	1,352
令和7年度	第1号被保険者	257	179	253	190	145	195	147	1,366
	前期高齢者	24	9	12	6	8	12	14	85
	後期高齢者	233	170	241	184	137	183	133	1,281
	第2号被保険者	3	1	3	4	2	4	3	20
	総数	260	180	256	194	147	199	150	1,386
令和8年度	第1号被保険者	258	181	257	197	147	200	155	1,395
	前期高齢者	25	10	13	6	8	13	16	91
	後期高齢者	233	171	244	191	139	187	139	1,304
	第2号被保険者	3	1	3	4	2	4	3	20
	総数	261	182	260	201	149	204	158	1,415
令和12年度	第1号被保険者	250	191	239	206	152	201	134	1,373
	前期高齢者	25	9	9	5	8	9	12	77
	後期高齢者	225	182	230	201	144	192	122	1,296
	第2号被保険者	2	1	2	3	3	2	2	15
	総数	252	192	241	209	155	203	136	1,388
令和17年度	第1号被保険者	241	176	246	193	143	185	135	1,319
	前期高齢者	19	7	9	5	8	9	9	66
	後期高齢者	222	169	237	188	135	176	126	1,253
	第2号被保険者	2	1	2	3	1	3	2	14
	総数	243	177	248	196	144	188	137	1,333
令和22年度	第1号被保険者	233	173	241	193	142	185	134	1,301
	前期高齢者	16	6	7	4	6	8	8	55
	後期高齢者	217	167	234	189	136	177	126	1,246
	第2号被保険者	2	1	2	3	1	3	2	14
	総数	235	174	243	196	143	188	136	1,315

(3) 介護保険サービス量の見込とサービスの基盤整備

居宅サービス及び介護予防サービス、施設サービス並びに地域密着型サービスについて、令和3年度から令和5年度までの利用実績に新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響を加味し、「在宅介護実態調査(令和4年11月実施)」の結果を踏まえ令和6年度から令和8年度のサービス利用量を見込みます。また、今後の高齢化の進行を考慮した中・長期的な将来推計を行うため、参考推計値として令和12年度、令和22年度の推計値も見込みます。

さらに、「介護施設等整備意向調査(令和5年1月実施)」の結果を踏まえた香美町のサービスの基盤整備の方向性を示すとともに、その利用量を考慮した推計値を見込みます。

また、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受ける「共生型サービス事業所」についても国の動向に沿って推進します。

◇サービス基盤整備の取組みの方向性

全国的に介護職員が不足している状況において、町内の施設・事業所についても介護職員の確保は喫緊かつ重要な課題となっています。

また、介護職員不足に加え、今後は生産年齢人口や高齢者人口が減少していくと見込まれている中、新たに介護サービスを実施する事業者も多くないため、基盤整備の取組みの方向性は、現状のサービス提供体制を維持・継続し、安定的なサービスの提供を確保することが中心となってきます。

介護職員確保のための支援や業務の改善による効率化を推進し、施設・事業所の安定した運営を図ると同時に、増加するニーズに対応するためサービス提供体制の確保に努めます。

① 訪問系・在宅系サービスの整備

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(以下、「通所介護事業等」)について、今後は、身体機能の改善や機能訓練のメニューを積極的に取り入れる「機能訓練特化型サービス」や小規模多機能型居宅介護等への転換を推進するとともに、新たな事業参入についてはサービスの特徴を考慮しつつ需要と供給の状況を基に検討します。

② その他

依然として施設入所待機者の解消には至っていないことに加え、短期入所生活介護の利用者が減少していることから、短期入所生活介護から介護老人福祉施設への一部転換を図り、施設サービスの充実を図ります。

また、必要なサービスを効果的に組み合わせて利用することにより、可能な限り在宅で生活できる環境を整えるため、地域包括支援体制の充実と介護予防の推進強化及び人材確保支援を中心とした各介護サービスの充実、維持継続を図ります。

さらに、中重度の要介護認定者の在宅生活を継続可能とするためには、訪問系介護サービスのさら

なる充実もさることながら、日中・夜間を通じ随時サービスを受けることができる居宅サービスの需要も高まると考えられることから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスについても需要動向を見ながら検討していきます。

○基盤整備予定数の一覧（上段：利用者数、下段：整備施設（事業所）数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	～令和10年度
小規模多機能型居宅介護 (通所介護事業等からの転換を含む)			29人 (1)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				29人 (1)

介護保険制度では、小規模多機能型居宅介護等をさらに普及させる観点から、町の指定である地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、介護事業所の指定拒否ができる仕組みが設けられており、第9期介護保険事業計画中における地域密着型通所介護の新規申請については事業者に対して事前協議を求めることとします。

また、通所介護は都道府県の指定ですが、市町村長は、市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している等の場合には、新たに介護事業所の指定をしないことや条件を付す等、都道府県知事に対して指定にあたって協議を求めることができます。

◇介護保険サービス量の見込

① 訪問系・在宅系サービスの充実

ア 訪問介護(ホームヘルプ)

介護福祉士等が家庭を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護サービスや、調理・洗濯・掃除などの身の回りの世話をを行うサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
訪問介護	28,193回 (1,496人)	26,207回 (1,366人)	18,443回 (1,212人)

◇現状と取組方針

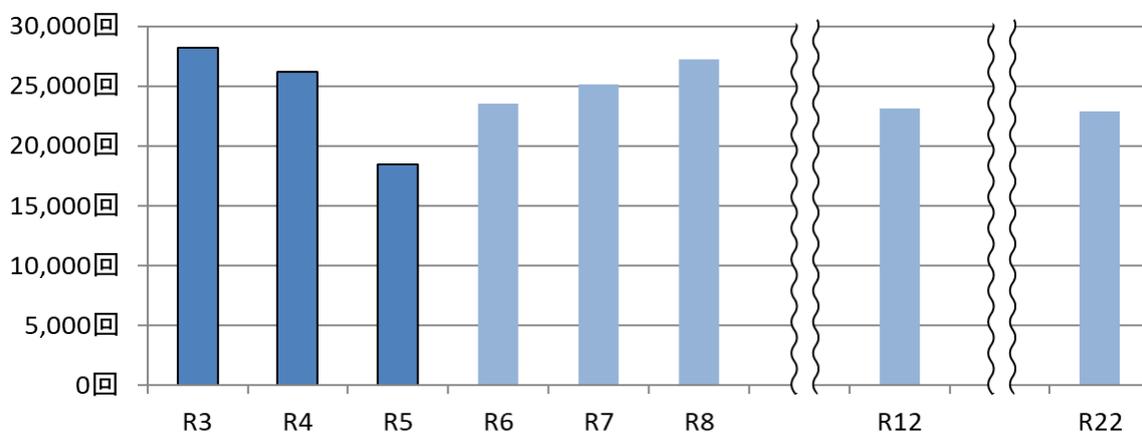
令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、減少していますが、在宅生活を支える重要なサービスであることから、今後も利用者のニーズに対応できるよう充実したサービス提供体制の確保に努めていきます。

また、訪問介護員の安全確保および労働防止を図るため、訪問サービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者および家族の同意が得られない場合に、介護報酬上の2人訪問(算相当額の一部を補助する制度を令和5年度から実施しています。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問介護	23,558回 (1,248人)	25,316回 (1,308人)	27,246回 (1,368人)	23,178回 (1,248人)	22,922回 (1,248人)

訪問介護



イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が要介護者等の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
訪問入浴介護	84回	92回	80回
介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回

◇現状と取組方針

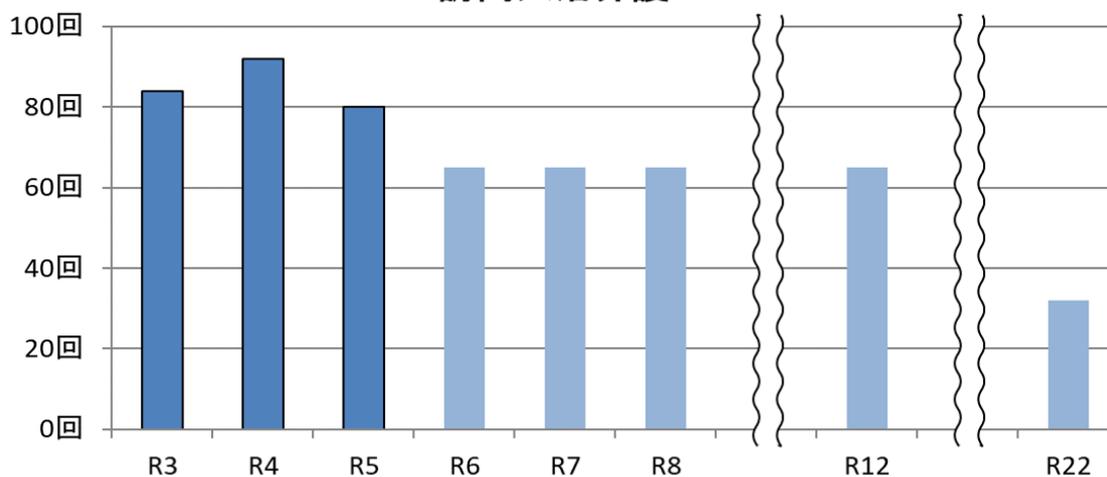
訪問入浴介護の利用人数は重度の要介護者を中心に数人程度であります。今後も重度の要介護者を中心としたニーズは大きく変わらないと推測し利用回数も同程度で推移するものと見込んでいます。

重度の要介護者を在宅で支援するために必要不可欠なサービスであるため、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めていきます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問入浴介護	65回	65回	65回	65回	32回
介護予防 訪問入浴介護	0回	0回	0回	0回	0回

訪問入浴介護



ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が、要介護者等のうち病状が安定期にある人等の自宅を訪問し、医師の管理下において療養上の看護や必要な診療の補助を行うサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
訪問看護	7,631回	7,571回	7,628回
介護予防訪問看護	2,358回	1,959回	1,705回

◇現状と取組方針

訪問看護の利用回数は、医療施策の在宅への復帰促進から今後も在宅医療系サービスのニーズは高まることが予想されるため、増加すると見込んでいます。

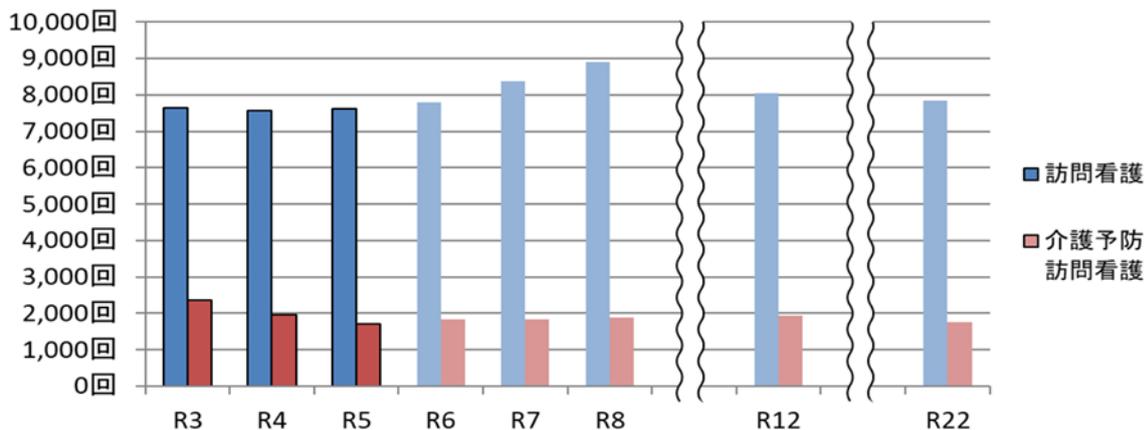
今後も医療依存度の高い高齢者のニーズに応じた医療系サービスの提供体制の確保に努めていきます。

また、訪問看護師の安全確保および労働防止を図るため、訪問サービスを提供する際、利用者等からの暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで、利用者および家族の同意が得られない場合に、介護報酬上の2人訪問助算相当額の一部を補助する制度を令和5年度から実施しています。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
訪問看護	7,784回	8,364回	8,893回	8,056回	7,836回
介護予防訪問看護	1,820回	1,820回	1,877回	1,933回	1,757回

(介護予防)訪問看護



エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション (訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ)

理学療法士・作業療法士等が要介護者等の自宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために機能訓練を行うサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
訪問リハビリ	4回	8回	18回
介護予防訪問リハビリ	0回	0回	0回

◇現状と取組方針

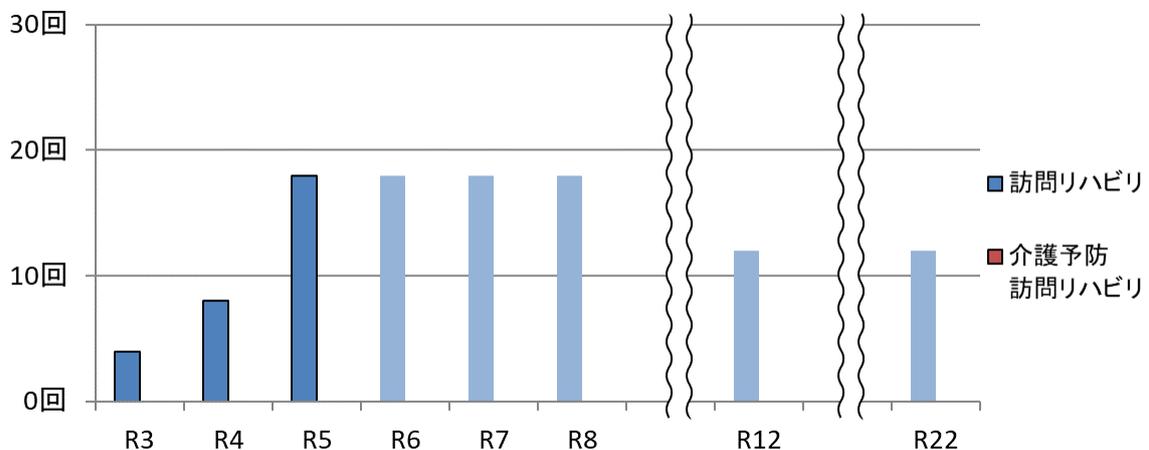
令和3年度から令和5年度の実績見込では、訪問リハビリの利用は町外での利用のみで多くありません。

現状として、訪問看護ステーションから理学療法士が看護としてのリハビリ指導を行っています。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和27年度
訪問リハビリ	18回	18回	18回	12回	12回
介護予防 訪問リハビリ	0回	0回	0回	0回	0回

(介護予防)訪問リハビリテーション



オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者等の自宅を医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
居宅療養管理指導	1,351人	1,272人	1,140人
介護予防居宅療養管理指導	521人	451人	420人

◇現状と取組方針

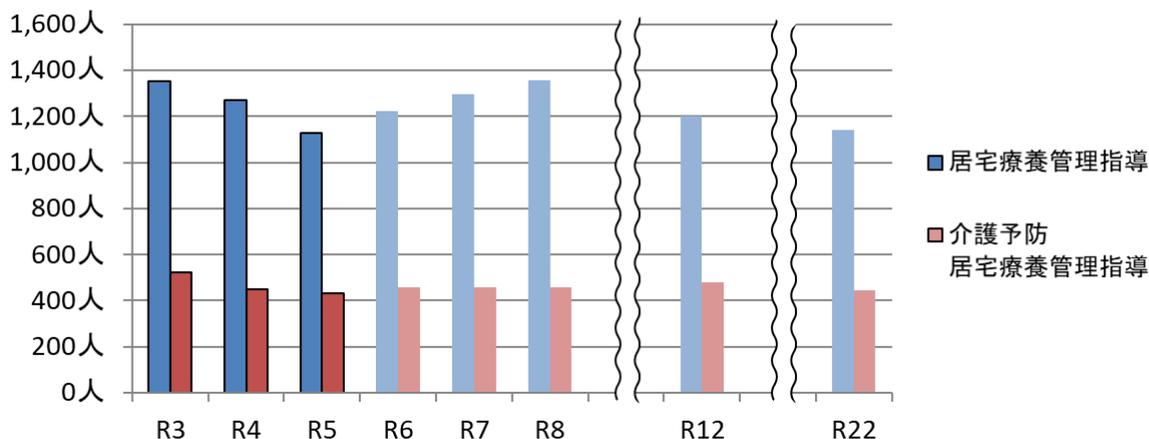
令和3年度から令和5年度にかけての実績見込における利用人数はやや減少していますが、認定者数の増加が予想されるため増加すると見込んでいます。

7割から8割程度が医師の訪問診療によるものであり、利用人数の傾向は今後も続くと見込まれますので、医師会、歯科医師会等と連携し、引き続き利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めていきます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅療養管理指導	1,176人	1,236人	1,308人	1,224人	1,176人
介護予防居宅療養管理指導	444人	456人	468人	468人	432人

(介護予防)居宅療養管理指導



カ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供、健康チェック、相談・助言等、日常生活の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
通所介護	20,692回	18,482回	15,559回

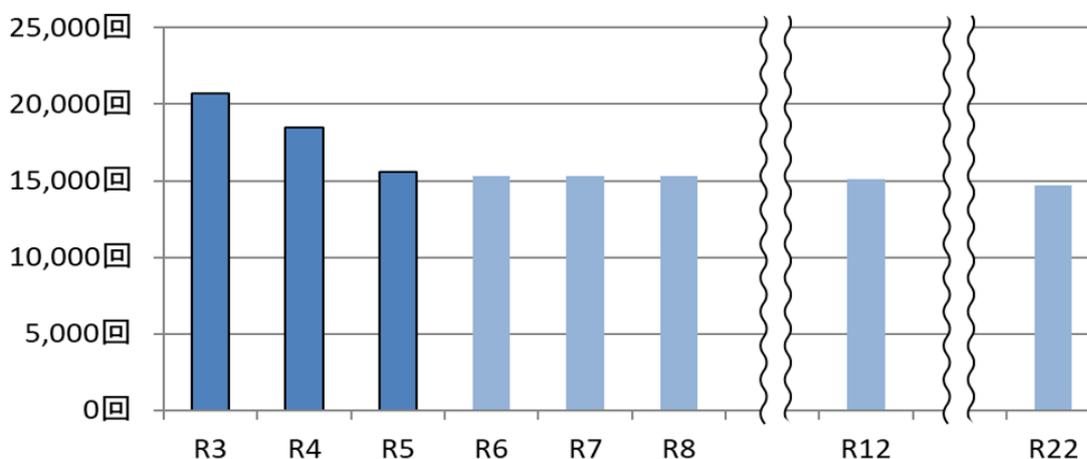
◇現状と取組方針

居宅サービスの中で利用希望が最も多いサービスですが、要介護認定者数の減少に加え新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや地域密着型通所介護事業所への転換により利用人数は減少しており、今後の利用人数は同程度で推移するものと見込んでいます。また、第9期計画期間中におけるサービス量は、既存事業所によりサービス提供が可能であると見込まれるため、新たな事業所参入については困難な状況にあります。今後は、要介護度の改善や自立支援を促すため、また、利用者のリハビリに対してのニーズに対応するため、機能訓練や口腔ケア等のメニューを積極的に取り入れるように指導・助言等を行います。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所介護	15,295回	15,302回	15,326回	15,082回	14,282回

通所介護



キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関に通い、主治医のもと心身機能の維持回復と日常生活の自立のために必要な機能訓練等が受けられるサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
通所リハビリ	489回(105人)	214回(41人)	412回(72人)
介護予防通所リハビリ	45人	18人	12人

◇現状と取組方針

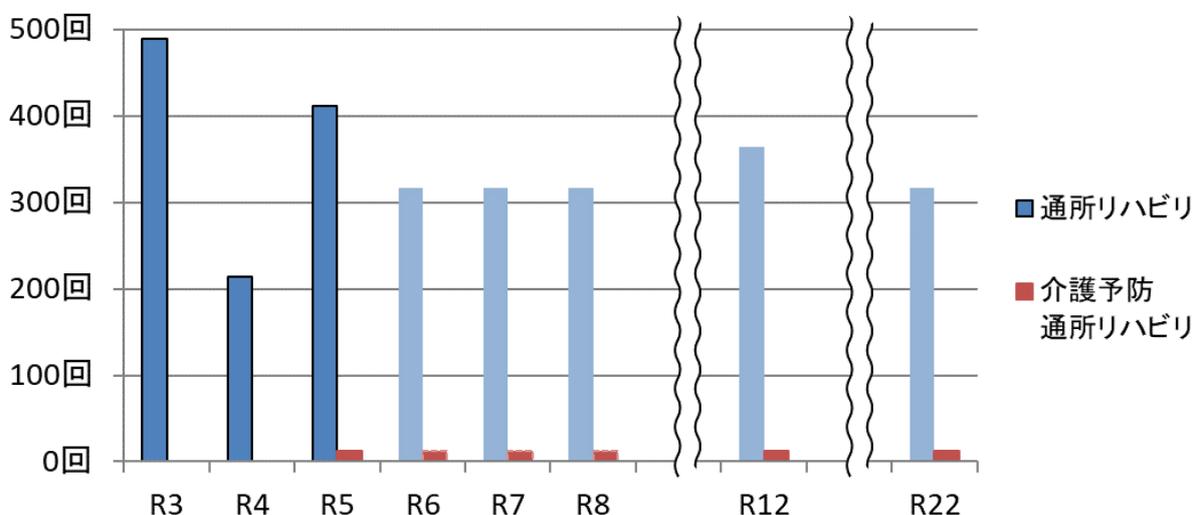
令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、通所リハビリ全体の利用人数は、月平均数人程度で推移しています。

事業所の数が少ないですが、利用者にとって必要なサービスであることから、町外の医療機関と協議を行いながら定員等の提供体制確保に努めます。また、自立した生活に向けて、自立促進のために適正なケアプラン作成を推進します。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
通所リハビリ	316回 (72人)	316回 (72人)	316回 (72人)	364回 (84人)	316回 (72人)
介護予防 通所リハビリ	12人	12人	12人	12人	12人

(介護予防)通所リハビリテーション



ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を受けられるサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
短期入所生活介護	17,955日	14,344日	14,411日
介護予防短期入所生活介護	442日	593日	1,102日

◇現状と取組方針

短期入所生活介護全体の利用日数は、要介護認定者数の減少や介護老人福祉施設等への長期入所者増加により減少傾向にあります。

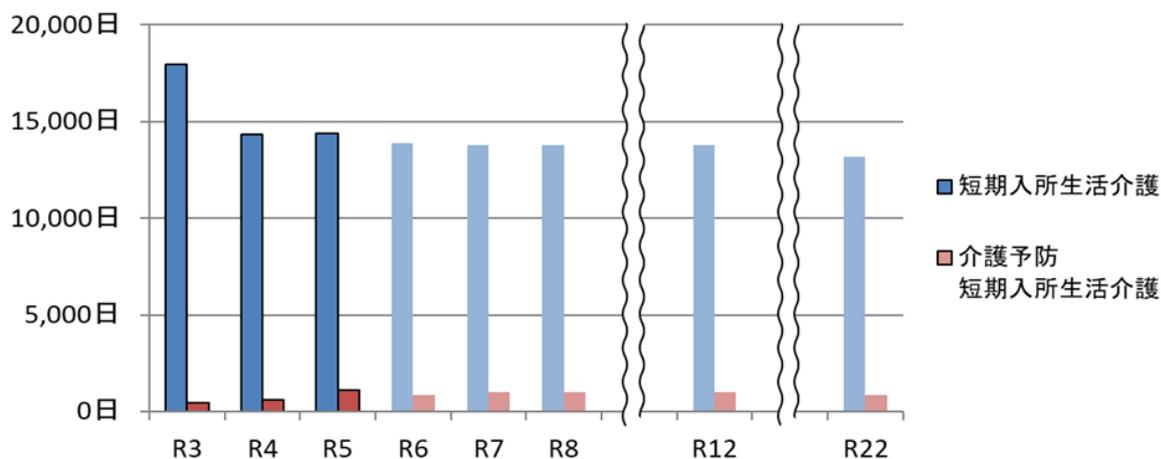
限られたベッド数を有効に利用するためにも、ショートステイの利用調整会議の開催により、有効な利用を引き続き図りながら、供給体制の確保に努めます。

また、サービス供給が過剰傾向にあることから、一部を介護老人福祉施設へ転換します。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
短期入所生活介護	13,888日	13,786日	13,774日	13,786日	13,175日
介護予防短期入所生活介護	850日	1,025日	1,025日	1,025日	850日

(介護予防)短期入所生活介護



ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

老人保健施設や介護医療院等に短期入所し、医学的管理の下で、介護・機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けられるサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
短期入所療養介護	2,650日	2,478日	2,934日
介護予防短期入所療養介護	51日	68日	30日

◇現状と取組方針

令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、月平均23人程度で推移しています。

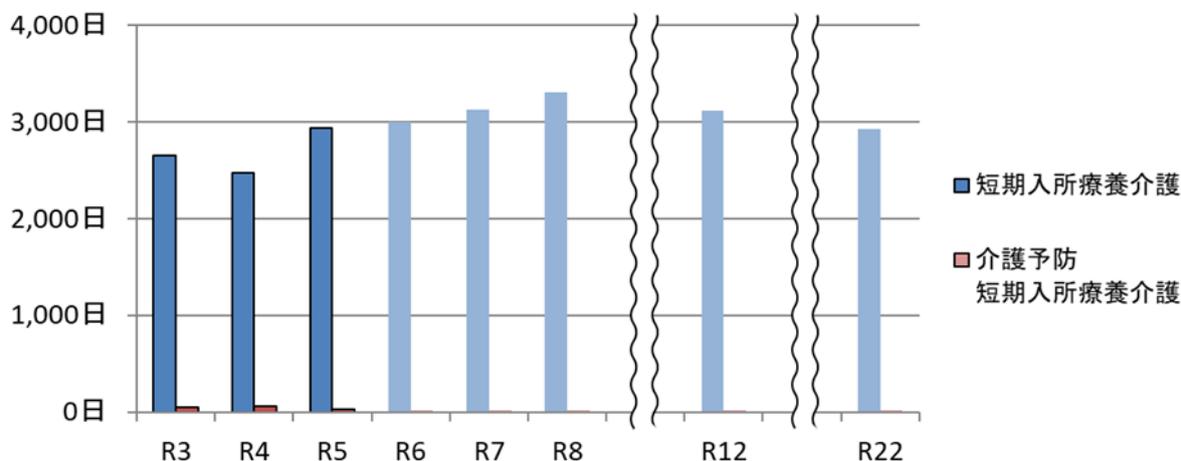
ニーズは現状と同程度の状況が続くと予想し、現状とほぼ同人数で推移すると見込んでいます。

また、利用者の身体状況にあったサービス提供となるように、事業者・介護支援専門員等へ指導や助言に努めます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
短期入所療養介護	2,999日	3,124日	3,310日	3,115日	2,929日
介護予防短期入所療養介護	24日	24日	24日	24日	24日

(介護予防)短期入所療養介護



コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの特定施設に入居している要介護者などに対し、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な世話を提供するサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
特定施設入居者生活介護	291人	284人	360人
介護予防特定施設入居者生活介護	65人	41人	12人

◇現状と取組方針

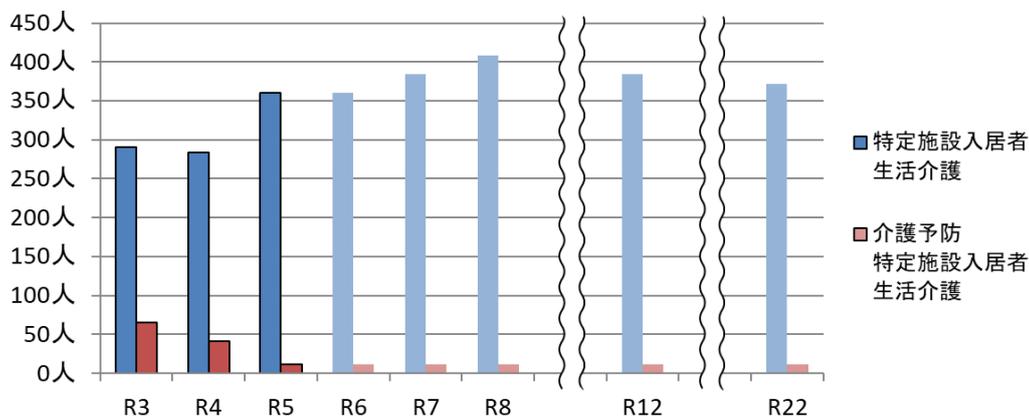
香美町の利用者は、兵庫県内の養護老人ホームや軽費老人ホーム、近隣県の有料老人ホームが主ですが、近年では他市町のサービス付き高齢者向け住宅の利用者が増加しています。

兵庫県内でも多くのサービス付き高齢者向け住宅が整備されているため、今後も利用者の増加が見込まれます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	360人	384人	408人	384人	372人
介護予防特定施設入居者生活介護	12人	12人	12人	12人	12人

(介護予防)特定施設入居者生活介護



サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護者などの日常生活の自立を支援する用具や福祉機器を貸与するサービスです。

福祉用具の種目には、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・自動排泄処理装置があります。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
福祉用具貸与	4,159人	3,873人	3,312
介護予防福祉用具貸与	2,366人	2,363人	2,496

◇現状と取組方針

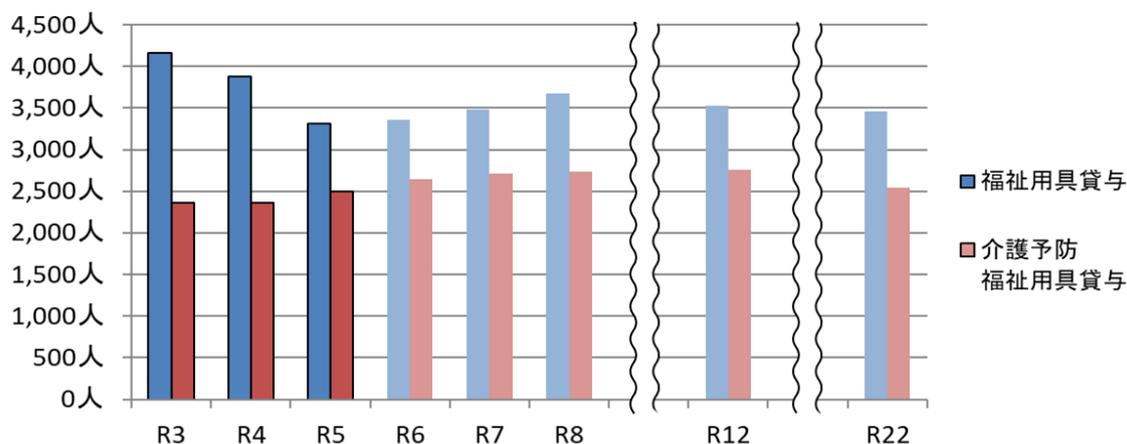
令和3年度から令和5年度の実績見込を見ると、福祉用具貸与全体の利用人数は減少しています。利用の多い福祉用具貸与品目としては、手すりや歩行器、特殊寝台(付属品含む)が多くを占めています。

今後は、認定者数の増加により利用人数が増えることが予想されますので、適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
福祉用具貸与	3,372人	3,492人	3,672人	3,528人	3,456人
介護予防福祉用具貸与	2,640人	2,712人	2,736人	2,760人	2,544人

(介護予防)福祉用具貸与



シ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などに使用する用具の購入費が支給されるサービスです。(支給額は、年間10万円を上限とします。)

福祉用具の種目は、腰掛便座・入浴補助用具・特殊尿器・簡易浴槽・移動用リフトのつり具・自動排泄処理装置の交換可能部品・排泄予測支援機器です。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
特定福祉用具販売	62人	47人	60人
特定介護予防福祉用具販売	55人	53人	60人

◇現状と取組方針

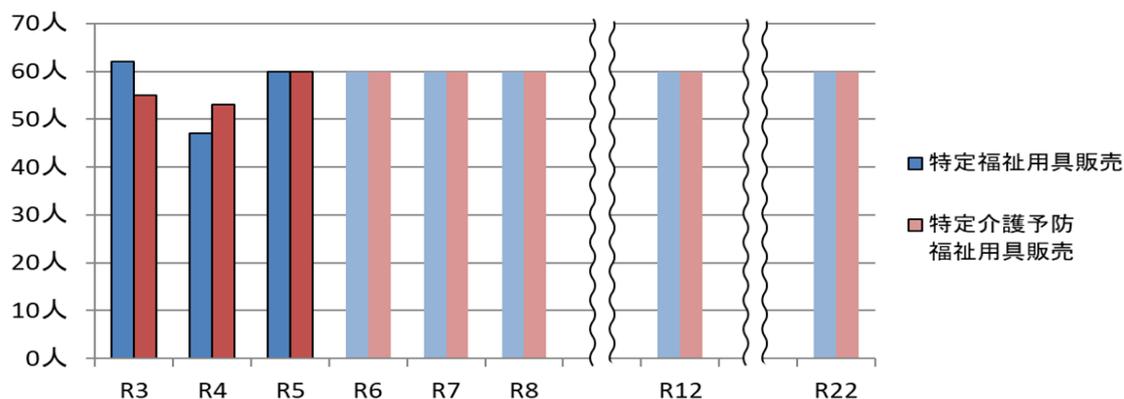
令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、特定福祉用具販売全体の利用人数は、月平均8～10人程度で推移しています。

今後は、認定者数の増加により利用人数が増えることが予想されますので、適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
特定福祉用具販売	60人	60人	60人	60人	60人
特定介護予防福祉用具販売	60人	60人	60人	60人	60人

特定(介護予防)福祉用具販売



ス 住宅改修・介護予防住宅改修

移動や排泄などにかかる負担を軽減するため、要介護者等の自宅の改修等を行った場合に利用者負担分を除いた改修費用を支給します。(給付対象費用は20万円限度)

住宅改修の種類には、手すりの取付け・床段差の解消・床面等の材料変更・扉を引き戸等への取替え・便器を洋便器への取替え等があります。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
住宅改修	46人	25人	60人
介護予防住宅改修	55人	47人	72人

◇現状と取組方針

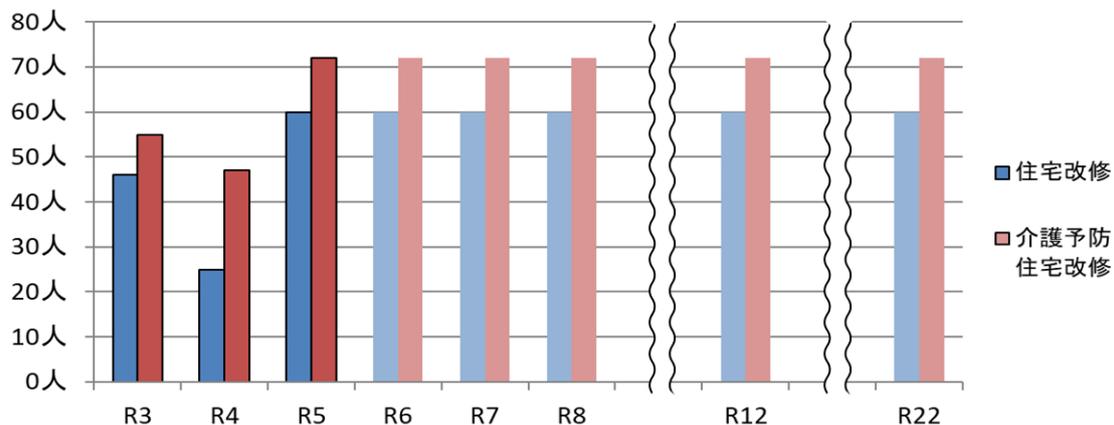
令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、住宅改修全体の利用人数は、月平均8～9人程度で推移しています。

今後は、認定者数の増加により利用人数が増えることが予想されますので、適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
住宅改修	60人	60人	60人	60人	60人
介護予防住宅改修	72人	72人	72人	72人	72人

(介護予防)住宅改修



セ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスが適切に利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者や家族の希望を受けて、ケアプラン（使用するサービスの種類・内容などの計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整や情報提供を行うサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
居宅介護支援	5,794人	5,376人	4,668人
介護予防支援	2,576人	2,504人	2,628人

◇現状と取組方針

令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、減少傾向にあります。今後は、認定者数の増加により利用人数が増えることが予想されますが、グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの利用増加により、若干の増減はあるもののほぼ同水準で推移すると見込んでいます。

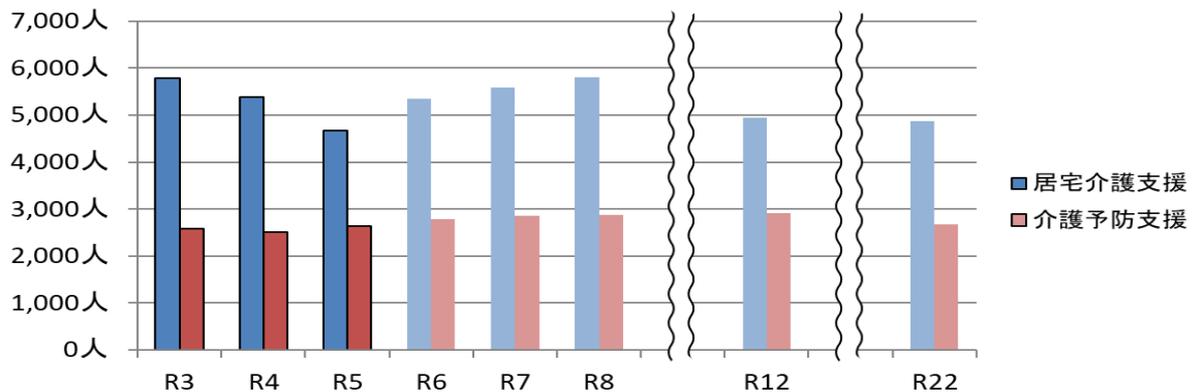
これまで地域包括支援センターで行ってきた介護予防支援は、令和6年度から居宅介護支援事業所でも行えるようになるため、新規参入を促進し、提供体制の確保に努めます。

また、介護支援専門員は、介護保険制度運用の中核を担っていることから、増加する要介護者等へのケアマネジメントに対応するため、介護支援専門員をメンバーとする「ケアマネ連絡会」を開催する等、資質向上に努めます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅介護支援	5,352人	5,580人	5,808人	4,944人	4,872人
介護予防支援	2,784人	2,856人	2,880人	2,904人	2,676人

居宅介護支援・介護予防支援



② 施設サービスの充実

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症等、自立した生活が難しい要介護者に対して、入浴・排泄・食事等の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことを目的とする施設です。

【実績】

(人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和3年度	3	11	56	93	62	225
令和4年度	3	15	56	95	70	239
令和5年度(見込)	4	15	56	95	75	245

◇現状と取組方針

令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、年々増加しています。香美町の令和5年4月現在の待機者数は124名(令和2年4月現在の待機者数は141名)、内要介護3以上の待機者数は79名(同92名)あり、在宅で過ごされている重度の方も存在します。待機者の解消は重要な課題として捉え、地域包括支援体制の充実と介護予防の推進強化及び居宅サービスの充実・継続を図りながら、待機者解消を推進していきます。

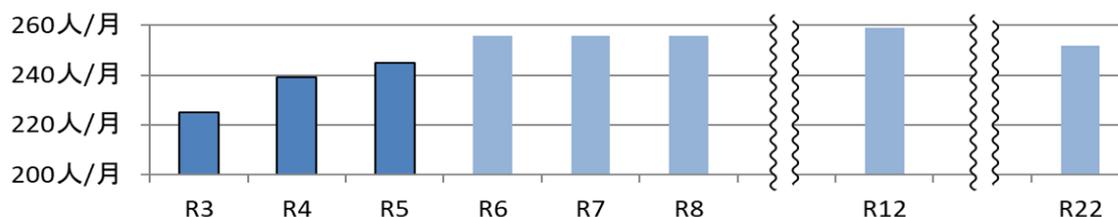
また、要介護3未満の方の特例入所について、必要性や緊急性を考慮した上で適切な入所を図ります。

【見込】

(人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和6年度	4	18	63	93	78	256
令和7年度	4	18	63	93	78	256
令和8年度	4	18	63	93	78	256
令和12年度	4	18	64	97	76	259
令和22年度	4	15	59	98	76	252

介護老人福祉施設



イ 介護老人保健施設

病状が安定し入院の必要がない要介護者に対して、自立と在宅復帰を目標として、看護、機能回復訓練その他必要な医療、並びに日常生活上の介護を行うことを目的とする施設です。

【実績】

(人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和3年度	10	17	16	14	9	66
令和4年度	10	20	19	13	7	69
令和5年度(見込)	12	18	13	14	4	61

◇現状と取組方針

令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、介護老人保健施設の利用人数は、同程度で推移しています。

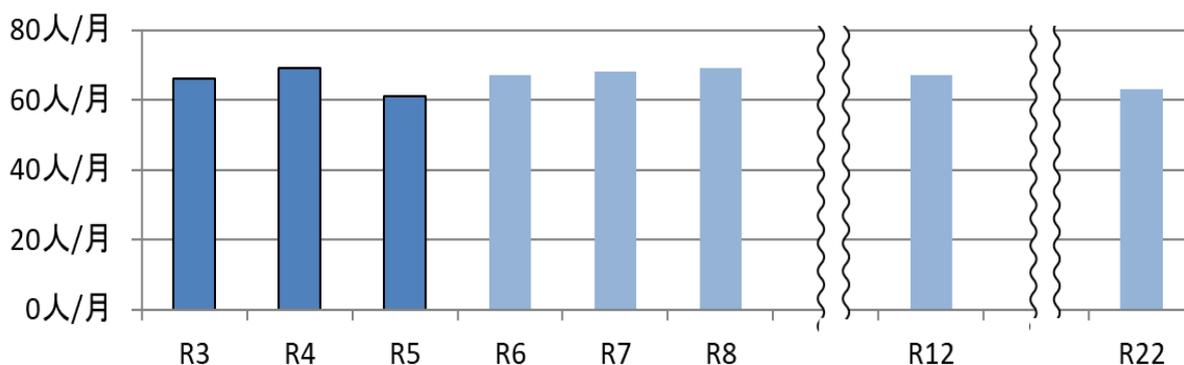
施設利用者は、長期間にわたり入所する傾向が見られますが、介護老人保健施設は在宅復帰を目的とした施設であるため、在宅復帰に向けて、復帰後の生活も視野に入れたサービスの提供など、在宅復帰機能の充実を図る必要があります。

【見込】

(人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和6年度	12	20	15	16	4	67
令和7年度	12	20	16	16	4	68
令和8年度	13	20	16	16	4	69
令和12年度	12	20	15	16	4	67
令和22年度	12	19	14	14	4	63

介護老人保健施設



ウ 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

【実績】

(人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和3年度	2	0	2	1	4	9
令和4年度	3	0	2	1	2	8
令和5年度 (見込)	1	0	1	5	3	10

◇現状と取組方針

町内の介護療養型医療施設が令和2年度に介護医療院に転換しました。実績における利用人数を見ると、町外施設の利用も含め月平均9人程度で推移しています。

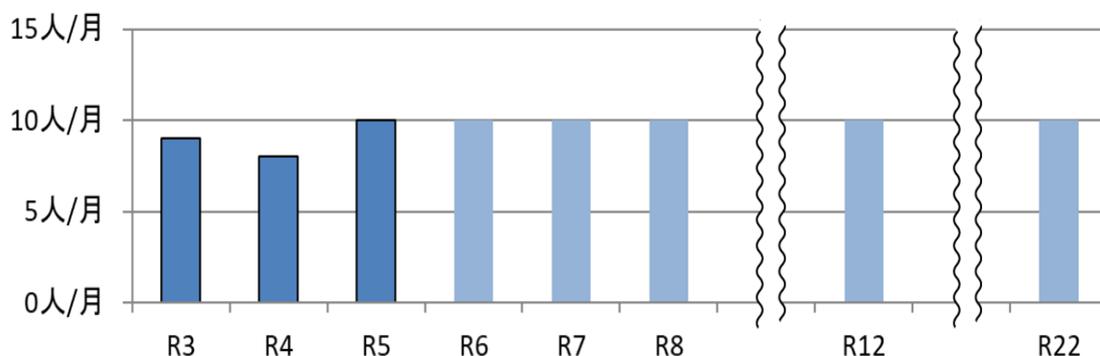
第9期計画期間中は同程度の利用を見込みます。

【見込】

(人/月)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
令和6年度	1	0	1	5	3	10
令和7年度	1	0	1	5	3	10
令和8年度	1	0	1	5	3	10
令和12年度	1	0	1	5	3	10
令和22年度	1	0	1	5	3	10

介護医療院



③ 地域密着型サービスの充実

ア 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者が、共同生活を営む住宅(グループホーム)において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けられるサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
認知症対応型共同生活介護	66人/月	60人/月	74人/月
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人/月	0人/月	1人/月

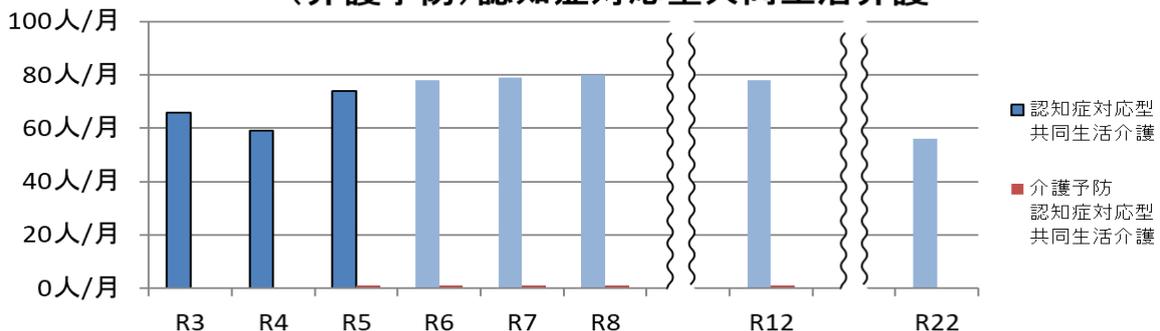
◇現状と取組方針

令和4年度に新たに1ユニット(定員9人)が開設されました。また、町外の施設利用もあることから、第9期計画期間中の利用者は、増加する見込です。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
認知症対応型 共同生活介護	77人/月	78人/月	79人/月	77人/月	55人/月
介護予防認知症対応型 共同生活介護	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月

(介護予防)認知症対応型共同生活介護



<認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の日常生活圏域別利用者数等の推計>

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	香住区	村岡区	小代区		香住区	村岡区	小代区		香住区	村岡区	小代区	
利用者数[人/月]	41	19	6	66	38	17	5	60	45	22	8	75
施設数	4	1	—	5	5	1	—	6	5	1	—	6
ユニット数	5	2	—	7	6	2	—	8	6	2	—	8
定員[人/月]	45	18	—	63	54	18	—	72	54	18	—	72

イ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

状態が比較的安定した認知症の要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
認知症対応型通所介護	7人/月	4人/月	3人/月
介護予防認知症対応型通所介護	0人/月	0人/月	0人/月

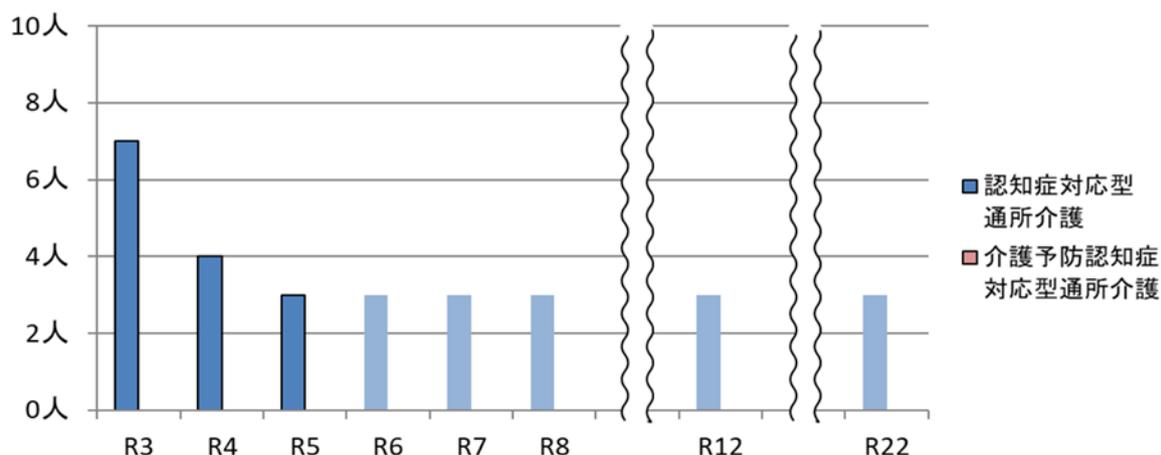
◇現状と取組方針

令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、利用人数は減少しています。今後は利用人数が同程度で推移するものと見込んでいます。比較的重度の方も利用されており認知症対策として今後も重要なサービスであるため、サービス提供体制の確保に努めていきます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月	3人/月
介護予防認知症対応型通所介護	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

(介護予防)認知症対応型通所介護



ウ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い(日中ケア)」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて「訪問(訪問ケア)」や「泊まり(夜間ケア)」を組み合わせ、在宅での生活維持を支援するサービスです。

具体的には「通い」が中心で、必要に応じて「通い」の延長である「泊まり」を提供し、「訪問」は「通い」では対応できない場合や、見守りや声かけなど「通い」以外の利用の方法で在宅生活を支援するものです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
小規模多機能型居宅介護	12人/月	16人/月	15人/月
介護予防小規模多機能型居宅介護	14人/月	11人/月	8人/月

◇現状と取組方針

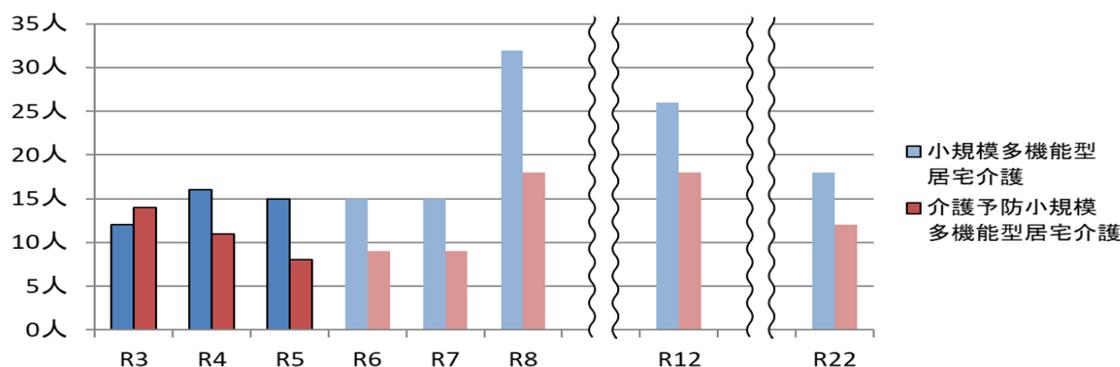
令和3年度から令和5年度の実績見込における利用人数を見ると、利用人数は月平均25人程度で推移しています。

今後は介護職ゼロの実現に繋がるサービスとして、利用者の増加を図るとともに、新規参入や既存施設から小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)への転換を促進し、サービス提供体制の確保に努めていきます。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	15人/月	15人/月	32人/月	26人/月	18人/月
介護予防小規模多機能型居宅介護	9人/月	9人/月	18人/月	18人/月	12人/月

(介護予防)小規模多機能型居宅介護



工 地域密着型通所介護

利用定員が18名以下のデイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供、健康チェック、相談・助言等、日常生活の世話や機能訓練を受けられるサービスです。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
地域密着型通所介護	10,503回	12,898回	11,450回

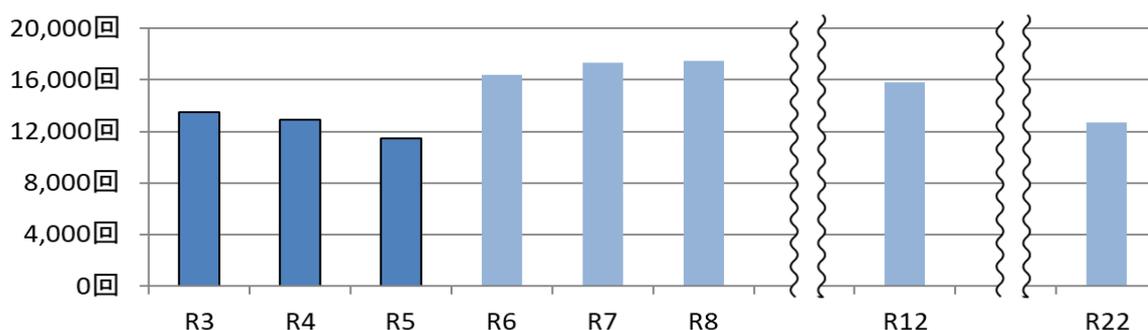
◇現状と取組方針

地域密着型サービスの中でも利用希望が多いサービスであり、今後は認定者数の増加により利用人数が増えることが予想されます。また、第9期計画期間中におけるサービス量は、既存事業所によりサービス提供が可能であると見込まれるため、新たな事業所参入については困難な状況にあります。今後は、要介護度の改善や自立支援を促すため、また、利用者のリハビリに対してのニーズに対応するため、機能訓練や口腔ケア等のメニューを積極的に取り入れるように指導・助言等を行います。

【見込】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域密着型通所介護	16,382回	17,312回	17,490回	15,811回	12,377回

地域密着型通所介護



<通所介護・地域密着型通所介護の日常生活圏域別定員数>

	香美町			
	香住区	村岡区	小代区	計
事業所数	5	3	1	9
定員[人]	105	65	18	188

オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅で生活している場合でも、日中・夜間を通じ、定期的な巡回訪問により、訪問介護や訪問看護サービスの一体的なサービスを提供するものです。生活リズムに合わせた短時間利用のほか、昼夜を問わず随時対応も可能なサービスです。

カ 夜間対応型訪問介護

居宅においても24時間安心して生活できるように夜間の定期的な巡回訪問介護と、通報による随時対応の訪問看護を組み合わせるサービスです。

キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な特定施設に入居している要介護者に対して、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談等、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な世話を提供するサービスです。

ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している要介護者に対して、入浴や排泄、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練等を提供する施設サービスです。

ケ 看護小規模多機能型居宅介護

看護サービスが必要な小規模多機能型居宅介護の利用者に対して、一事業者による柔軟なサービス提供を可能とするため、医療ニーズの高い方でも小規模多機能型居宅介護が利用しやすくなります。

4 適切な介護保険料と利用者負担

(1) サービス総給付額の見込

令和6年度から令和8年度の保険給付費及び地域支援事業費の見込は、次のとおりです。

① 保険給付費		(千円)			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
居宅サービス	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリ				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリ				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	福祉用具貸与				
	特定福祉用具販売				
	住宅改修				
	特定施設入居者生活介護				
	小計				
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリ				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所リハビリ				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	特定介護予防福祉用具販売				
	介護予防住宅改修				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
小計					

国の制度改正を反映するため現在推計中です。

(千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
	看護小規模多機能型居宅介護				
	地域密着型通所介護				
	小 計				
介護予防地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
	介護予防認知症対応型共同生活介護				
	小 計				
施設サービス	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
	介護医療院				
	小 計				
その他	居宅介護支援				
	介護予防支援				
	特定入所者介護サービス費				
	高額介護サービス費				
	高額医療合算介護サービス費				
	審査支払手数料				
小 計					
保険給付費合計					

② 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費は、前年度実績に75歳以上高齢者の伸びを乗じた額、包括的支援事業・任意事業費は、前年度上限額に高齢者数の伸び率を乗じた額が上限と定められており、この範囲内で事業費を推計しています。

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業・任意事業費				
合 計				

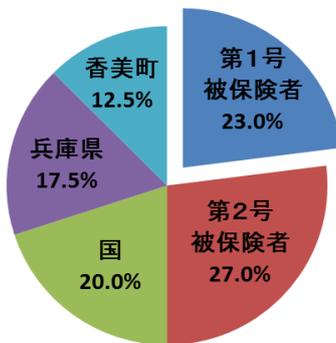
(2) 給付費の財源

① 保険給付費の財源

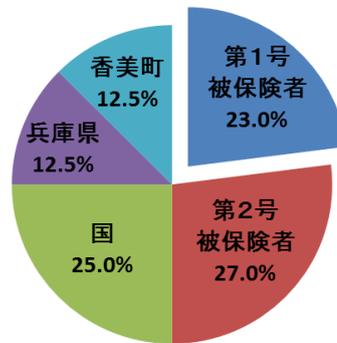
介護サービスを利用する場合、原則として費用の1割(所得により2割又は3割)が自己負担となり、残りが保険から給付されます。その財源の半分は第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳~64歳)の保険料、残りは国、県、町の負担(公費)で賄います。

第9期計画の第1号被保険者の保険料率は23%と示されていますが、市町村等によって65歳以上の高齢者の構成割合(第7期から年齢区分を65~74歳、75~84歳、85歳以上に細分化)及び所得段階構成割合が異なることなどを是正するため、国から調整交付金が交付されるので、香美町の第9期計画の第1号被保険者の負担割合は23%より少なくなると見込んでいます。

施設等給付費の財源



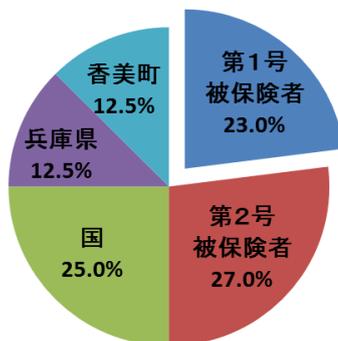
居宅給付費の財源



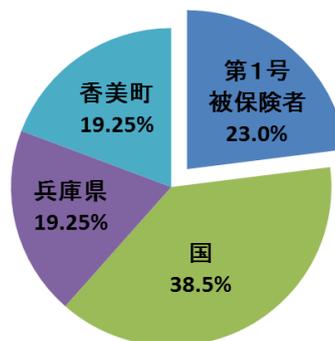
② 地域支援事業の財源

地域支援事業は、平成28年度から総合事業に移行したことにより、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業・任意事業の2つの区分で上限管理を行うことになりました。その財源構成は、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分が国(25%)、県(12.5%)、町(12.5%)の負担、残りの半分を保険料(第1号被保険者23%、第2号被保険者27%)で賄います。包括的支援事業と任意事業については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担がなく、国(38.5%)、県(19.25%)、町(19.25%)で公費の占める割合が高くなっています。

介護予防・日常生活支援総合事業の財源



包括的支援事業と任意事業の財源

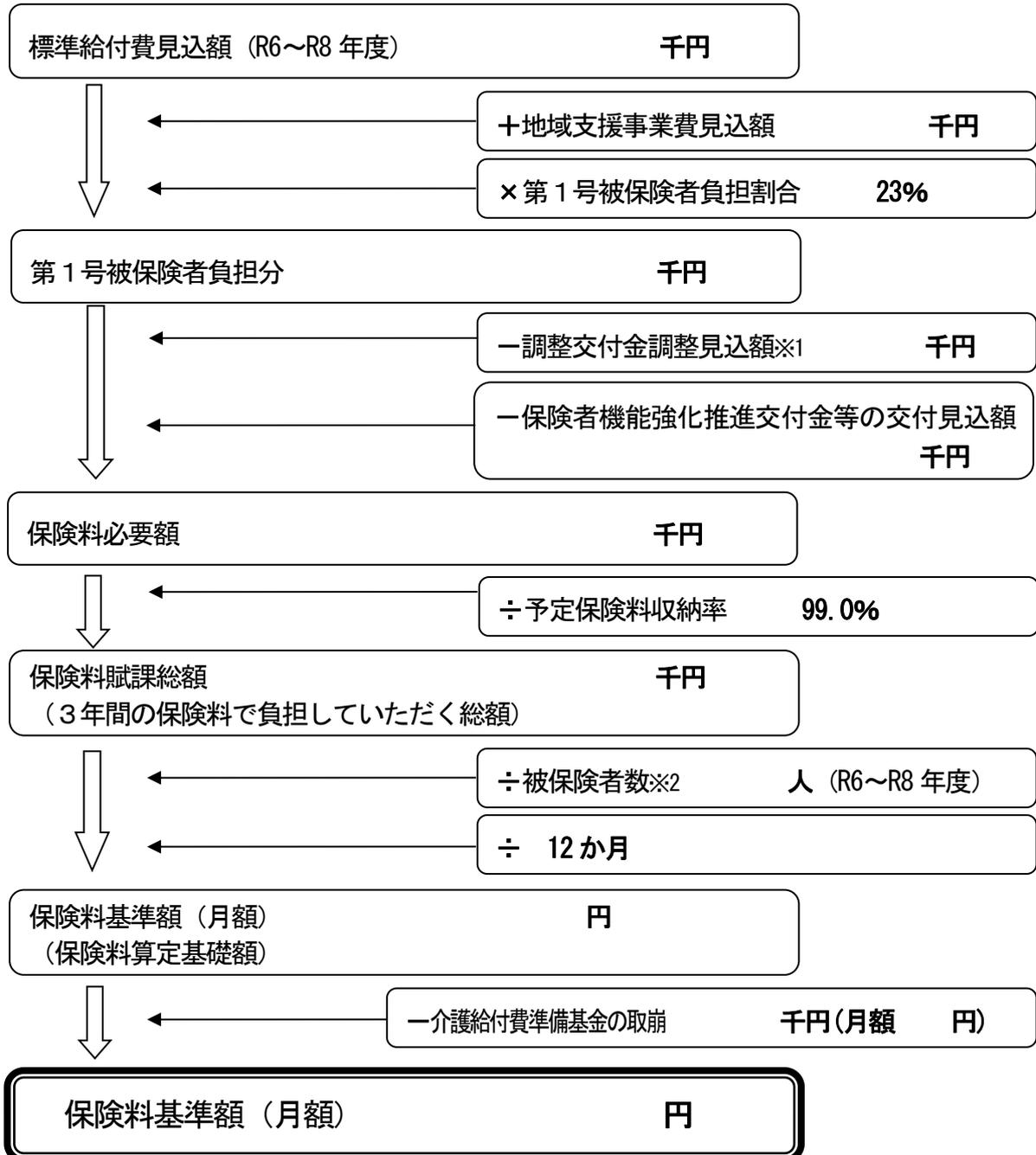


(3) 第1号被保険者の保険料

国の制度改正を反映するため現在推計中です。

第9期(令和6年度から令和8年度)における第1号被保険者の介護保険料は下記のとおりです。

① 第1号被保険者保険料の算定手順



※1 「調整交付金調整見込額」…国が負担する「調整交付金相当額」は、通常、標準給付費見込額の5%が交付されますが、後期高齢者や所得の低い高齢者が多い市町村に対しては、上乘せして支払われます。

※2 「被保険者数」は所得段階別加入割合補正後の人数

●保険料増減額の主な要因（増減要因を記載）

《増額要因》

- ・要介護認定者数、サービス利用者数の増加による給付額の増加
- ・65歳以上被保険者数（第1号被保険者数）の減少
- ・地域密着型サービス事業所の整備
- ・介護報酬の改定（+1.59%）

《減額要因》

- ・介護給付費準備基金取崩し

将来の人口減少とともに高齢者数自体も減少すると見込まれますが、高齢化は一段と進みます。それに伴い介護サービスの利用者が増加することに加え、サービス基盤の充実を図る必要があるため、保険給付費が増加し保険料が上昇する要因となっています。併せて、65歳以上の被保険者が減少することにより、給付総額に対する一人当たりの負担割合が増加することも大きな要因となっています。

●保険料上昇を抑える主な対応

- ・介護給付費準備基金の取崩し
- ・低所得者（住民税非課税世帯）の保険料負担を軽減（乗率の引き下げ）するための公費（国50%・県25%・町25%）投入の継続
- ・介護認定及び介護給付の適正化の推進

介護給付費準備基金を取崩し保険料の軽減を図ります。また、低所得者の方にとって負担が大きくなるよう、引き続き公費の投入等を行います。

併せて、公平・適正な要介護認定を行うとともに、介護給付の適正化を進めていきます。

② 第1号被保険者保険料の算定

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者数	人	人	人	人
前期(65~74歳)	人			人
後期(75歳~84歳)	人			人
後期(85歳~)	人			人
所得段階別被保険者数				
第1段階	人	人	人	人
第2段階	人	人	人	人
第3段階	人	人	人	人
第4段階	人	人	人	人
第5段階	人	人	人	人
第6段階	人	人	人	人
第7段階	人	人	人	人
第8段階	人	人	人	人
第9段階	人	人	人	人
第10段階	人	人	人	人
第11段階	人	人	人	人
第12段階	人	人	人	人
第13段階	人	人	人	人
合計	人	人	人	人
補正後被保険者数	人	人	人	人
補正後被保険者数(弾力化後)	—	—	—	—
標準給付費見込額	円	円	円	円
地域支援事業費見込額	円	円	円	円
第1号被保険者負担相当額	円	円	円	円
調整交付金相当額	円	円	円	円
調整交付金見込交付割合	%	%	%	
調整交付金見込額	円	円	円	円
保険者機能強化推進交付金	円	円	円	円
財政安定化基金償還金	0円	0円	0円	0円
保険料必要額				円
準備基金取崩額				円
予定保険料収納率				99.00%
保険料基準額(年額)				円

	令和12年度
第1号被保険者数	人
前期(65~74歳)	人
後期(75歳~84歳)	人
後期(85歳~)	人
所得段階別被保険者数	
第1段階	人
第2段階	人
第3段階	人
第4段階	人
第5段階	人
第6段階	人
第7段階	人
第8段階	人
第9段階	人
第10段階	人
第11段階	人
第12段階	人
第13段階	人
合 計	人
補正後被保険者数	人
補正後被保険者数(弾力化後)	—
標準給付費見込額	円
地域支援事業費見込額	円
第1号被保険者負担相当額	円
調整交付金相当額	円
調整交付金見込交付割合	%
調整交付金見込額	円
保険者機能強化推進交付金	円
財政安定化基金償還金	0円
保険料必要額	円
準備基金取崩額	0円
予定保険料収納率	99.00%
保険料基準額(年額)	円

③ 保険料率の段階設定区分

国の制度改正を反映するため現在推計中です。

第9期の介護保険料は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、被保険者及びその世帯の住民税課税状況等に応じた所得段階により次のように設定されています。

所得段階	対象者	保険料負担率	保険料年額	月額換算
第1段階	生活保護受給者	0.455 (0.285)	円	円
	住民税非課税世帯 老齢福祉年金受給者		(円)	(円)
			前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下の人	
第2段階	前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.685 (0.485)	円 (円)	円 (円)
第3段階	前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が120万円を超えている人	0.69 (0.685)	円 (円)	円 (円)
第4段階	前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	円	円
第5段階 (基準額)	前年の合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)+課税年金収入額が80万円を超えている人	1.0	円	円
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	円	円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	円	円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	円	円
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	円	円
第10段階	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	円	円
第11段階	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	円	円
第12段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	円	円
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	円	円

※第1段階～第3段階は公費による低所得者の保険料軽減が実施されるため、()内の金額等になります。

5 介護保険制度の円滑な推進

(1) 介護人材の確保対策

① 介護職員の充足状況

高齢者人口は減少していますが、今後も介護が必要な人が多い状況が続くと見込まれるため、必要な介護職員を確保する必要があります。

令和4年度に実施した介護施設等整備意向調査における事業所の人材確保状況の調査結果は下記のとおりとなります。

充足率は、必要職員数を分母、雇用職員数を分子とした計算上の充足率になりますが、介護福祉士や看護師をはじめとした有資格者を中心に正規職員の確保が難しいことが見てとれます。なお、実際の雇用にあたっては、退職年齢になった方を引き続き依頼し雇用したり、フルタイムで雇用したいところをパートタイムの雇用でやりくりしたりなど、生産年齢人口の減少や介護職員の平均年齢の上昇といった影響を受けており、この数値以上に厳しい状況にあると考えます。

《人材確保状況調査結果》

資格種別	必要職員数 (正規職員) A	必要職員数 (臨時職員) B	雇用職員数 (正規職員) C	雇用職員数 (臨時職員) D	充足率 (正規職員) C/A	充足率 (臨時職員) D/B	充足率 (合計) (C+D) /(A+B)
介護福祉士	126人	66人	102人	69人	81.0%	104.5%	89.1%
ヘルパー2級	4人	28人	6人	26人	150.0%	92.9%	100.0%
看護師・准看護師	30人	26人	22人	28人	73.3%	107.7%	89.3%
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3人	3人	3人	2人	100.0%	66.7%	83.3%
介護支援専門員	19人	8人	16人	8人	84.2%	100.0%	88.9%
栄養士・管理栄養士	5人	3人	4人	2人	80.0%	66.7%	75.0%
その他資格職	11人	5人	11人	5人	100.0%	100.0%	100.0%
資格なし	17人	60人	14人	60人	82.4%	100.0%	96.1%
計	215人	199人	178人	200人	92.6%	100.5%	91.3%

※令和4年度香美町介護施設等整備意向調査結果より(町内法人のみ抜粋)

② 介護職員不足解消に向けた具体的な取組み

第9期介護保険事業計画にかかる兵庫県基本指針においては、第8期計画の基本的な考え方を継続しつつ、「介護人材の確保・資質向上、介護業務の効率化・質の向上」を重要な柱の一つと位置づけ、その推進方策について定めることとしています。その取組みとして、「介護人材確保に向けた市町・団体支援事業」を活用するほか、「ひょうごケア・アシスタント推進事業」「介護人材確保・定着支援事業」等の施策を参考にした取組みを推進しています。

香美町としても、兵庫県の取組みに基づき、地域の特性を踏まえた持続的な人材確保・資質向上、業務の効率化・質の向上が図られるよう次のとおり取組みます。

ア 介護人材確保・資質向上

介護保険事業所での、新規介護職員の確保が難しい状況の一助とするため、平成25年度に「介護職員育成奨励事業」を創設し、介護の仕事に必要な資格取得のための研修受講料の助成を行ってきました。

平成29年度からは、「介護職員確保対策事業」として、町内介護保険事業所に新たに就労した介護職員と、職員への処遇改善を実践する事業所へ助成金を交付する制度を追加して設け、潜在的な有資格者も助成の対象としました。

さらに、令和5年度からは、外国人介護職員を雇用する事業所へ助成金を交付する制度を追加しました。

また、これらの助成金制度と町内の介護保険事業所等を紹介した求人パンフレットを制作し、関係機関に配付するなど、事業所の介護職員求人活動を支援しました。

第9期計画期間中は、次のとおり事業を実施し、事業所における介護職員の確保と育成、資質の向上を支援します。

- 介護職員確保対策求人パンフレットの学校等への配布
- 介護職員確保対策事業（就労者助成金）の実施
- 介護職員確保対策事業（事業者助成金）の実施
- 介護職員確保対策事業（外国人雇用助成金）の実施
- I・Uターンによる町内介護施設就業者に対する家賃の一部助成
- I・Uターンによる町内介護施設就業者に対する引越し費用の一部助成
- 訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の実施
- 初任者研修等受講者支援事業の実施
- 町内介護施設就業者に対する奨学金返還支援策について検討
- 事業所と連携し事業所の魅力や助成制度をアピールする仕組の検討
- 兵庫県介護のイメージアップ促進事業への参画
- 国県補助事業等の活用可能な制度について随時検討

○人材確保状況を調査し新たな支援策について検討

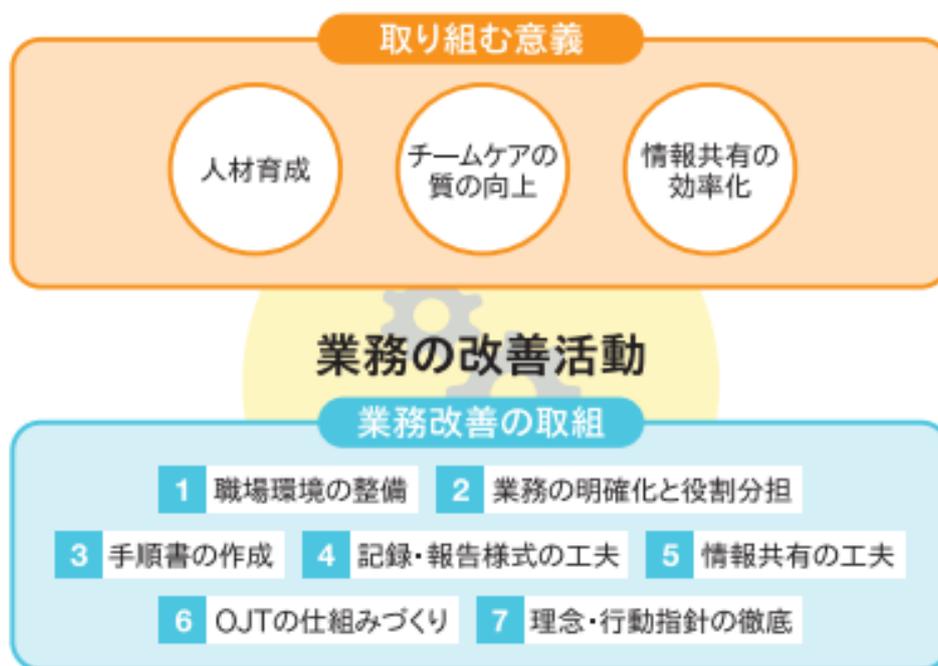
イ 業務の効率化・質の向上

将来的な介護職員の需給状況を見据えると、労働力制約が強まる中で「より少ない職員数でサービス提供を行う福祉の現場」を実現することが必要となっています。介護職員等に過度な業務負担にならないよう配慮しつつ、介護サービスの質を担保するため、次のとおり事業所における業務の効率化・質の向上を支援します。

○介護ロボット導入や施設のICT化整備等について、先進事例や国県補助事業等の情報提供など積極的な取組みを推進するとともに取組みへの支援を実施

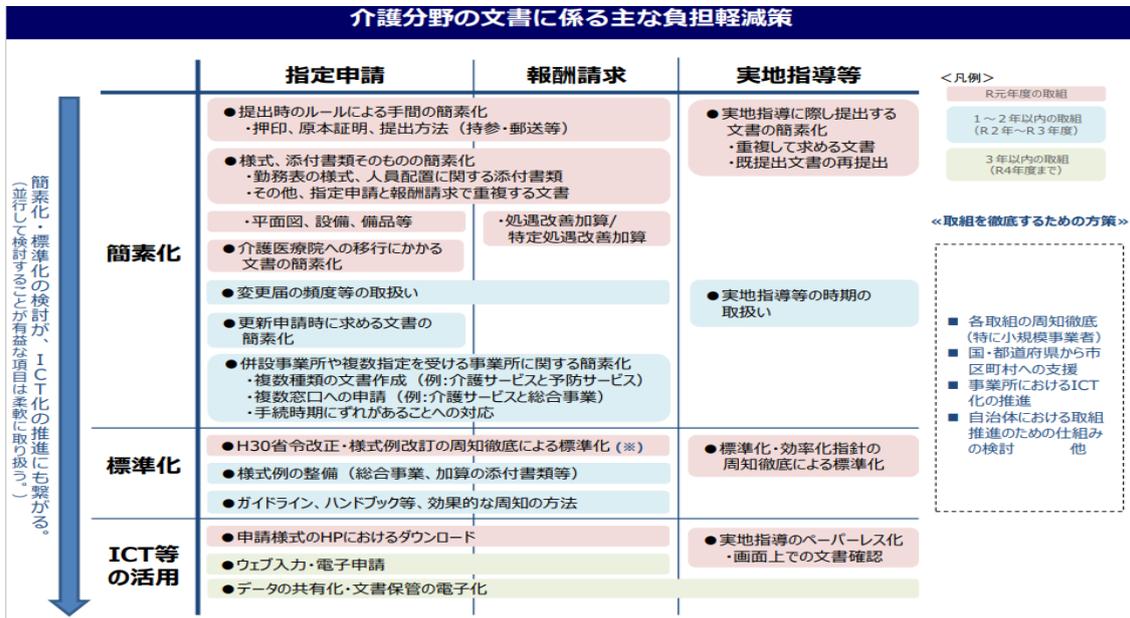
○事業所における業務仕分け等による業務改善を推進

《業務改善等のイメージ》



(厚生労働省介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインより)

○国が示す方針に基づき、事業所指定及び報酬請求に係る申請・届出について、「電子申請届出システム」の運用を開始し、電子申請化を実施



(令和4年7月21日 厚生労働省社会保障審議会介護保険部会資料より)

ウ ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりの推進

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等対策を講じ、働きやすい環境づくりを推進します。

○訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の実施(再掲)

重点的取組

必要な人材が確保され、町内で必要とされるサービス量を安定して提供できるサービス基盤が維持・継続されることを目標とします。(介護施設等整備意向調査における「各職種について貴法人で必要と考える人数と実際に雇用されている人数」の設問について、各施設・事業所で必要とする職員数が確保された割合(充足率)により達成度を判定します。)

コラム

地域サポート施設に「むらおかこぶし園」が認定

兵庫県が、社会福祉法人による効果的な地域貢献活動の普及促進を図るため、地域住民のニーズを踏まえた地域貢献活動を行う特別養護老人ホーム等を「地域サポート施設」とする知事認定制度を創設しています。

これまで71施設が認定され、香美町では、「むらおかこぶし園」が令和2年にはじめて認定されました。

事業は、①介護者支援事業として施設内の交流広場で「認知症カフェ」の開催、②介護予防等の拠点の運営として地域に出向いての「出張介護教室」の取り組みです。

施設内で担当の職員を選抜し、「認知症カフェ」では、参加される当事者や介護者、ボランティアの皆さんとなごやかに交流できるように工夫を凝らし、「出張介護教室」ではわかりやすく説明するため、寸劇を組み入れて認知症の理解を深めるような試みもされています。

職員さんの感想は、「取り組むしんどさもあるが、施設内の利用者のケアに向き合うだけでなく、地域住民の生の声を聞く機会が得られ、さらに施設の理解促進に役立ってうれしい」といきいき話されています。

(2) 介護給付適正化の推進(香美町介護給付適正化計画)

① 介護給付適正化の基本的な考え方

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

② 適正化事業の推進

2025年(令和7年)を見据えた地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を引き続き実施することが不可欠です。そのため、引き続き国が示す適正化主要3事業(①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検・住宅改修等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検)を柱と考え、具体性・実効性のある構成・内容に見直しを行うことにより、介護給付の適正化を推進します。

③ 介護給付に係る適正化事務

ア 要介護認定の適正化

適正化主要3事業①

i 認定訪問調査の直営

利用者それぞれの心身状況や要介護度に応じて必要なサービスが適正に利用できるよう、公正・公平な要介護認定が行われるように、新規、更新、区分変更のすべて(遠隔地等を除く)の認定訪問調査について、町の認定訪問調査員が訪問調査を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	1,069件	1,003件	1,050件
新規・区分変更	504件	481件	458件
更新	565件	522件	592件
職権延長	250件	291件	276件
町調査件数	1,042件	981件	1,022件
委託件数	27件	22件	28件
委託先事業者数	23か所	19か所	22か所

ii 認定調査後の点検実施

認定訪問調査書においては、町の複数の職員により調査事後点検を行います。また、遠隔地の調査を委託した場合でもその調査書について、町職員によるチェックを行います。

iii 認定審査会委員及び認定訪問調査員の研修等

兵庫県の実施する認定訪問調査員研修、認定審査会委員研修を踏まえて、均一的な調査と、統一した判断基準により、適正な要介護認定を実施します。さらに、町独自の認定訪問調査員研修を月に1回開催し、認定訪問調査員間の情報の共有や調査基準の確認を行うことでより公平な認定を行います。また、認定審査会委員に対しても研修会、勉強会等を実施すると共に、国、県等主催の研修会に参加します。

iv 要介護認定の格差是正及び平準化

要介護認定の結果において、下記事項について年1回の分析・検証を行うと共に、格差是正及び介護認定の平準化を図ります。

- ・一次判定から二次判定の軽重度変更率の分析
- ・維持・改善可能性にかかる予防給付の判定割合を分析
- ・各合議体の格差及び全国・県平均との格差の分析

v 認定審査会の簡素化及び認定事務の効率化の推進

要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定調査のペーパーレス化や認定審査会の簡素化について検討します。

《施策の数値目標（要介護認定の適正化）》

町職員による認定調査実施率100%（遠隔地を除く）の維持・継続

イ ケアマネジメント等の適正化

i ケアプランの点検

適正化主要3事業②

利用者の自立支援のために適切な計画であるか等に着目したケアプランの点検及び評価を行うため、国民健康保険団体連合会にケアプランの点検方法等の指導を受けながらケアプランの点検に取り組めます。具体的には、毎月1回保健師や理学療法士等専門職の協力のもとケアプラン支援会議を開催し、介護支援専門員の対象者支援に資するべく点検を行うとともに、要支援認定者について居宅介護支援事業所へ委託した場合のケアプラン点検や、地域ケア会議等で事例検討と合わせたケアプランの点検を実施します。

また、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」を積極的に活用し、点検に携わる職員は、兵庫県が開催する研修に積極的に参加します。

ii 住宅改修の点検

適正化主要3事業②

住宅改修費支給申請時及び完成報告時には現場写真による確認を行います。住宅改修費が高

額なもの、改修規模が大きく複雑なものなどを中心に、受給者宅の実態確認や工事見積書の点検を行い、住宅改修の必要性や緊急性等の観点から、適正な住宅改修であるかの点検を行います。

iii 福祉用具購入の点検

適正化主要3事業②

福祉用具購入費の支給申請時に介護支援専門員の申請理由、福祉用具のカタログ等で机上審査します。なお、破損等による同一品目の再支給及び2台同時支給等の申請時においては、必要に応じて写真、介護支援専門員にケアプランの提出の請求及び現地確認を行います。

さらに、福祉用具貸与価格の上限設定が行われることから、貸与事業者への周知と適正な貸与価格の設定が行われているかの確認を行います。

iv 軽度認定者への福祉用具貸与の許可

適正化主要3事業②

軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与の計画時において、当該介護支援専門員又は利用対象者(家族を含む)に、介護支援専門員が福祉用具を必要とする理由等が明記された軽度認定者福祉用具貸与の許可申請書の提出を求め、当該申請の福祉用具貸与許可条件等を確認のうえ許可決定を行います。

v 事業者への情報提供

町内の介護保険サービス提供の事業者に対して、介護給付の適正化にかかる情報提供を行います。

《施策の数値目標(ケアマネジメント等の適正化)》

第9期計画期間中のケアプラン支援会議により管内の介護支援専門員全員のケアプラン点検を実施

ウ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

i 定期の運営指導

介護サービス事業者の指導を適切に行うため、町内の介護保険サービス提供の事業者(県指定事業者を除く。)に対して、兵庫県との合同の運営指導を計画的に行い、法令遵守の周知徹底、サービスの質の向上及び給付の適正化を行います。また、町内の地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対しても、6年に1回の運営指導を行います。

さらに、兵庫県が実施する監査指導担当職員研修や介護保険サービス指導監査事務研修への参加などにより、引き続き指導を行う職員のスキルアップに取り組みます。

<実績及び計画>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型サービス 運営指導事業所数	1事業所	8事業所	7事業所	5事業所	5事業所	5事業所

ii 苦情・通報情報の適切な把握及び分析

苦情・通報情報の窓口を住民に周知すると共に、町、県又は国民健康保険団体連合会に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、当該介護サービス事業者等に対して、効率的(口頭、文書、訪問等)な事業者指導を行います。

iii 国民健康保険団体連合会から提供される帳票の活用

国民健康保険団体連合会から送付される各種介護給付適正化の帳票を活用し、必要に応じて、事業者に対して適切な指導を行います。また、介護給付適正化システムの情報を活用することで、過誤の可能性が高い給付だけではなく、必要性の確認を要する過剰な給付、さらには偏りや給付の不足がないか等のチェックを行い、心身の状況に応じた適正な介護給付の指導を行います。

・医療給付情報との突合(突合リスト)

適正化主要3事業③

(医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る)

・縦覧点検(各点検項目一覧表)

適正化主要3事業③

(受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う)

・給付実績を活用した提供情報使用状況一覧の活用

《施策の数値目標(事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化)》

第9期計画期間中における地域密着型サービス事業所等の実地指導計画数の100%実施(令和6年度～8年度の計画数15事業所)

(3) 低所得者対策

① 介護保険料の軽減措置

低所得者(住民税非課税世帯)の保険料負担を軽減するため、保険給付費の5割の公費(国50%・県25%・町25%)とは別枠で公費を投入し、低所得者階層の乗率の引き下げ(第1段階0.455→0.285、

第2段階0.685→0.485、第3段階0.69→0.685)を行います。

② 介護保険料の減免

災害や、世帯の生計中心者の病気、失業者等により、保険料を納めることが困難になった場合は、介護保険法の規定に基づき、申請により保険料が減免されます。

③ 利用者負担の軽減

介護サービスを利用する場合の利用者負担が著しく高額とならないように、介護保険制度として低所得者を中心にいくつかの負担軽減制度が設けられています。

具体的には、世帯又は個人の利用者負担額が一定の限度額を超えたとき、超えた分が払い戻される「高額介護(予防)サービス費」、医療保険と介護保険の両方を利用された方は自己負担が一定の限度額を超えたときに払い戻される「高額医療合算介護(予防)サービス費」が、また一定の限度額を超える施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)を現物給付する「特定入所者介護(予防)サービス費」があります。

また低所得者に対する利用者負担のその他の支援策として、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があり、申請により介護サービス利用料、食費、居住費等について軽減することができます。

(4) サービスに関する情報提供

広く制度内容の周知を行い、介護等が必要となったときに適切なサービスを利用してもらえるよう、パンフレットの活用や町広報・町ホームページなどを通じ情報提供を行います。また、利用者が介護サービス情報を入手し、比較・検討して事業所の選択に役立つ「介護サービス情報公表システム」の周知も図ります。

新たに65歳に到達された被保険者については、介護保険被保険者証を送付時に、介護保険制度の概要についてお知らせします。

(5) 介護保険料の収納確保

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、重要な財源である介護保険料の収納確保を図ります。

新たに65歳になられた被保険者については、介護保険制度の啓発を行うとともに未納防止に努めていきます。また、納期限を超過しても納めていない未納者に対しては、適切な時期に督促状・催告書を送付し、納付について理解と協力を求め、電話による催告、口座振替の推進、訪問徴収等により収入確保に努めます。さらに、滞納者に対してはさまざまな対応策を実施し、適正な滞納整理に努めます。

関係資料編

- 1 用語集
- 2 香美町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱
- 3 香美町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿
- 4 香美町高齢者福祉計画策定に係る検討経過
- 5 香美町高齢者福祉計画策定に係る
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査報告書

1 用語集

【あ行】

◆アウトリーチ

福祉課題があるにも関わらずその課題を認識していなかったり、相談に行くことをためらったりなど、接触が困難な人に対して、援助者が積極的に出向いて生活課題の解決に向けて援助する方法のこと。

◆ACP (アドバンス・ケア・プランニング) 人生会議

もしもの時に備えて、受けたい医療やケアについて、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合っておくこと。

どこでどのように過ごしたいか、自分自身で判断できなくなったときの代替判断を誰にして欲しいかを、心身の状態に応じて何度でも繰り返し考え、話し合いをしておくことで、家族が自身の希望に配慮した対応がしやすくなる。

◆医療連携シート (オレンジ連携シート)

認知症の人に対し、症状の進行に応じて適切な治療やケアが継続して行われるよう、医療・福祉の連携により、円滑に支援を進めるための情報共有ツールです。

◆NPO

ノンプロフィットオーガニゼーション (non profit organization) の略。民間非営利団体。利益を目的とせず、社会的な活動を行う民間団体。特定非営利活動促進法に基づく認証を受けるNPO法人と任意団体として活動する組織がある。

【か行】

◆介護支援専門員 (ケアマネジャー)

介護が必要な人の複数のニーズを満足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きを実施する者。アセスメント、ケア計画作成、ケア計画実施での諸能力が必要とされる。

◆ケアプラン (介護サービス計画書)

支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境等に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

◆ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者が、そのニーズを満たすケアサービスなどを総合的に利用できるよう調整すること。

◆権利擁護

寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者など、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を守ること。

◆高齢化率

全人口に占める65歳以上人口の占める割合。高齢化率7.0%以上で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」と言われる。

【さ行】

◆サロン

社会的な集まりの場。地域で団らんや娯楽などで気軽に集える場所。本町では、香美町社会福祉協議会が取り組み、福祉委員会を窓口に住民主体の「いきいきサロン」を開設し、高齢者等の閉じこもり予防、介護予防の推進を図っている。

◆社会資源（地域資源）

生活上のニーズを充足する様々な物資や人材、制度、技能の総称。行政などから提供される制度サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などのインフォーマルサービスに分類される。

◆社会福祉協議会（社協）

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法109条に位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされている。

◆重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える課題や複雑化・複合化しており、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題やさまざまなニーズの対応が困難になっている現状を踏まえ、相談や困りごとを市町村の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを目的として、令和3年度に開始された事業。多機関の連携による属性や世代を問わない包括的な相談支援体制づくり、支援を必要とする人のニーズに対応した支援の体制づくりを通

じた参加の支援、住民同士の顔の見える関係の育成や地域課題への取組を推進する地域づくりの3つの支援を一体的に実施する事業。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されており、生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないが、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めている。

◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者等の生活支援及び介護予防支援サービス等を地域で提供する体制の整備を推進するために地域ごとに配置され、地域課題に取り組む協議体の設置をはじめとする住民主体の活動づくりをサポートする人。

◆生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で、いつまでも安心して生き生きとした暮らしを続けていくためには介護保険の専門的なサービスだけでなく、地域で助け合い、支え合う仕組みづくりが必要である。生活支援体制整備事業は、誰もが住み慣れた地域でこれからも安心して暮らし続けられるように地域の支え合いの仕組みづくりを進める事業。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であり、悪徳商法などの被害にあるおそれがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、判断能力の不十分な人を保護し支援する制度。

【た行】

◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

◆地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関・団体が集まり、支援の課題や利用できる社会資源等及び個別の課題について支援の方策について検討する会議のこと。

◆地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

◆地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・医療の向上、財産管理、虐待防止等様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していく機関。

◆チームオレンジ

地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための取り組み。近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の家族に対する生活面の早期からの支援等を行う。認知症の人もメンバーとして参加する。

【な行】

◆ニーズ

必要、要求、需要。地域福祉では、何らかの支援を必要とする状況があることをいう。

◆認知症機能訓練（4DAS）

兵庫県西播磨県民局、兵庫県西播磨認知症疾患医療センターが開発した兵庫県独自の認知症機能訓練のプログラム。リハビリ専門職がいなくても効果的な機能訓練が安全に実施可能。

身体機能・認知機能・生活機能・認知症の行動・心理症状（BPSD）の4つの側面からアセスメントを行い、対象者を8つのタイプ（A～H）に分類してタイプに応じた認知症機能訓練を実施する手法。

◆認知症ケアパス

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症の人の進行状態に応じた適切なサービス提供（医療・介護サービスなど）」をいつ、どこで、どのように受ければよいのかを体系的に紹介したもの。

予防の段階を含め「認知症の人が地域で生活するための基盤づくり」を進め、これまで地域で培ってきた医療、介護、福祉の現場やボランティア、地域住民、民生委員等が行う認知症の人を支える取り組みを整理・視覚化し、認知症の人やご家族、地域住民に対し、その支援内容などをわかりやすく示し、認知症の人を地域でいかに支えていくかを明示する。

◆認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者。

◆ネットワーク

保健・福祉・医療に関わる人的資源や社会資源が相互に連携して支援の質を高めることや、それらと地域が有する人的資源や社会資源が結び付いた、課題解決のための幅広いつながりのこと。

【は行】

◆ハイリスクアプローチ

ハイリスクの人を対象に行動変容を促すよう指導する活動や基礎疾患の多い人を対象に行動変容を促すよう指導する活動のこと。

◆ひきこもり

特定の病気や障害ではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義等によると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係はない状態が6か月以上続いている状態を指す。程度は人によって異なり、まったく自宅や自室から出られない人だけでなく、買い物のために外出することはできる人もいる。

◆避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿。

◆フォーマルサービス・インフォーマルサービス

フォーマルサービスとは、医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスの事を指します。例えば、訪問介護（ホームヘルパー）や訪問看護・デイサービス・デイケアなどがフォーマルサービスに当たる。

インフォーマルサービスとは、介護保険などの制度を使わないサービスを指し、NPO 法人やボランティアグループが行うサービス（有料・無料に関わらない）だけでなく、家族・親戚・近所の人のかも、インフォーマルサービスに含まれる。

◆フレイル予防

フレイルとは、日本語で「虚弱」「脆弱(ぜいじゃく)」などと訳され、「加齢とともに心身の活力が低下し、複数の慢性疾患などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態だが、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。体重減少や筋力低下等の身体的な変化だけでなく、気力低下といった精神的な変化も含む。

◆防災リテラシー

災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、想定外の事態から自分自身を救う能力のこと。

【ま行】**◆見守り SOS ネットワーク**

認知症高齢者が行方不明になった時に対応するため、警察や関係機関を含め、町民が幅広く行方不明高齢者等の捜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク。

◆民生委員・児童委員

民生委員とは、厚生労働大臣の委嘱を受け、住民の要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等の訪問や相談などの支援を行う民間の奉仕者。児童委員は、児童問題に関わる行政機関や児童・青少年育成者・学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや各種相談・援助を行う民間の奉仕者であり、児童福祉法において民生委員が兼ねることとされている。

◆民生・児童協力委員

地域ごとに委嘱され、民生委員・児童委員に協力して、地域で福祉活動を行うボランティア。

【や行】**◆ヤングケアラー**

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

【わ行】**◆ワンストップサービス**

ある分野に関連するあらゆるサービスを、そこに1度立ち寄るだけですべて行えるようにするサービス形態のこと。特に、行政サービスの一環として省庁や地方自治体が実施するサービスを指すことが多く、いわばタライ回しになりがちな行政手続きを、一本化する試みを指す。

2 香美町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての町民が健やかで生きがいのある生涯を過ごすことのできる豊かで活力ある長寿社会づくりの推進を目的とし、その総合的な計画を策定するため、香美町高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 豊岡健康福祉事務所の職員
- (2) 但馬長寿の郷の専門職職員
- (3) 香美町連合自治会の代表
- (4) 香美町民生委員児童委員協議会の代表
- (5) 香美町在勤の医師・歯科医師 2人
- (6) 香美町社会福祉協議会の代表
- (7) 香美町老人クラブ連合会の代表
- (8) 美方郡広域シルバー人材センターの代表
- (9) 兵庫県介護支援専門員協会美方郡ブロックの代表
- (10) 医療・高齢者福祉事業者の代表 3人
- (11) 香美町いずみ会の代表
- (12) 被保険者の代表 6人
- (13) 香美町副町長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(他の委員会等との連携)

第7条 委員会は、香美町地域ケア会議等との連携を図るものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成17年10月1日告示第172号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第52号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月7日告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(香美町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の廃止)
- 2 香美町地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (平成18年香美町告示第66号) は、廃止する。

附 則 (平成20年7月30日告示第95号)

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月5日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月1日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月15日告示163号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

3 香美町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

任期：令和5年7月26日～令和8年3月31日

(敬称略)

役職名等	氏名	備考
豊岡健康福祉事務所 所長	柳 尚夫	
但馬長寿の郷 地域ケア課 作業療法士	中野 裕貴	
香美町連合自治会 会長	山本 勝己	
香美町民生委員児童委員協議会 理事	井上 康子	副委員長
公立香住病院 院長	上田 通雅	
美方郡歯科医師会 代表	上田 通明	
香美町社会福祉協議会 会長	森脇 修	委員長
香美町老人クラブ連合会 会長	藤澤 昌彦	
美方郡広域シルバー人材センター 常務理事兼事務局長	駒居 勝	
兵庫県介護支援専門員協会美方郡ブロック 代表	上田 昌司	
社会福祉法人 香寿会 事務長	中村 将	
デイサービスいそこの花・グループホームむらおかの空 施設長	小谷 勝義	
公立香住病院 総看護師長	小田垣 かおる	
香美町村岡区いずみ会 会長	田刈 悠代	
被保険者代表 (香住区)	濱本 正栄	
被保険者代表 (香住区)	前田 保子	
被保険者代表 (村岡区)	上田 八代野	
被保険者代表 (村岡区)	古川 綾子	
被保険者代表 (小代区)	奥林 正三	
被保険者代表 (小代区)	吉田 加代子	
香美町 副町長	穴田 康成	

4 香美町高齢者福祉計画策定に係る検討経過

時 期	内 容 等
令和5年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回 策定委員会 介護予防・日常生活圏域二一ス調査結果報告 在宅介護実態調査の集計結果報告 介護施設等整備意向調査及び介護サービスの状況調査結果報告 介護保険事業の現状 第4期地域福祉計画の概要説明 介護保険事業を取り巻く状況について 第8期計画の検証と第9期計画に向けての課題
令和5年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2回 策定委員会 高齢者福祉計画（素案）の検討 ・計画の基本理念と体系 ・施策の展開 介護保険事業計画（素案）の検討
令和5年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第3回 策定委員会 高齢者福祉計画（素案）の修正検討 介護保険事業計画（素案）の修正・追加等の検討
	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>パブリックコメント～第4回策定委員会の内容等を 記載予定です。</p> </div>

5 香美町高齢者福祉計画策定に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書

令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の報告書の概要を掲載予定です。

第9期香美町高齢者福祉計画香美町介護保険事業計画

編集：香美町高齢者福祉計画策定委員会(事務局：香美町福祉課)

発行：香美町

発行日：令和6年 月

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1

TEL：0796-36-1111 (代) FAX：0796-36-3809
